

令和3年度
固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務
(中部経済産業局の固定価格買取制度における
事業計画実施状況等の円滑な遂行に関する調査)

報 告 書

令和4年3月

JEC 株式会社ジェック経営コンサルタント

1. 事業概要	2
2. 現状及び課題の整理	6
3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務	27
4. 通報案件の整理・対応策	62
5. トラブルの発生を防ぐ予防策	89
6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）	105
7. 現地視察	127
8. アンケート報告	136
9. 自治体からの要望・意見	158
10～13. 資料	165

1. 事業概要

1. 事業概要

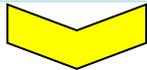
1-1. 事業の目的

【業務負担の増大】

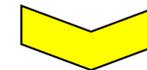
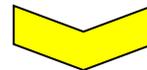
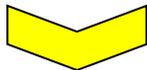
- 2017年(平成29年)4月に改正された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「FIT法」)の施行以降、①認定等の厳格化、②省令・運用及び調達価格の変更にともない、申請不備や問い合わせが大幅に増加し、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度の担当課等の各地方経済産業局の業務負担が増大している状況である。

【不適切案件の増大】

- 改正FIT法においては、認定事業者に対して、発電設備への標識及び柵塀等の設置を義務づけたが、経過措置期間後においても未だ標識や柵塀等が未設置あるいは不適切な設置事例の情報が多く寄せられている。
- 『事業計画策定ガイドライン』では、事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を進めるよう努めることとされているが、実際には地域住民との間でトラブルになっている案件も多い。



- そのため、不適切な事案については、必要に応じ注意喚起や指導等を行うとともに、指導等に従わない認定事業者に対しては、認定取消し等の厳格な対応を行う必要がある。
- また、トラブルが生じている事案については、FIT発電事業者にトラブル収束に向けた取り組みを促すとともに、違反が確認された場合には厳格な対応を行う必要がある。
- さらに、予防の観点からも、不適切な事案の発生原因を調査し、不適切な事案の減少に寄与する取り組みを検討することが望まれている。



- これらを踏まえ、本事業では、社会全体でのトータルコストの削減、「FIT制度」における審査の迅速化の実現及び不適切な事案の問題解決プロセスを構築するため、様々な解決策を積極的に追求できるよう、実際に起きている通報案件等から現状把握を試みてリサーチし、担当課の継続した業務体制構築に資する改善策の提案・実現・調査を行うことを目的とする。

※本事業では、本事業の一つとして設置した「中部再エネ発電設備地域サポート窓口」に通報のあった案件を基に、問題解決のプロセスを整理した。また、通報案件の大半を占める太陽光発電に絞って取りまとめを行った。

1. 事業概要

1-2-1. 本事業における実施項目

- 本事業では、以下の項目について、実施及び取りまとめを行った。

(1)「中部再エネ発電設備地域サポート窓口」の設置及び不適切事案の対応

- 専用の業務支援要員を配置したサポート窓口を設置し、自治体や地域住民等から寄せられる不適切事案の情報を収集し、事案解決に向けた連絡調整・対応を実施した。

(2)「FIT制度に関する自治体連携会議」の開催

- 東海地区3県、北陸地区2県の自治体関係者を対象とした「FIT制度に関する自治体連携会議」を開催し、FIT制度に関する動向や発電事業者への指導状況、条例・ガイドライン等の運用状況について、情報共有及び意見交換を実施した。

(3) FIT関連業務の標準化及び自治体での対応状況に係る調査

① FIT関連業務の標準化

- 令和2年度の調査において標準化した業務対応方法をもとに、さらなる情報収集を実施し、多様化に対応するとともに、その傾向を把握し、スキームの拡充を実施した。

② FIT制度に関わる条例等に関するアンケート調査

- 東海地区の連携自治体のうち14自治体に対して、条例等の制定状況、制定に至った経緯、効果と課題等についてアンケートを実施し、取りまとめを行った。

③ 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

- 東海地区の連携自治体のうち14自治体、北陸地区の連携自治体のうち3自治体に対して、不適切案件の対応体制、対応状況、具体的な相談内容、課題や要望等についてアンケートを実施し、取りまとめを行った。

④ 現地調査

- 事案の情報収集・整理や連絡調整の実施状況などを踏まえ、必要があると判断した東海地区5件の発電設備に対して、現地確認を行い、写真及びFIT法の遵守状況等の取りまとめを行った。

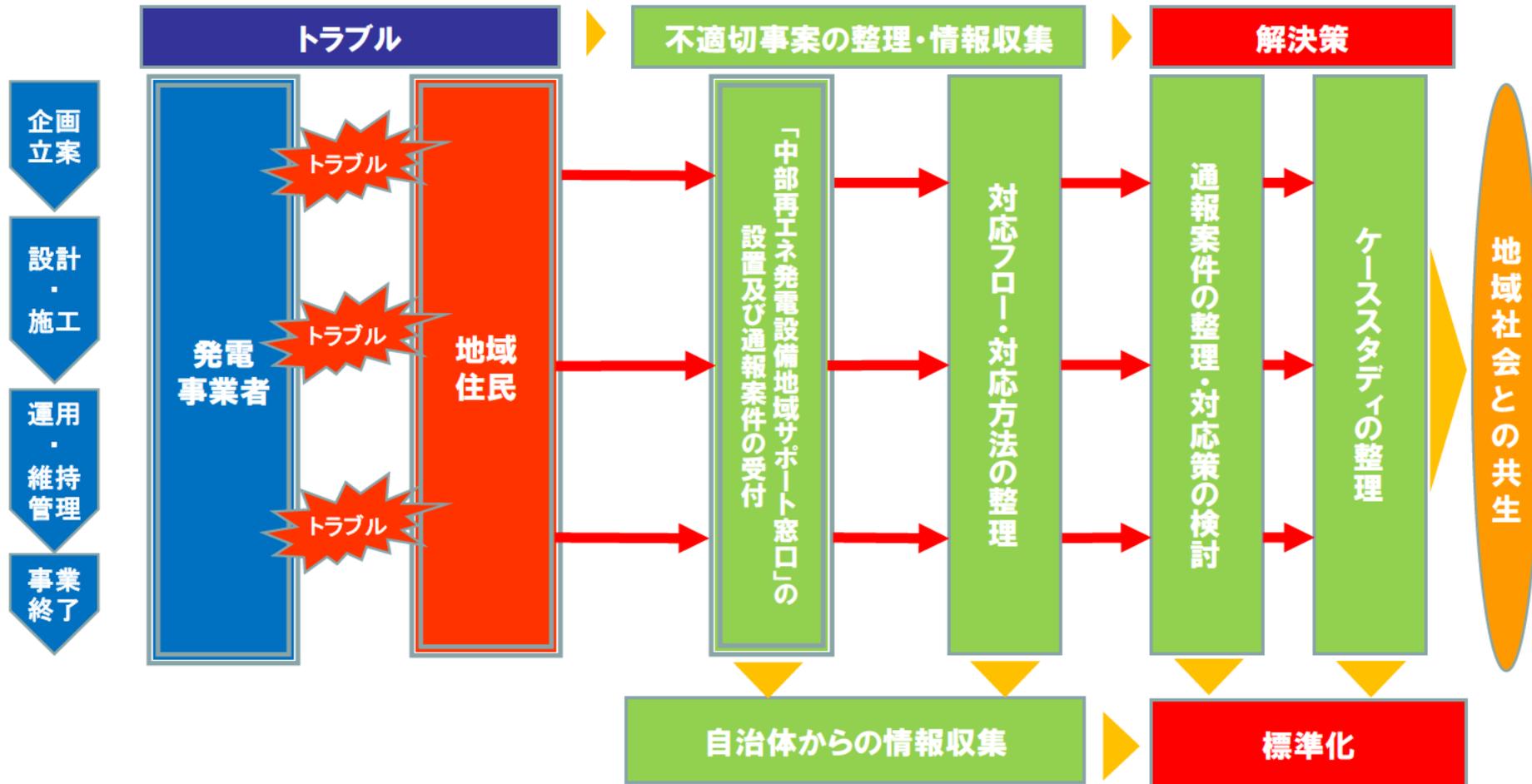
(4) 調査報告書の作成

- (1)～(3)の業務を通して収集した情報等を整理し、業務対応方法の標準化及び業務対応フロー表等の作成、自治体の対応状況、現制度の改善点等の資料の作成を実施した。

1. 事業概要

1-2-2. 本事業における実施項目

- 本事業では、サポート窓口寄せられた実際の通報案件を整理し、解決方法の標準化を図った。



2. 現状及び課題の整理

2. 現状及び課題の整理

2-1. エネルギー政策の基本戦略

- 『第六次エネルギー基本計画』(令和3年10月策定)は、「気候変動問題への対応」と「日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服」という二つの大きな視点を踏まえて策定された。
- 基本戦略としては、これまでもエネルギー政策の大前提とされてきた「S+3E」を大前提に、2030年度の新たな削減目標や2050年カーボンニュートラルという野心的な目標の実現を目指し、あらゆる可能性を排除せず、使える技術は全て使うという発想に立つとされている。

(1) エネルギー政策の基本的視点(S+3E)

- 安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上(Economic Efficiency)による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図る。
- 上記に加え、新たな視点として、エネルギー供給においても、サプライチェーン全体を俯瞰した安定供給の確保の重要性が指摘されている。

(2) 2050年カーボンニュートラル実現に向けて

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、日本の温室効果ガス排出の8割以上を占めるエネルギー分野の取組が重要とされている。
- しかしながら、日本の産業構造や自然条件などを踏まえても、その実現は容易なものではなく、官民一体となり総力を挙げた取組が必要となる。



(出典) 経済産業省資源エネルギー庁
「日本のエネルギー 2021年度版」 S+3Eより抜粋

2. 現状及び課題の整理

2-2. 「2050年」を見据えた2030年に向けた政策対応

- 2030年までの9年間で、イノベーションの具現化・社会実装を実現するのは容易なことではないため、既存の技術を最大限活用し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことが求められている。
- このような状況の中で、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源として位置づけられている。

(1)再生可能エネルギーの位置づけ

- S+3Eを大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。
- 再生可能エネルギー導入拡大に向けた具体的な取組の例は、以下のとおりである。

項目	内容
地域と共生する形での適地確保	● 改正温対法に基づく再エネ促進区域の設定(ポジティブゾーニング)による太陽光・陸上風力の導入拡大、再エネ海域利用法に基づく洋上風力の案件形成加速などに取り組む。
事業規律の強化	● 太陽光発電に特化した技術基準の着実な執行、小型電源の事故報告の強化等による安全対策強化、地域共生を円滑にするための条例策定の支援などに取り組む。
コスト低減・市場への統合	● FIT、FIP制度における入札制度の活用や中長期的な価格目標の設定、発電事業者が市場で自ら売電し市場連動のプレミアムを受け取るFIP制度により再エネの市場への統合に取り組む。
系統制約の克服	● 連系線等の基幹系統をマスタープランにより「プッシュ型」で増強するとともに、ノンファーム型接続をローカル系統まで拡大。再エネが石炭火力等より優先的に基幹系統を利用できるように、系統利用ルールの見直しなどに取り組む。
規制の合理化	● 風力発電の導入円滑化に向けアセスの適正化、地熱の導入拡大に向け自然公園法・温泉法・森林法の規制の運用の見直しなどに取り組む。
技術開発の推進	● 建物の壁面、強度の弱い屋根にも設置可能な次世代太陽電池の研究開発・社会実装を加速、浮体式の要素技術開発を加速、超臨界地熱資源の活用に向けた大深度掘削技術の開発などに取り組む。

2. 現状及び課題の整理

2-3. 太陽光発電事業を取り巻く主な動向

(1) 国の政策等の流れ

- 2021年以降の国の主な政策の流れは、以下のとおりである。

成立・施行年	法令／内容
2020年6月成立 2022年4月施行 ※一部除く	<p>『強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案』 (エネルギー供給強靱化法)</p> <p>電気事業法の他に、再エネ特措法、JOGMEC法の改正も含む。 再エネの普及のために、再エネの「発電コストの削減」や「電力市場への統合」、再エネ発電設備を安全に設置・運用するための「事業規律の策定」、「電力系統の整備」等の様々な課題解決を促進させる役割などを担っている。</p>
2021年5月成立 2022年4月施行	<p>『地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律』</p> <p>「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けるもの。 地方創生につながる再エネ導入促進のために、地域の再エネを活用した脱炭素化を目指すための再エネ活用事業の計画・認定制度が創設される。 法改正によって、自治体が積極的に地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業に関与し、地域内での円滑な合意形成を図りやすい基盤を整えている。</p>

2. 現状及び課題の整理

2-3. 太陽光発電事業を取り巻く主な動向

(2) 太陽光発電事業を取り巻く法改正等の主な動向

- 太陽光発電事業をめぐるっては、適正かつ適切な事業実施の確保を図るために、最近では以下のような法制度等の見直しや取り組みが行われている。

① 低圧事業者に対する措置

内容	法令等	年度
<ul style="list-style-type: none"> 10kW以上50kW未満の小規模用事業用太陽光発電に自家消費型(発電量の30%以上は自家消費)の要件(「地域活用要件」)を設定。 低圧発電は余剰電力の買取のみに。 	改正FIT法	2020年4月～
<ul style="list-style-type: none"> 小出力発電設備(50kW未満の太陽光と20kW未満の風力発電設備の所有者等を報告対象化) 	改正電気事業法	2020年
<ul style="list-style-type: none"> 小出力発電設備の設置者などに対しても、国への事故報告を義務づけ 	改正電気事業法	2021年4月～

2. 現状及び課題の整理

2-3. 太陽光発電事業を取り巻く主な動向

②安全面の不安払拭・安全確保

内容	法令等	年度
<ul style="list-style-type: none"> FIT認定事業者に対して設置設備への柵塀・標識の設置を義務づけ 	改正FIT法	2017年4月～
<ul style="list-style-type: none"> 【資源エネルギー庁】定期報告に関するお知らせ(注意喚起) 	—	2018年7月
<ul style="list-style-type: none"> 柵塀・標識等の設置義務についての注意喚起 	—	2018年11月
<ul style="list-style-type: none"> 条例も含めた関係法令の遵守を義務づけ 関係法令遵守違反の場合には、指導及び助言、改善命令、認定取消し等の対応 	改正FIT法	2017年4月～
<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法に基づく技術基準の整合性に疑義のある案件への取締り 	改正電気事業法 改正FIT法	2019年～
<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直し 	電気設備の技術基準の解釈	2020年～
<ul style="list-style-type: none"> 『発電用太陽電池設備に関する技術基準』に土砂流出に関する基準を規定 	電気事業法	2021年4月
<ul style="list-style-type: none"> 小出力発電設備の事故報告 	—	2021年4月～
<ul style="list-style-type: none"> 柵塀・標識設置の宣誓書提出の必須化 	—	2021年4月～
<ul style="list-style-type: none"> 【資源エネルギー庁】FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ(注意喚起) 	—	2021年4月
<ul style="list-style-type: none"> 【経済産業省】積雪による太陽電池発電設備の損壊事故防止について(注意喚起) 	—	2021年12月

2. 現状及び課題の整理

2-3. 太陽光発電事業を取り巻く主な動向

③地域共生に向けた取り組み

内容	法令等	年度
<ul style="list-style-type: none"> 『事業計画策定ガイドライン』において、関係法案・条例の遵守、住民との適切なコミュニケーションの努力義務化 	事業計画策定ガイドライン	2017年
<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の条例等の先進事例を共有する情報連絡会の設置により、自治体での条例策定等の自律的な制度整備を支援 	—	2018年～
<ul style="list-style-type: none"> FIT認定情報の公表 	改正FIT法	2020年
<ul style="list-style-type: none"> FIT認定前時点での申請に係る情報について、認定前に自治体へ情報提供 	—	2021年8月～
<ul style="list-style-type: none"> 条例データベースの構築 	—	2021年8月～
<ul style="list-style-type: none"> 認定情報のマップ化 	—	2021年9月～
<ul style="list-style-type: none"> FIT認定情報の公表情報の拡充 	—	検討中

④太陽光発電設備の廃棄対策

内容	法令等	年度
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄等費用の積立計画と進捗状況の報告を求め、実施状況を公表 	改正FIT法	2018年～
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄等費用の外部積み立て義務化 	改正FIT法	2020年6月、 2022年4月施行

2. 現状及び課題の整理

2-4. 太陽光発電事業の実施にあたり

- 太陽光発電の事業実施において、50kW未満と50kW以上では手続きが異なる。

(1) 太陽電池発電設備の設置に係る法制上の取り扱い

- FIT制度認定の申請については、50kW未満と50kW以上に分かれている。
- これは、経済産業省の『太陽電池発電設備の設置に係る法制上の取り扱いについて』で示される、法制上の違いによるものである。
- 50kW以上では必要とされる基準や手続き、義務等が増える。また、電気主任技術者を選任しなければならず、月に数万円程度の経費が必要となる。
- コスト面や手続き、保安規定を定める等の煩雑さがあるため、50kW以上の発電設備を設置できる広さがあったとしても、**50kW未満で抑えようとする傾向**がある。

50kW未満の発電設備	50kW以上の発電設備
<ul style="list-style-type: none"> ● 電気事業法上は小出力発電設備となり、「一般用電気工作物」になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気事業法上は発電用の電気工作物(発電所)となり、「自家用電気工作物」になる。 ● 経済産業省が定める技術基準に適合するように電気工作物を維持する義務がある。
<ul style="list-style-type: none"> ● 電気工事士(第一種または第二種)が作業を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一種または認定電気工事従事者が作業を行う必要がある。 ● 保安規程を定めて届け出る義務がある。
<ul style="list-style-type: none"> ● 電気主任技術者の選任は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気主任技術者を選任して届け出る義務がある。

2. 現状及び課題の整理

2-5. 太陽光発電事業の実施にあたり【事業計画の認定】

- 太陽光発電事業を実施するには、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、認定を取得する必要がある。

(1) 主な認定基準

- 発電事業計画が認定を取得するためには、以下の認定基準の全てを満たしていることが必要である。

項目	内容
土地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、またはこれを確実に取得すると認められたこと、調達期間が終了するまでの間、同一の設置場所で発電を行う計画であること。
分割禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。
設備の決定	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること。
接続の同意	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること。
保守点検及び維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること。
設備の廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること。
関係法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令(条例を含む)の規定を遵守すること。

認定申請時までには事業実施にあたって必要な全ての手続きを終えておく必要はない。

(出典)「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック2021年版」をもとに作成

2. 現状及び課題の整理

2-5. 太陽光発電事業の実施にあたり【事業計画の認定】

- 『事業計画策定ガイドライン』には、事業者が発電事業を行うにあたっての「遵守事項」及び「推奨事項」が記載してある。また、「ガイドラインに記載されている事項については、**全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきもの**」と明記されている。

(2)『事業計画策定ガイドライン』の記載事項例

- 以下の項目が、ガイドラインに記載されている主な「遵守事項」及び「推奨事項」である。

【遵守事項に違反した場合】

- 認定基準に適合していないとみなされ、FIT法に基づく**指導・助言、改善命令、認定の取消し等の措置が講じられる可能性がある**。

【推奨事項を怠っていると認められる場合】

- FIT法に基づく**指導・助言等の対象となる可能性がある**。

遵守事項	推奨事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明会の開催など、地域住民との適切なコミュニケーションを図る。
<ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者名、保守管理責任者名、連絡先等の情報を記載した標識を掲示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 柵塀等の設置により、第三者が構内に立ち入ることができないような措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間団体が作成したガイドラインを参考にし、保守点検及び維持管理を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検及び維持管理計画を策定し、これに則り保守点検及び維持管理を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● FITの調達期間終了後も設備更新することで、事業を継続する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに発電設備を処分する。 	

(出典)「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック2021年版」をもとに作成

2. 現状及び課題の整理

2-5. 太陽光発電事業の実施にあたり【事業計画の認定】

- 再エネの地域における活用を促すため、事業用太陽光(10-50kW)には自家消費型の要件が設定してある。

(3)事業用太陽光(10-50kW)に設定される自家消費型の要件

- 以下の①～②の要件を全て満たすことが必要

- ①当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費等を行うこと
 - 自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要。
 - 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講ずる。
 - 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行う必要がある。
- ②災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。
 - 少なくとも10kW相当分のPCSIに自立運転機能を具備させ、1.5kWの自立運転出力を確保する必要があります。
 - ※営農型太陽光発電であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が3年を超えるものについては、②の要件のみ満たせば、FIT認定の対象となる。この場合、FIT認定後、3年以内に農地転用許可を得る必要がある。

(出典)「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック2021年版」をもとに作成

2. 現状及び課題の整理

2-6. 太陽光発電事業の実施にあたり【関係法令の整理】

- FIT制度認定申請時に提出する「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」には、以下の法令等の該当状況を記載することになっている。

(1) 太陽光発電事業に関連する主な関係法令

- 発電事業計画の認定申請を行う際に、以下の関係法令のチェックリストがあるが、通報案件の多くに関連するのは、主に「★」印の法令である。

	関係法令	該当項目	ポイント
1	国土利用計画法	土地売買等の届出	・ 一定面積以上の土地取引には届出が必要。
2	都市計画法	開発許可	・ 一定の開発行為について許可が必要。
3	河川法	工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	・ 設置場所が「河川区域」または「河川保全区域」に該当するか。
4	港湾法	港湾区域内の水域または港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内における行為届出	・ 設置場所が「港湾隣接地域」または「臨港地区」に該当するか。
5	海岸法	海岸保全区域等の占用許可	・ 設置場所が「海岸保全区域」に該当するか。
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	・ 設置場所が「急傾斜地崩壊危険区域」に該当するか。
7	砂防法★	砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	・ 設置場所が「砂防指定地」に該当するか。
8	地すべり等防止法★	地すべり防止区域またはぼた山崩壊防止区域内の行為許可	・ 設置場所が「地すべり防止区域」または「ぼた山崩壊防止区域」に該当するか。
9	景観法★	景観法に基づく届出	・ 設置場所が「景観計画区域」に該当するか。

2. 現状及び課題の整理

2-6. 太陽光発電事業の実施にあたり【関係法令の整理】

	関係法令	該当項目	ポイント
10	農業振興地域の整備に関する法律★	市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所が「農業振興地域」に該当するか。 「農地法」と併せて要確認。
11	農地法★	農地転用許可	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所が「農地」に該当するか。
12	森林法	林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所の森林が「地域森林計画」の対象となっている民有林に該当するか。
13	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所が「埋蔵文化財包蔵地」に該当するか。「史跡」「名勝」「天然記念物指定地」に該当するか。
14	土壤汚染対策法	土地の形質変更届出	<ul style="list-style-type: none"> 3,000㎡以上の土地の形質変更を行うか。
15	自然公園法	工作物新築許可等	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所が「自然公園」に該当するか。
16	自然環境保全部	工作物新築許可等	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所が「自然環境保全地域」に該当するか。
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区の行為許可等	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所が「生息地等保護区の管理地区」に該当するか。
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所が「鳥獣保護区の特別保護地区」に該当するか。

2. 現状及び課題の整理

2-6. 太陽光発電事業の実施にあたり【関係法令の整理】

	関係法令	該当項目	ポイント
19	環境影響評価法・条例	環境影響評価手続	【環境影響評価法】 <ul style="list-style-type: none"> 第一種:4万kW以上の太陽光発電事業 第二種:3万kW以上4万kW未満の太陽光発電事業 【環境影響評価条例】 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の定める対象要件
20	その他★	その他法律・条例に係る手続	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が独自に定めた条例等があるか。

(2) 地方自治体の規制体系

- 太陽光発電事業においては、自治体が独自に定めた条例やガイドライン等と関係することから、地方自治体の規制体系を以下のとおり整理した。

法的拘束力	規制体系	内容
あり	条例	<ul style="list-style-type: none"> 法律同様。自治体ごとの独自ルールで、条例の規定に違反した場合も、条例が定める罰則に問われる。
	施行規則	<ul style="list-style-type: none"> 条例を補足する詳細事項。罰則も適用される。
なし	ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や基準となる目安を示したもの。
	指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> 行政指導するにあたって、その内容や判断基準。
	要綱	<ul style="list-style-type: none"> 事案に対する基準やその事務の取扱いについて定めたもの。
	要領	<ul style="list-style-type: none"> 大綱的に定める「要綱」に対し、細目的に定めたもの。

2. 現状及び課題の整理

2-7. 太陽光発電事業の実施にあたり【認定後の注意事項】

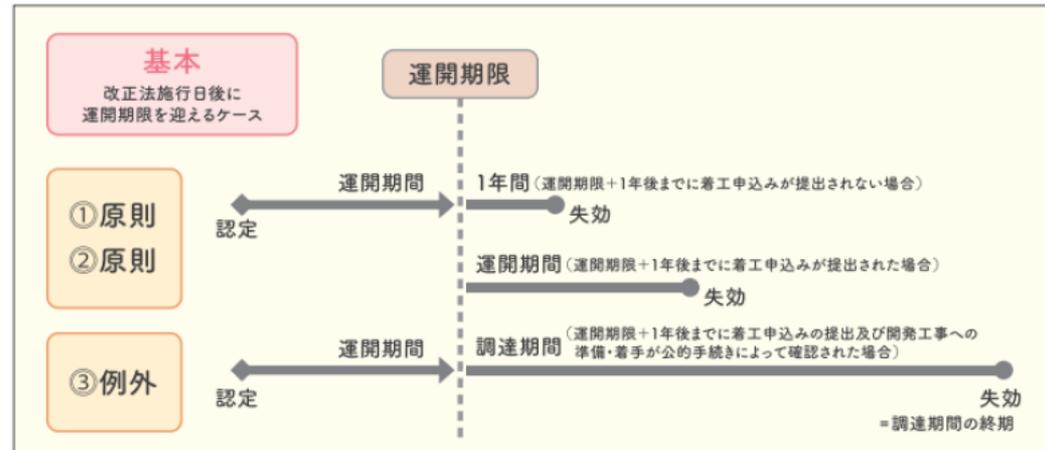
- FIT制度では、認定を受けてから運転開始までの期限が設定されており、その期限経過後、一定の期間までに事業を開始しなければ失効する。
- また、認定後にも定期的な報告義務や変更手続き等が義務づけられている。
- そのため、認定後に実施すべき事項を押さえておく必要がある。

(1) 運転開始期限

- 認定日(起算日)から3年(運転開始期限)を超過した場合は、超過期間分だけ調達期間が月単位で短縮される。(認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は5年、10kW未満は1年を過ぎると認定失効)

(2) 失効制度

- 失効制度は、認定を受けた日から起算して一定の期間までに事業を開始しなければ失効とするとし、運転開始期限の1年後の時点で事業の進捗状況を判断する。



(出典)「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック2021年版」より抜粋

2. 現状及び課題の整理

2-7. 太陽光発電事業の実施にあたり【認定後の注意事項】

- FIT制度では、認定後にも定期的な報告義務や変更手続き等が義務づけられている。
- そのため、認定後に実施すべき事項を押さえておく必要がある。

(3) 定期報告義務

- 定期報告の提出は認定基準として義務づけられている。
- 期限までに提出がない場合には、経済産業大臣による指導や認定取消し等の対象となる可能性がある。
- 認定事業者は、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告(①設置費用報告)及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告(②運転費用報告)を行う必要がある。

発電設備の分類		内容	
		①設置費用報告(増設費用報告)	②運転費用報告
太陽光発電設備	10kW未満の設備※	必要 (増設費用報告は不要)	経済産業大臣が求めた場合に必要
	10kW以上の設備	必要	

※特例太陽光発電設備は、設置費用報告、運転費用報告とも不要

※10kW未満であっても増設により10kW以上になった場合は、増設費用報告は必要

<報告時期>

- ①設置費用報告: 発電設備が運転開始した日から1ヵ月以内
- ②運転費用報告: 発電設備が運転開始した月またはその翌月に、毎年1回

(出典)「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック2021年版」をもとに作成

2. 現状及び課題の整理

2-7. 太陽光発電事業の実施にあたり【認定後の注意事項】

(4) 事業計画の変更

認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定、②事前変更届出、③事後変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要がある。**手続きは変更後の事業者が行う必要がある。**

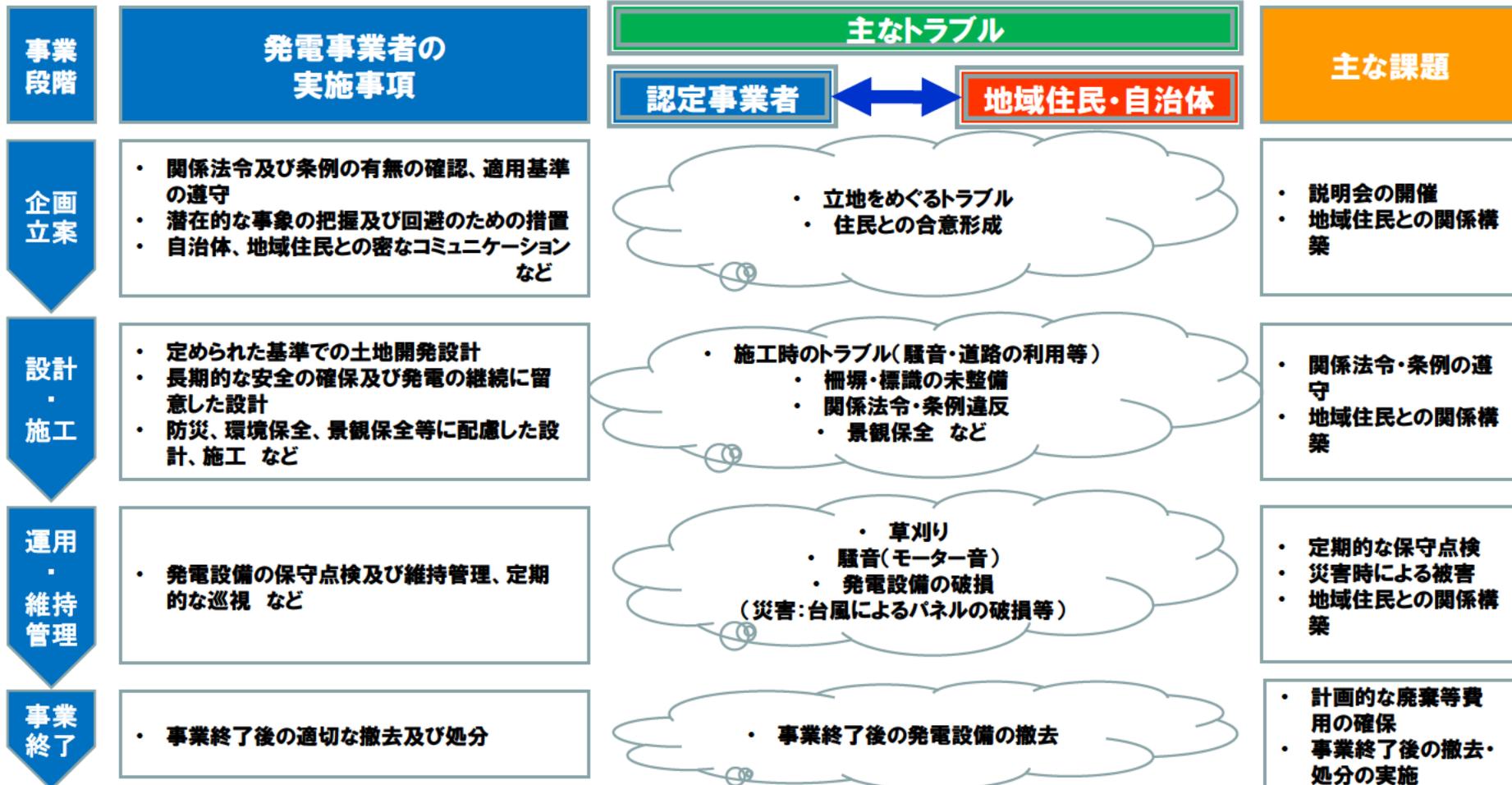
	変更内容	備考
①変更認定	事業者名の変更	・ 変更後の事業者が手続きを行うこととし、社名変更、会社分割、合併、相続等については、「③事業後変更届」の対象。
	発電設備設置場所の変更	・ 運転開始後において、急遽生じたやむを得ない理由(住宅の引越し、土地収用、災害等)がある場合に限り、移設が可能。
	保守点検責任者の変更	
②事前変更届出	事業計画の内容の変更のうち「①変更認定」に係る事項を除いたもの	・ 「①変更認定」の対象となる項目を除いた、設備の設置場所、接続契約締結先、保守点検及び維持管理計画等に変更が生じる場合が対象。
③事後変更届出	認定事業者の氏名・名称、住所の変更	
	(認定事業者が法人の場合) 代表者氏名、役員氏名の変更	

(出典)「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック2021年版」をもとに作成

2. 現状及び課題の整理

2-8. 太陽光発電設備に関連する主な課題

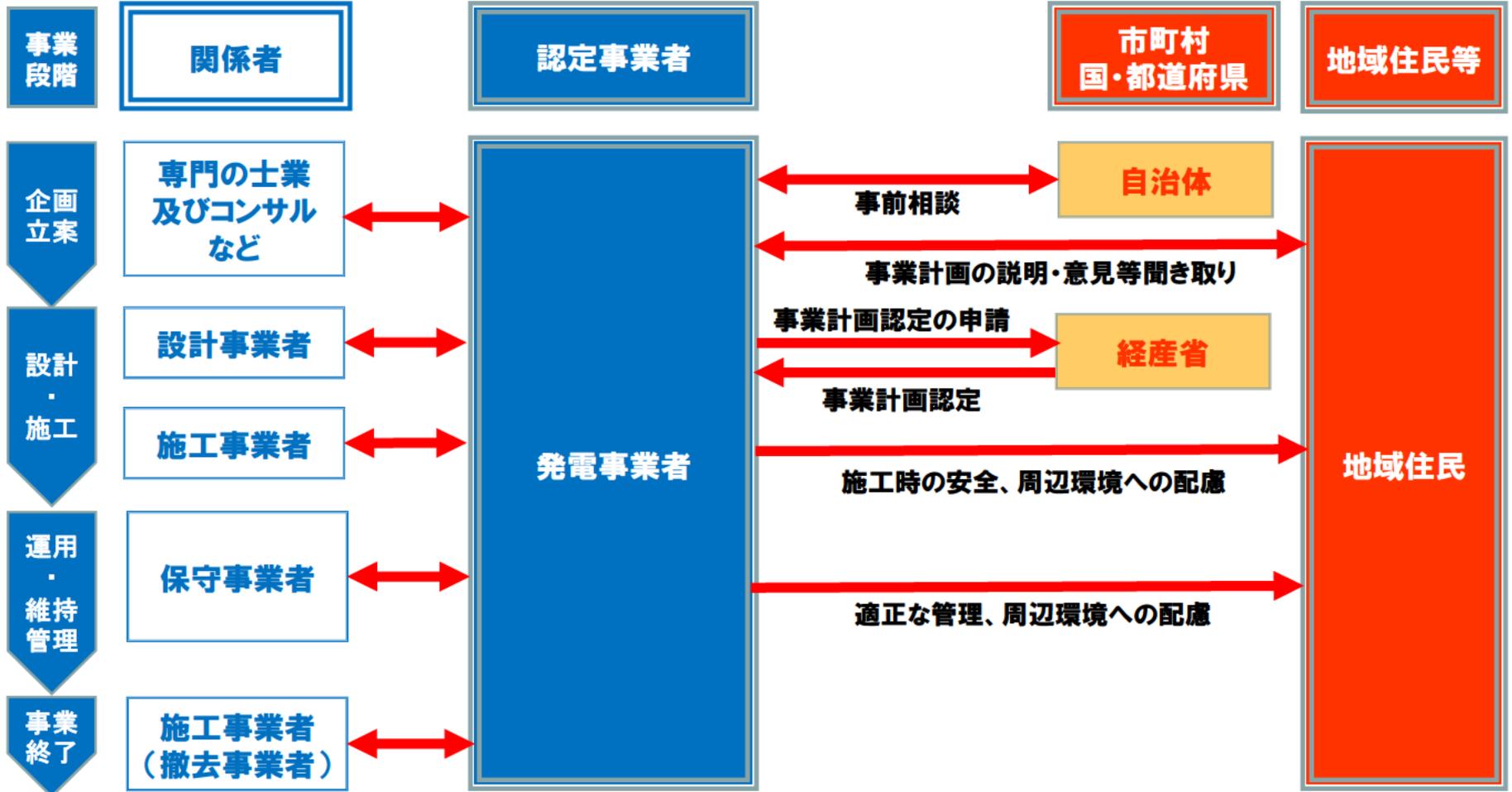
- 太陽光発電設備に関連するトラブルは全ての事業段階で起きているが、複数の事業段階で課題となっている「地域住民との関係構築」は最も重要な課題といえる。



2. 現状及び課題の整理

2-9-1. 太陽光発電に関するステークホルダー【通常時】

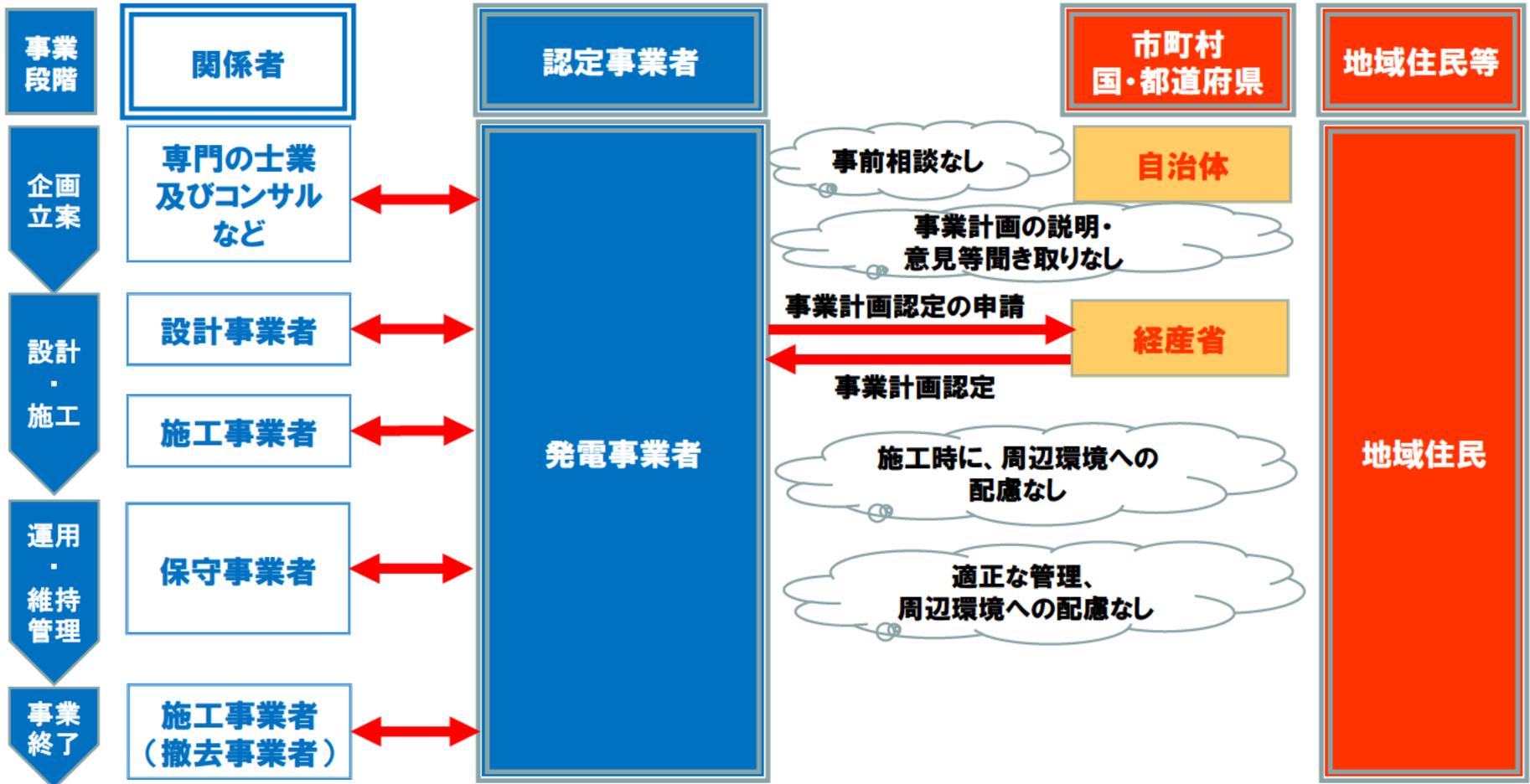
- 通常、発電事業者(認定事業者)が中心となり、自治体への事前相談や地域住民との関係構築、周辺環境への配慮などを行うことになる。



2. 現状及び課題の整理

2-9-2. 太陽光発電に関するステークホルダー【トラブル時】①

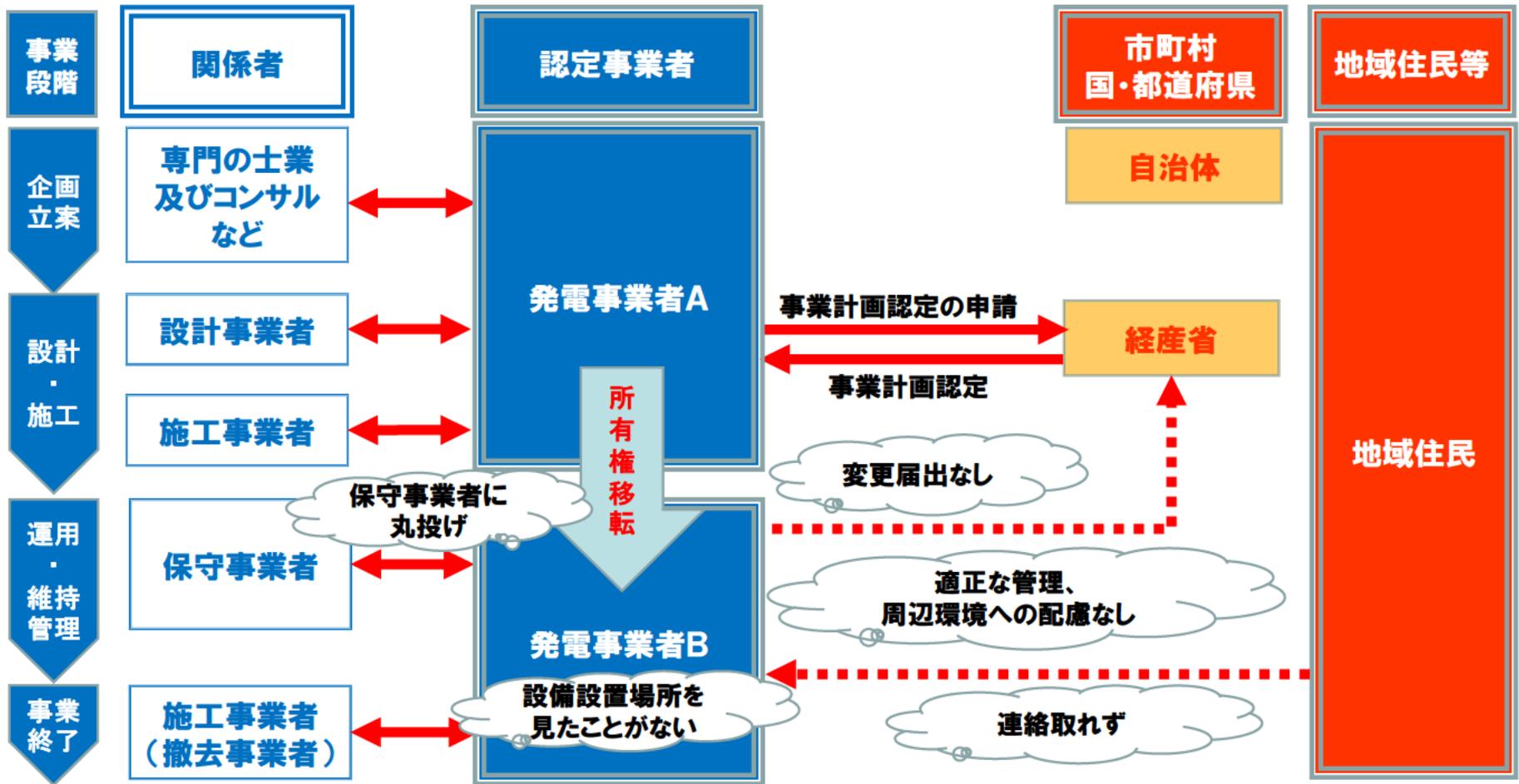
- 通報案件として最も多いのが、地域住民への説明不足、柵塀・標識の未整備、雑草等の繁茂など、周辺住民や環境への配慮が足りないことに対してである。
- 主に、発電事業者と地域住民とのコミュニケーションが図られていないことが多い。



2. 現状及び課題の整理

2-9-2. 太陽光発電に関するステークホルダー【トラブル時】②

- 『事業計画策定ガイドライン』では、「ガイドラインに記載されている事項は、発電事業者の責任において実行すべきもの」とされているが、投機目的等、所有権移転や携わる事業者が複数に及ぶ等、責任の所在が複雑になっているケースがある。



3. 中部再エネ発電設備 地域サポート窓口業務

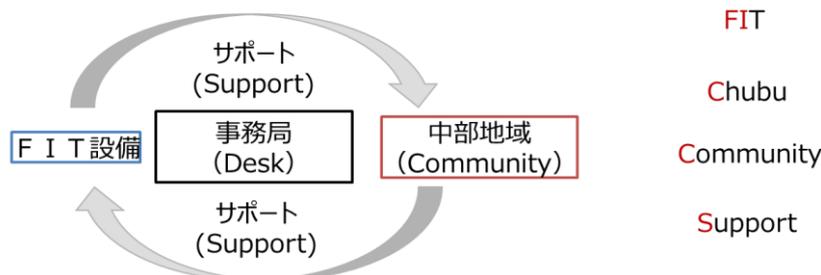
3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-1. サポート窓口の概要

- 専用の電話番号及び業務支援要員を配置したサポート窓口を設置し、自治体や地域住民等から寄せられる不適切事案の情報を収集し、事案解決に向けた連絡調整を実施。

項目	内容
名称	<ul style="list-style-type: none">正式名称: 中部再エネ発電設備地域サポート窓口通称: FiCcS(フィックス) FIT Chubu Community Support
設置期間	<ul style="list-style-type: none">令和3年6月1日～令和4年3月31日
対応時間	<ul style="list-style-type: none">平日(お盆、年末年始を除く)9:00～17:00
設置場所	<ul style="list-style-type: none">富山県富山市湊入船町3-30 株式会社ジェック経営コンサルタント内
連絡先	<ul style="list-style-type: none">電話番号: 076-444-0370Mail: ficcs@jeckc.com
窓口業務	<ul style="list-style-type: none">問い合わせの状況に応じて、担当課及び自治体と連携を図りながら改善に向けた連絡調整を行うとともに、事前に協議した調査内容を担当課に定期的に報告する。また、改善指導等に係る業務補助を行う中で、当該事案の改善状況等の調査を行う。

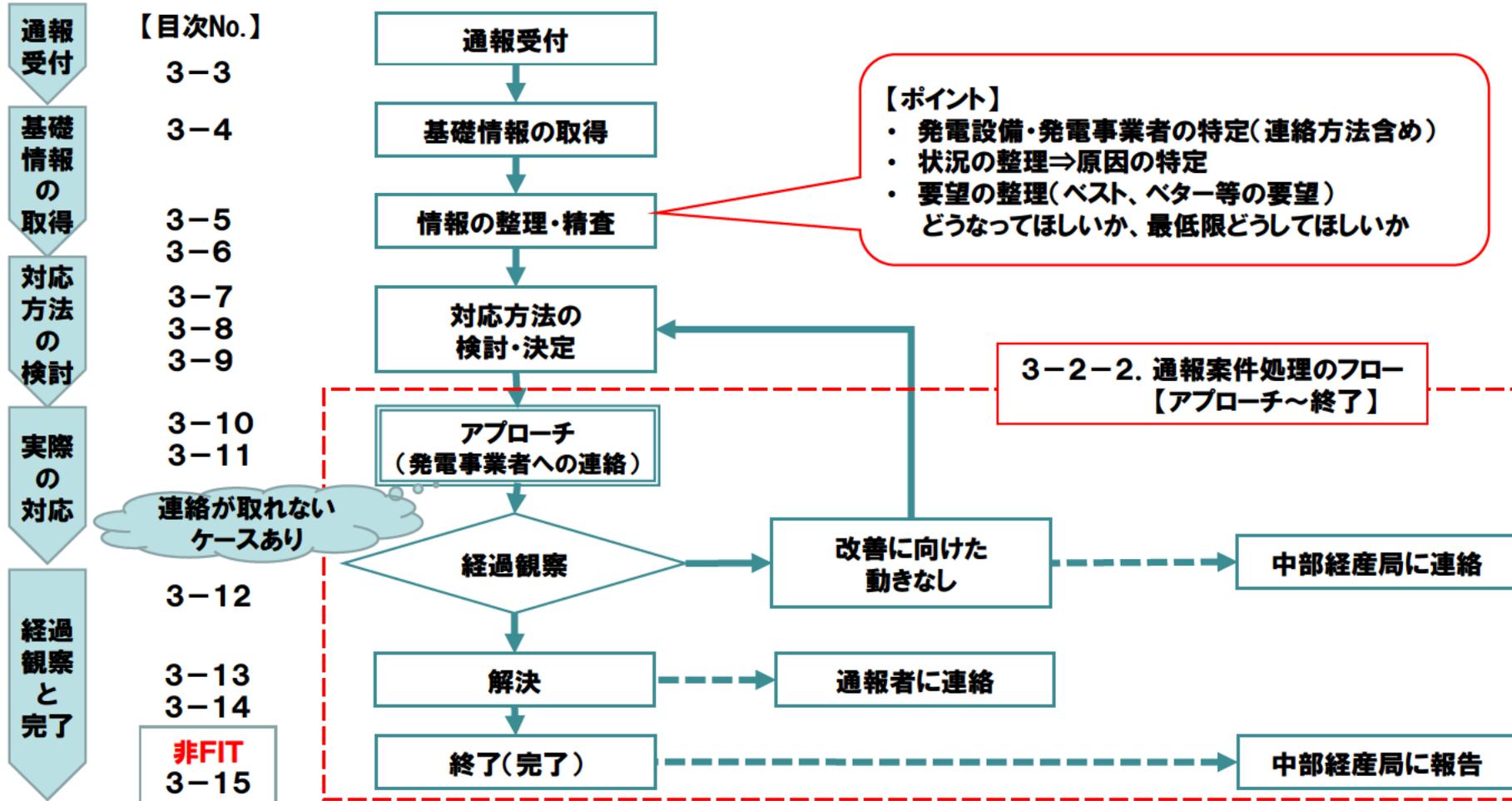
F i C c S (フィックス)



3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-2-1. 通報案件処理のフロー【全体】

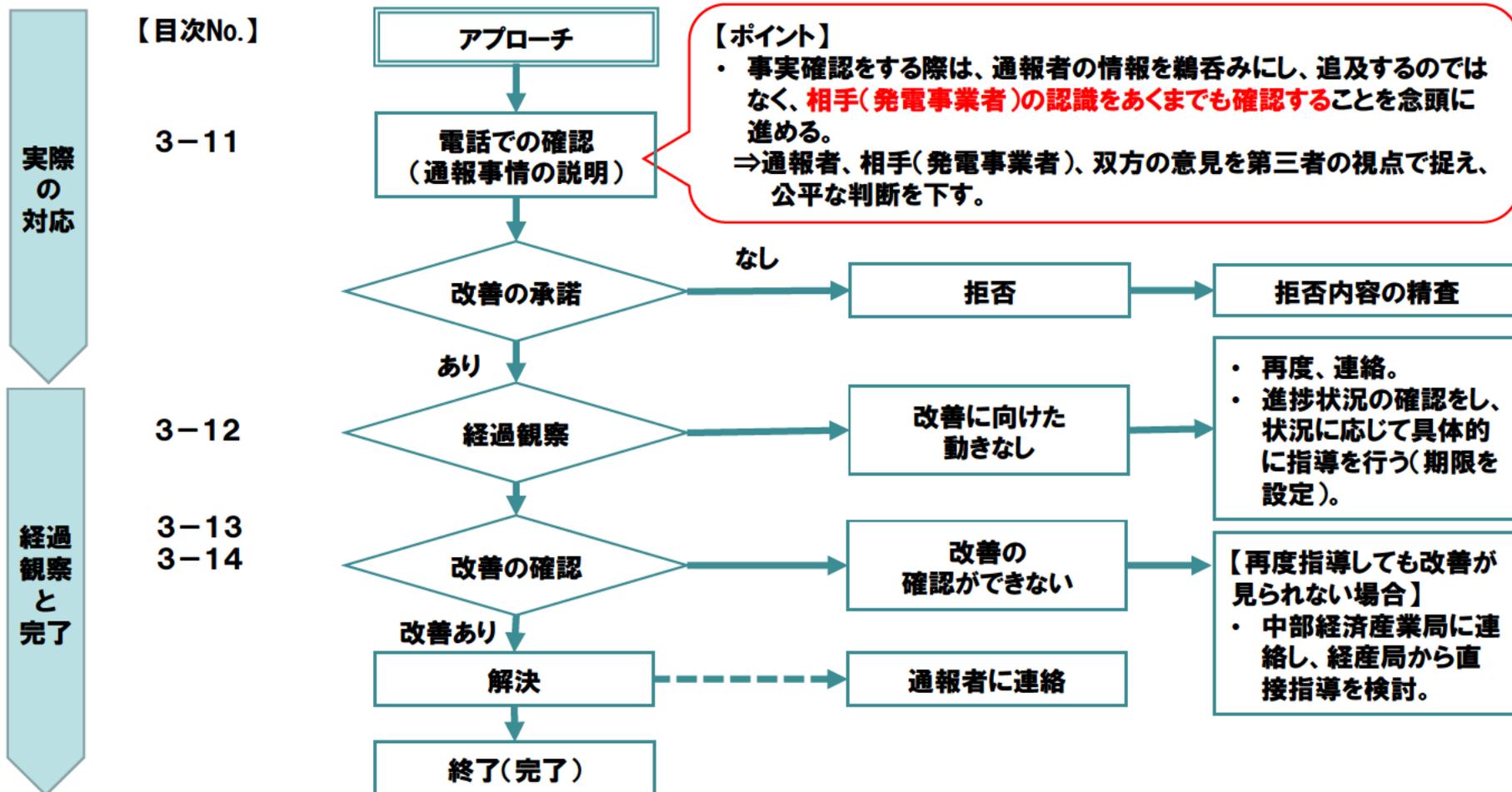
- サポート窓口では、通報案件が発生した場合、以下の処理フローに従い、事案解決に向けた連絡調整を実施した。



3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-2-2. 通報案件処理のフロー【アプローチ～終了】

- 通報者から受け取った情報を整理した後に対応方法を検討し、以下の処理フローに従い、発電事業者に対して事案解決に向けたアプローチを実施した。



3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-3-1. 通報受付【受付方法】

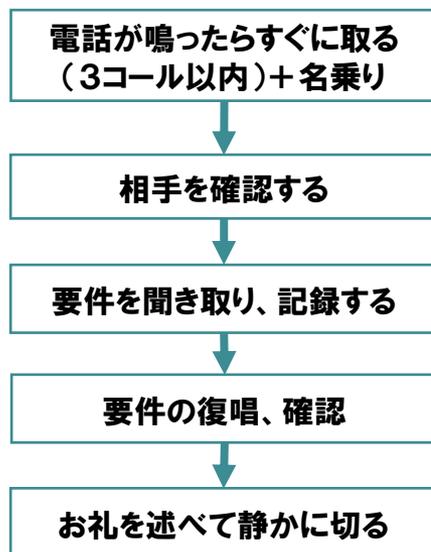
- 通報方法は、電話とメールの2種類あり、それぞれについて対応方法が異なる。

	電話	メール
通報経路	<ul style="list-style-type: none">• 通報者本人や通報者から相談を受けた自治体担当課からサポート窓口へ直接、電話がかかってくるケース。	<ul style="list-style-type: none">• 経済産業省に届けられた通報案件の一覧表が、月に一度メールにて送られてくるケース。
対応	<ul style="list-style-type: none">• 基礎情報については、サポート窓口担当者が一から聞き取りをする必要がある。• 通報案件フォームを活用し、漏れなく、誤りが無いように確認しながら聞き取りをし、記録する。	<ul style="list-style-type: none">• 基礎情報については、既に記載(まとめられている)されているため、必要な事項(通報案件フォームを利用し、不足している情報等)についてのみ確認を行う。=必要であれば、通報者に電話をかけ、確認する。
備考	<ul style="list-style-type: none">• 電話だけでは伝わらない現場の状況やこれまでの経緯書等がある場合は、通報者等にメールアドレスを案内し、送付していただく。⇒相手(発電事業者)に確認する際の裏付けとなる。	<ul style="list-style-type: none">• 今後、サポート窓口専用アドレスによる一般通報を受け付ける場合、必要な情報(基礎情報)が不足している可能性が高く、通報者に電話をかけて確認するケースが増加すると考えられる。

3-3-2. 通報受付【電話対応の基礎、注意事項】

- 通報者は、トラブルを抱えて連絡してこられるため、電話での会話は迅速・的確・丁寧が重要。

(1) 電話の受け方フロー



(2) 電話対応時の注意事項

項目	内容
言葉使い(敬語)	• できる限り丁寧に、常識ある言葉使いで、ハキハキと話す。
口調	• 相手が聞き取りやすいテンポ(早口にならない)で、感情的にならないように話す。 • (通報者が感情的になりがちのため、つられて感情的にならないよう、冷静に話す。)
傾聴、復唱、確認	• まずは、通報者の言い分を全て聴く。 • その際に、通報者の言葉を復唱し、間違いがないか確認する。 • また、わかりづらい、不明な点等はこちらから具体的に質問する。
記録を取る	• 通報内容を基に対応を進めていくため、聞き取りをしながら、正確に記録を取る。(通報案件フォームを利用)

3-3-2. 通報受付【電話対応の基礎、注意事項】

- 通報受付時は、以下のような流れで、通報案件の内容を確認する。

(3) ロールプレイング【自治体等の場合】

項目	内容
【窓口】	<ul style="list-style-type: none">・ コール音。できる限り早く電話を取る。・ お電話ありがとうございます。中部再エネ発電設備地域サポート窓口、〇〇でございます。 <p>【取るのが遅れた場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・ ⇒ お待たせいたしました。中部再エネ発電設備地域サポート窓口、〇〇でございます。
【通報者】	<ul style="list-style-type: none">・ 〇〇県△△市環境課の□□と申します。・ 地域住民の方から××についての通報がありましたので、ご連絡いたしました。
【窓口】	<ul style="list-style-type: none">・ 〇〇県△△市環境課の□□様ですね。お世話になります。ご用件についてお聞かせください。 <p><通報案件についてお伺いする></p> <ul style="list-style-type: none">・ 傾聴し、不明な点については確認をしながら、時系列に沿ってステークホルダーや基礎情報等に漏れが無いように通報案件フォームに記録を取りながら、お伺いする。・ 写真、経緯書等、提出いただける資料があればメールアドレスを伝え送付いただく。
【窓口】	<p><聞いた内容について要点や要望を通報者に確認する></p> <ul style="list-style-type: none">・ ご連絡ありがとうございました。何か進展やご不明な点がございましたら、また、ご連絡ください。

3-3-2. 通報受付【電話対応の基礎、注意事項】

(4) ロールプレイング【一般の地域住民等の場合】

項目	内容
【窓口】	<ul style="list-style-type: none">・ コール音。できる限り早く電話を取る。・ お電話ありがとうございます。中部再エネ発電設備地域サポート窓口、〇〇でございます。 <p>【取るのが遅れた場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・ ⇒ お待たせいたしました。中部再エネ発電設備地域サポート窓口、〇〇でございます。
【通報者】	<ul style="list-style-type: none">・ 〇〇県△△市に住んでいる□□と申します。・ 私が住んでいる地域の××について相談したいのですが、こちらでよろしいでしょうか。
【窓口】	<ul style="list-style-type: none">・ 〇〇県△△市にお住いの□□様でございますね。お世話になります。××の件についてですね。確認いたしますので、まずは簡単な内容について教えていただけますでしょうか。 <p><相談内容の主旨を傾聴し、確認>※情報提供</p> <p>【対応可能】</p> <ul style="list-style-type: none">・ かしこまりました。その内容でしたら、本サポート窓口で対応可能ですので、詳細についてお聞かせください。 <p><通報案件についてお伺いする></p> <ul style="list-style-type: none">・ 傾聴し、不明な点については確認をしながら、時系列に沿ってステークホルダーや基礎情報等に漏れが無いように通報案件フォームに記録を取りながら、お伺いする。 <p><聞いた内容について要点や要望を通報者に確認する></p> <ul style="list-style-type: none">・ ご連絡ありがとうございました。●●(発電事業者等相手)に対しては、本サポート窓口からお話しをさせていただきます。何か進展やご不明な点がございましたら、ご連絡させていただきます。 <p>【対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none">・ かしこまりました。ご相談いただいた××の件については、本サポート窓口では* *(できない理由)のため対応いたしかねます。・ 誠に申し訳ございません。また、何かございましたらお気軽にご連絡ください。

3-4-1. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得】

- 基礎情報＝通報案件について対応を行う際に基礎となる情報。
- 5W2H(なぜ、いつ、誰が、何を、どのように、どの程度、どうした)の観点から整理を行う。
- 今後の対応の根本となる情報のため、漏れなく、正確に取得することで、その後の対応をスムーズに行うことができる。

項目	取得する情報
受付日時、担当者名、通報手段等	<ul style="list-style-type: none"> いつ、誰が(担当者)、どのような方法で通報案件を受けたかを記録する。 受付日時: 通報案件を受け付けた日時を記録 担当者名: 通報案件を受け付けた担当者名を記録 通報手段: 通報案件をどの媒体で受け付けたかを記録 (現在、本サポート窓口では電話、メールの2種類)
通報者情報	<ul style="list-style-type: none"> 今後、対応をしていく上で情報の確認や共有、進展等の報告を行う必要があるため、連絡先を含めて通報者情報を取得する。連絡が取れなくならないよう、正確に確認をしながら取得する。 所属団体名: 自治体や事業者等の場合は「名称」を、個人の方の場合は「地域住民」と記載 氏名: 通報者の氏名を記載 電話番号: 連絡が取れる電話番号を記載 ★メールアドレス: 通報案件の確認のため、写真や資料のやり取りを行う可能性があるため取得する。
発電設備・施設、事業者の情報①	<ul style="list-style-type: none"> 問題となっている発電設備や事業者を特定するための情報。 この情報を基に公開情報等を利用し、発電設備や事業者の特定を行う。 ※発電設備や事業者を特定するための情報であり、全てが必要となるわけではない。 ＝公開情報で特定ができればよいため、公開情報に記載されている情報について、通報者に確認する。 設備ID: IDに間違いがなければ、この情報だけで発電設備の特定が可能。

発電設備または柵塀に発電事業者の情報が掲示しており、その情報を取得する方法もある。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-4-1. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得】

項目	取得する情報
発電設備・施設、事業者の情報②	<ul style="list-style-type: none">以下の情報は、間違いがないことを確認するための補足情報となる。発電設備住所：設備が設置されている住所。公開情報では、地番（一筆の土地ごとに登記所が付する番号）表記されており、一致しない場合もある。その際はグーグルマップ等で確認する必要がある。その他：上記以外の発電設備や事業者を特定するために必要な情報。 <ul style="list-style-type: none">以下の情報は、公開情報等によって発電設備・事業者を特定したのち、今後の対応先となるため、サポート窓口担当者が記載する。通報者からの情報提供があった場合、補足として記載する。 事業者名：発電事業者（認定事業者） 事業者連絡先：発電事業者の電話番号 保守点検事業者名：保守点検事業者名 保守点検事業者連絡先：保守点検事業者の電話番号
トラブル・懸念事項	<ul style="list-style-type: none">通報に至った原因＝トラブルや懸念事項について記録する。5W2Hの観点（時系列、ステークホルダー、要因等）について記録する。相手（発電事業者）との確認に使用するため、漏れなく、誤りが無いよう確認しながら記録する。
要望	<ul style="list-style-type: none">通報者が現状のトラブルや懸念事項についてどうなって欲しいのかを記録する。対応ができる幅（法的にできること、できないこと等）があるため、満点となる要望と妥協できる範囲の要望について記録する。再度連絡が必要かの確認（不要の場合：何かあれば、また連絡くださいとし「完了」とする）
情報確認資料の提供	<ul style="list-style-type: none">「発電設備・施設」の特定、「トラブル・懸念事項」の確認を行うための資料の提供を求める。メールによる写真や経緯書等の提供を求める。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-4-2. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得】

- 発電設備または柵塀等の外側に、以下のような標識が設置され、ここに発電事業者の情報が掲示してあるはずである。

図 標識のイメージ

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	DXXXXXX15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
	出力	150.0 kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
	連絡先	XX-XXXX-XXXX ←
保守点検責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	XX-XXXX-XXXX ←
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年X月〇日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

(出典)資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」より抜粋

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-4-3. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得（通報案件フォーム）】

- 基礎情報がその後の対応の根本情報となるため、通報案件フォームを利用し、漏れなく、正確に取得する。

通報日時		通報手段	
担当者名(案件受付者)			
■通報者情報			
所属団体		氏名	
電話番号		E-mail	
■施設・設備情報(問題となっている発電設備・事業者を特定するための情報)			
設備ID		発電設備住所	
発電事業者名		発電事業者連絡先	
保守点検事業者名		保守点検事業者連絡先	
その他			
■トラブルや懸念事項(何が原因で、何が起きているのか)			
■要望(最終的にどうしてほしい、どうなってほしいのか)			

3-5. 情報の整理・精査【該当発電設備・発電事業者の特定方法】

- 通報案件の対応を指導・依頼する相手(発電事業者)の特定を行うため、通報者から取得した情報を整理・活用する。

(1)公表されている認定情報の利用

- 認定された事業計画について、以下の項目は、資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」の「事業計画認定情報の公表」において公表されている。
- この公表情報と取得した基礎情報を基に該当発電設備や発電事業者を特定する。

※URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

■事業計画認定情報 公表用ウェブサイト

※URL: <https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo>

<公表情報項目>

項目	情報内容	備考
●設備ID	・ 設備ID	・ 発電設備に個別に割り振られた識別番号。 ・ このIDにより発電事業者の特定が可能。
●発電事業者情報	・ 事業者名 ・ 住所 ・ 電話番号	・ 個人が発電事業者の場合:住所、電話番号は非公開のため中部経済産業局に要確認
●発電設備情報	・ 発電設備区分 ・ 発電出力区分(kW) ・ 発電設備所在地(代表住所、他の筆数) ・ 太陽電池の合計出力(kW)	
●その他	・ 新規認定日 ・ 廃棄費用積立状況	

3-5. 情報の整理・精査【該当発電設備・発電事業者の特定方法】

(2) 発電設備・事業者の特定

- 発電事業者の特定は、以下の手順に従い実施する。

項目	方法
①設備IDが把握できている場合	<ul style="list-style-type: none"> 設備IDは、認定された発電設備に個別に割り振られた識別番号のため、公表情報と照会することで、発電設備・事業者の特定が可能。最も正確かつ迅速に特定ができる。
②設備IDが把握できていない場合	<ul style="list-style-type: none"> 公表情報と照会が可能で、通報者から取得できる可能性が高い情報は発電設備所在地となる。 そのため、通報者から取得した発電設備所在地を基に発電設備・事業者の特定を行う。 <p>1) 通報者から取得した発電設備所在地の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> GoogleマップやYahoo!地図等を利用し、通報者から取得した発電設備所在地の確認を行う。 Googleマップでは、航空写真、ストリートビューを利用することで発電設備(太陽光パネル)が設置されているかを確認できる。 Yahoo!地図では住居表示(地番ではない)等の確認ができる。 <p>2) 公表情報との照会</p> <ul style="list-style-type: none"> 公表情報では、発電設備所在地が地番(一筆)で記載されている。 住居表示に関する法律に基づいて市町村が付する住居番号とは異なることがあるため、照会の際には注意を払う。 <ul style="list-style-type: none"> 発電事業者を特定するため、通報者が接触したことがある事業者(発電事業者、発電設備施工事業者、保守点検事業者等)がないかの確認を行う。 名刺をいただいている、連絡をしたことがあるケース等がある場合は、その情報を元に事業者に連絡することで、発電事業者を特定ができる。
③公表情報に不備があった場合	<p>【公表情報の一部情報が記載されていないケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電事業者の住所や電話番号が空白になっている等のケースでは、中部経済産業局に連絡し、情報の提供を依頼する。

3-6. 情報の整理・精査【トラブルや懸念事項の確認】

- 通報者から取得したトラブルや懸念事項について、以下の方法で再度確認を行うことにより、問題点や要望に誤りがないかを確認し、発電事業者に連絡する際の対応方法を検討するための資料とする。

(1) 問題の確認(事実確認)

- 発電事業者に連絡する際に、通報者と発電事業者の認識に齟齬がないかの確認に使用する。
- 時系列に沿って、ステークホルダーや何が起きているか等について整理する。

(2) 資料の提供

- 通報者から取得したトラブルや懸念事項について、客観的にとらえるため、現場写真や経緯書等の資料を可能な限り提供していただく。
- 特に、現場写真は、電話や文字(メール)では把握できない状況が一目で把握できるため、積極的に提供を依頼する。

⇒ 通報者との事実確認を行う際に、やり取りがスムーズになる。
また、発電事業者に連絡する際の資料として活用できる。

(3) トラブルや懸念事項の原因の特定

- 通報者から取得したトラブルや懸念事項と提供資料を照合し、事実確認を行うことで、問題点等をより明らかにする。
 - 通報者から取得したトラブルや懸念事項について、不明な点や確認が必要な場合は、再度通報者に連絡する。
- ⇒ トラブルや懸念事項の根本的な原因を特定する。

(4) 通報者の要望の整理

- 通報者がトラブルや懸念事項に対して、どうなって欲しいのかを確認する。
- 法令や条例に基づいて強制力を持って指導できる場合は問題ないが、それ以外の場合は妥協(最低限こうなって欲しい等)できる範囲についても通報者に確認を行う。

3-7-1. 対応方法の検討【法令・条例との関係】

- 通報案件に対しては、法令・条例との関係について確認を行った後に、案件区分ごとに具体的な対応方法の検討を行う。

(1) 法令・条例との関係

- 通報案件の対応は、「法令・条例で遵守事項(義務)とされているもの」、「推奨事項(努力目標)とされているもの」、「法令・条例にとられないもの」の3つにおおまかに分類される。
- そのため、通報案件の対応を行う際には、第一に、法令・条例との関係について確認を行い、その後の対応の判断を行う。

法令・条例との関係	対応
遵守事項(義務)とされているもの (法令違反などの強制力を持つもの)	<ul style="list-style-type: none">● 発電事業者に対し義務違反として強制力を発揮できるため、関係法令・条例を提示し、肅々と改善を求める。
推奨事項とされているもの (努力目標などの協力依頼)	<ul style="list-style-type: none">● あくまでも「推奨事項(努力目標)」であるが、発電事業者に対しては関係法令・条例に「推奨事項」と記載されていることを提示し、協力のお願いを行う。● 「推奨事項」であっても関係法令・条例に記載される理由があるため、なぜ対応が求められているかについて説明し、協力のお願いを行う。
法令・条例等にとられないもの (法令・条例等にとられないお願いなど)	<ul style="list-style-type: none">● 関係法令・条例等にとられないため、個々の案件ごとに対応が異なる。● 基本は通報者の要望に対して、どの程度対応が可能かを段階的・具体的に想定を行い、当方からも提案しながら協力のお願いを行う。

3-8. 対応方法の検討【具体的な対応方法】

- 通報案件の内容によって、対応に関する強制力の度合いによる分類が可能であり、その分類ごとに対応の方向性をある程度定めることができる。

(1) 案件区分ごとの対応方法の考え方

- 各案件には関係する法令・条例があり、それぞれ強制力の度合いとともに、対応方法が異なる。

	案件区分	法令・条例	強制力	対応
①	柵塀・標識	再エネ特措法 事業計画策定ガイドライン	あり (義務違反)	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当する条文を提示し、発電事業者に対して、改善を指示。
②	草刈り	事業計画策定ガイドライン	一定量 (推奨事項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当する条文を提示し、発電事業者に対して、改善への協力をお願い。
③	関係法令・条例	農地法、森林法、砂防法等のほか、各自治体独自の条例等	あり (法令・条例違反)	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当する法令・条例等を提示し、発電事業者に対して、改善を指示。
			一定量 (推奨事項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当する法令・条例等を提示し、発電事業者に対して、改善への協力をお願い。
④	地域共生	事業計画策定ガイドライン	一定量 (推奨事項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当する条文を提示し、発電事業者に対して、改善への協力をお願い。
⑤	その他	法令・条例に該当しないもの	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 通報者の要望を段階・具体的に整理し、通報者と発電事業者の歩み寄り(妥協)を促す。

3-8. 対応方法の検討【具体的な対応方法】

(2) 案件区分ごとの対応方法の具体的な検討

- 案件区分ごとに想定される対応方法は、以下のとおりである。

	案件区分	対応
①	柵塀・標識	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備を囲う柵塀の設置、発電設備または発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示することは『事業計画策定ガイドライン』において「遵守事項」となっている。 そのため、この案件についての通報があった場合、発電事業者の「義務違反」として改善を行うことを指示する。
②	草刈り	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備敷地内における除草については、『事業計画策定ガイドライン』における「推奨事項」となっている。 「安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること」において「発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を実施するにあたり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めること」となっている。 そのため、この案件についての通報があった場合、発電事業者の「推奨事項」として改善への協力をお願いする。
③	関係法令・条例	<ul style="list-style-type: none"> 通報案件について関連法令・条例との照合を行い、「遵守事項」や「推奨事項」に抵触している場合の対応については、以下のとおりを行う。 1) <u>関係法令・条例の「遵守事項」に違反している場合</u> <ul style="list-style-type: none"> 該当する法令、条例等を提示し、発電事業者の「義務違反」として改善を行うことを指示する。 2) <u>関係法令・条例の「推奨事項(努力目標)」とされているものに抵触している場合</u> <ul style="list-style-type: none"> 該当する法令・条例等を提示し、発電事業者に対して、改善への協力をお願いする。 「推奨事項」は義務と異なり、罰則をともなう強制力を発揮することができない。 そのため、該当する法令・条例を明示し、「推奨事項」ではあるが、その重要性・必要性、発電事業者が改善を行うメリットを提示する。 前向きに改善に協力していただく必要があるため、以上の点について情報収集やトークの進め方等について準備が必要となる。

3-8. 対応方法の検討【具体的な対応方法】

	案件区分	対応
④	地域共生	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民とのトラブルによる通報が多く、案件ごとに内容を精査した上で対応を検討する必要がある。 特に、法令・条例と関係があるかないかによって大きく対応方法が異なるため、注意が必要となる。 例えば、『事業計画策定ガイドライン』では、周辺環境への配慮の中で「発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること」等、「推奨事項」とされている。 また、地域共生は地域ごとの特性に委ねられており、各地方自治体が個別の条例を定めていることが多く、必ず該当する条例が制定されていないか確認を行う。 <p>【条例に該当する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前述の「③関連法令・条例」を参照。 <p>【条例に該当しない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記「⑤その他(法令・条例等に該当しないもの)」を参照。
⑤	その他 (法令・条例等に該当しないもの)	<ul style="list-style-type: none"> 法令・条例等に該当しないものは、最終的に民×民の争い(裁判を含む)になり、基本、行政(本サポート窓口を含む)では対応ができない(強制力がない)場合が多い。 本サポート窓口の役割として、通報者と発電事業者の双方が話し合いの場を持てるように調整を行う。そのため、通報者の要望を最低限こうなって欲しい等、段階的、具体的に聞き取りし、発電事業者に対してどのように説明し、納得(妥協含む)していただき、改善に協力、または話し合いの場を持てるようにするか、アプローチ方法(話の展開方法等)の検討を行う。

3-9. 対応方法の検討【解決・完了の目安】

(1) 解決(完了)について

- ・ 通報者の要望が満たされたら、通報案件として解決(完了)とする。
- ・ 案件区分ごとに、想定される解決(完了)の目安は、以下のとおりである。

	案件区分	内容
①	柵塀・標識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柵塀や標識が設置された状態を写真等で確認できた時点で「完了」とする。
②	草刈り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草刈りが実施された状態を写真等で確認できた時点で「完了」とする。
③	関係法令・条例	<p>1)「<u>遵守事項</u>」に違反している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「遵守事項」に違反している内容が改善されたことが明らかになった時点で「完了」となるが、本サポート窓口では、「完了」の確認を行うことが困難なため、違反している法令・条例の管轄窓口(自治体)に連絡をとり、引継ぎを行った時点で「完了」とする。 <p>2)「<u>推奨事項</u>」とされているものに抵触している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あくまでも「推奨事項」であるため、強制力をともなった指導ができないため、発電事業者(通報案件の対応を行う相手)に対する協力依頼となる。 ・ 通報者の要望を優先する必要があると考えられるが、発電事業者の事情(費用や手間等)も考慮し、通報者と発電事業者、双方に歩み寄りを求め、妥協点の設定を促す。 ・ 設定した妥協点の達成を確認した時点で「完了」とする。 ・ 長期的な案件になる場合は、本サポート窓口が最後まで対応することが難しいため、話し合いの場を設けた時点で「完了」とし、状況の変化等があった場合は再度連絡をいただくこととする。 ⇒「一旦完了」とし、再度連絡があった場合は新規案件扱いとするが、前回の案件と紐づけする。

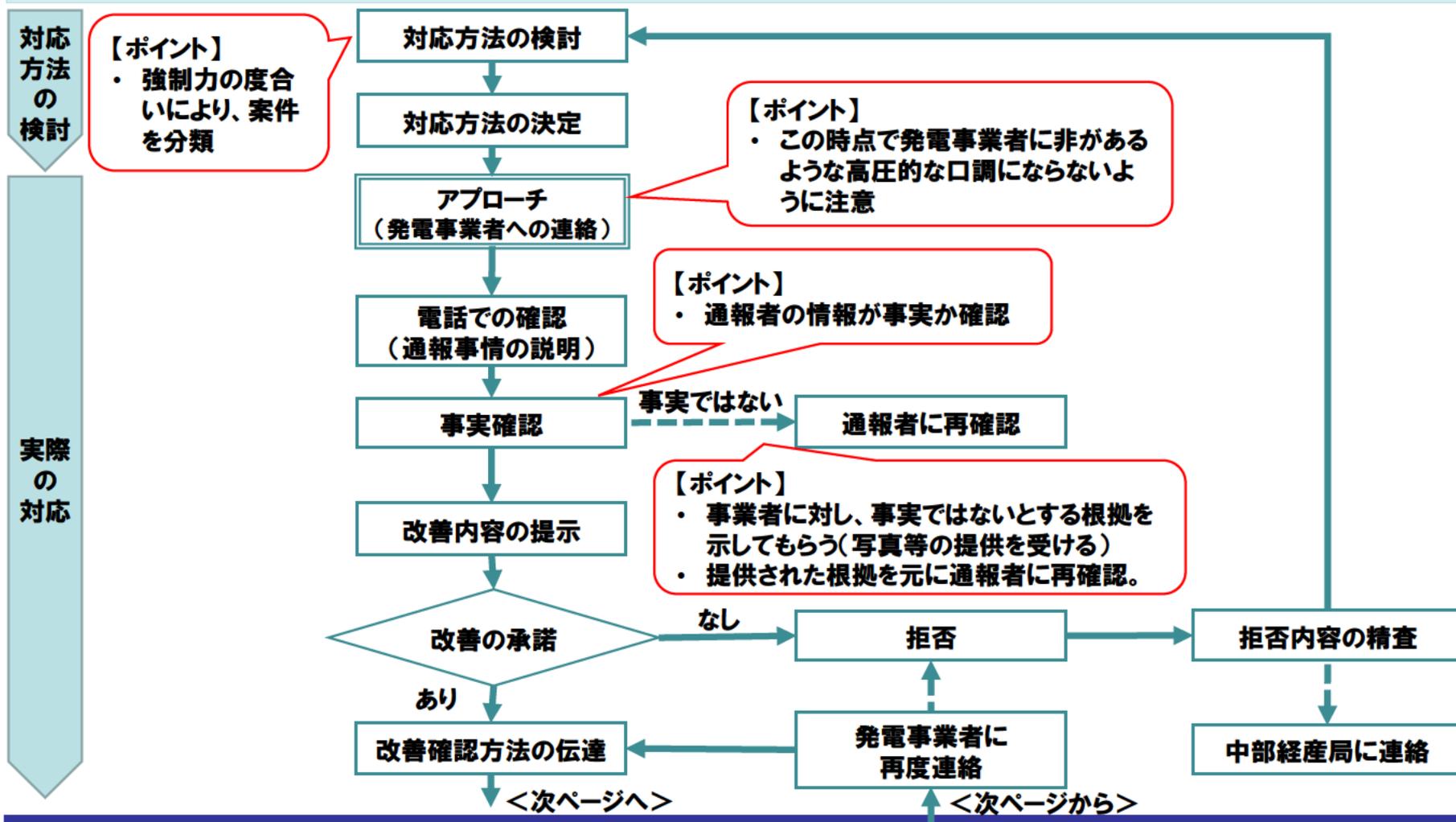
3-9. 対応方法の検討【解決・完了の目安】

	案件区分	内容
④	地域共生	<ul style="list-style-type: none">『事業計画策定ガイドライン』の地域との関係構築(推奨事項)に抵触していることになる。そのため、前述「③-2)「推奨事項」とされているものに抵触している場合」と同様の対応を行う。
⑤	その他 (法令・条例等に 該当しないもの)	<ul style="list-style-type: none">法令・条例、ガイドラインに該当しないものは民事案件(民事裁判案件)である場合がほとんどであり、本サポート窓口では指導することができない。あくまでも発電事業者に改善のお願いをすることとなる。そのため、通報者には前もってその旨を伝える。話し合いの場を設けることを目標とし、発電事業者と話し合いの場を設けた時点で「一旦完了」とし、状況の変化等があった場合は再度連絡をいただくこととする。 ⇒「一旦完了」とし、再度連絡があった場合は新規案件扱いとするが、前回の案件と紐づけする。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-10-1. アプローチのフロー【アプローチ～改善方法の伝達】

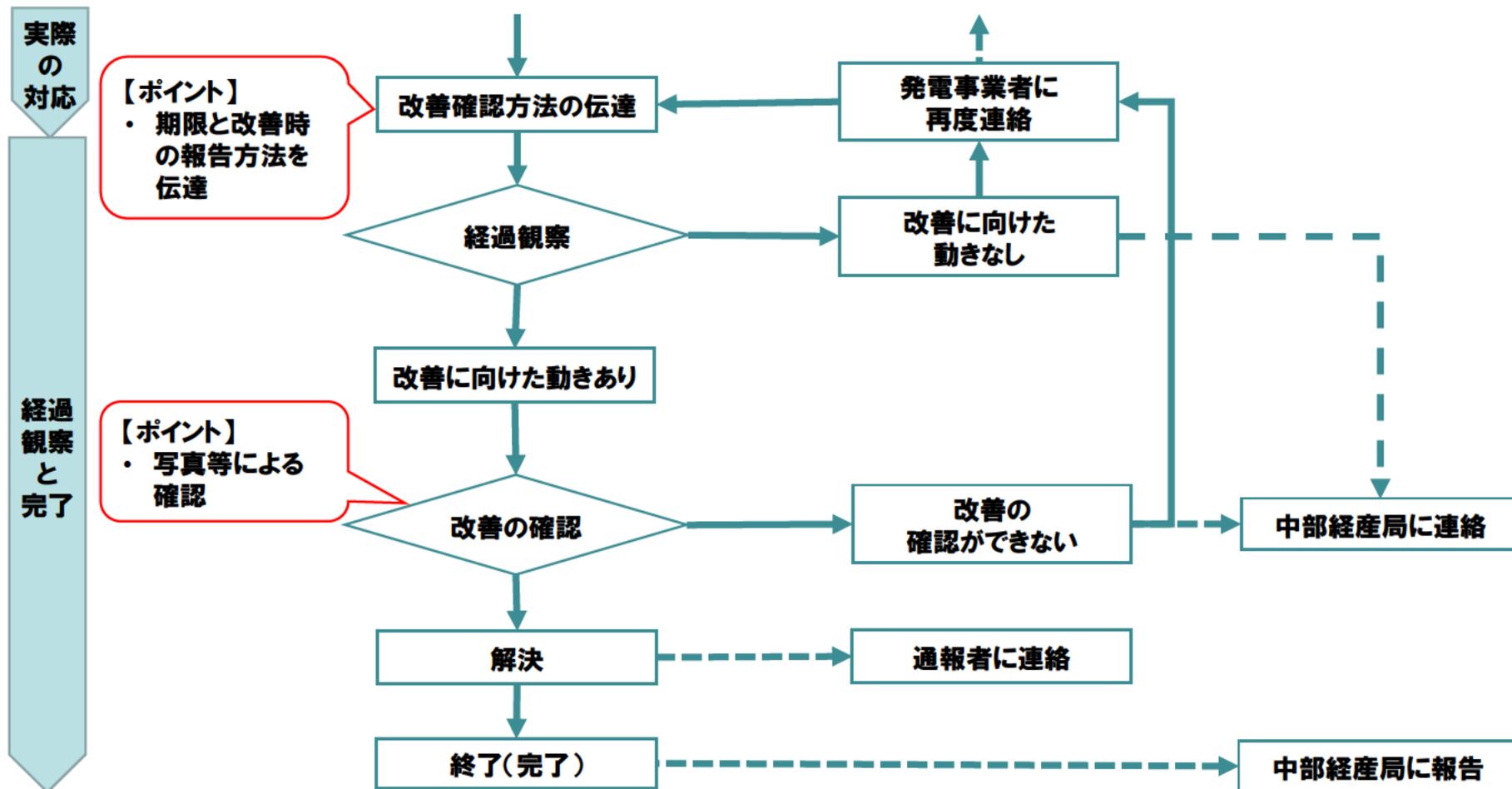
- 検討、決定した対応方法を基に、以下の処理フローに従い、発電事業者に対して指導を行う。



3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-10-2. アプローチのフロー【改善方法の伝達～終了】

- 発電事業者に指導を行った後は、以下の処理フローに従い、経過観察を実施し、通報案件の解決に向けて対応を進める。



3-1-1. 実際の対応【発電事業者への連絡】

- 発電事業者に連絡する際には、以下の留意点に注意しながら対応を進める。

(1) 発電事業者への連絡

- 対応方法を決定した後は、発電事業者に連絡し、実際に通報案件への対応(改善)を促す。
- 連絡する発電事業者の連絡先等は、前述「3-4-1. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得】」のとおり。

(2) 話し方の注意点

- 発電事業者に連絡する時点では、通報者からの提供情報しかなく、通報者と発電事業者の関係性や認識等に齟齬がある可能性が高い。そのため、通報者からの提供情報を鵜呑みにせず、**最初から発電事業者に非があるような、また、高圧的な口調にならないように注意**し、最終的に発電事業者が対応(改善)に協力的、前向きに検討、実施していただけるよう細心の注意を払う。

(3) 事実の確認

- 通報案件は、通報者からの情報提供であるため、**最初に発電事業者に事実かどうかの確認を必ず行う**。
- 通報者と発電事業者の認識や提供情報に齟齬等が無い、問題点(トラブルの要因)等を確認するとともに、通報者、発電事業者、双方からの提供情報を整理し、齟齬が無い等の確認をすることで情報の共有を行う。

【情報の認識に齟齬があった場合】

- 改めて通報者に連絡を取り、再度確認を行う等、通報案件について事実確認をするとともに、認識を共有する。
- 事実を確認できる写真や書面等の提供を通報者、発電事業者双方にお願いする。

※通報案件に対する認識の共有が今後の案件に対する対応(改善)の根本となるため、
事実確認は念入りに行う。

3-1-1. 実際の対応【発電事業者への連絡】

(4) 改善内容の提示と実施報告の方法

- 事実確認を行い、把握していた情報(トラブルの原因等)に齟齬・問題がなければ、検討していた対応策(改善内容)の提示を行い、期限や改善を実施した報告(証拠の提示)方法の伝達を行う。

●期限

- 提示した改善内容について、実効性を高めるため、**必ず実施期限を設ける。**
- 設定する実施期限は、改善内容に応じて要する期間等を考慮し、設定する。
例:【柵塀の設置の場合】見積りから実際に設置する工程を踏まえ、約1ヵ月
【発電事業者による現地確認が必要な場合】約1週間 など

●実施報告

【経過報告】

- 改善内容を段階的に実施していく場合(最初に○をして、次に△をする等)、その段階ごとに進捗状況の報告をお願いします。

【完了報告】

- 対応策(改善内容)が完了した場合は、**第三者が見ても、はっきりと完了したことがわかるように**、対応後の写真等の提供をお願いします。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

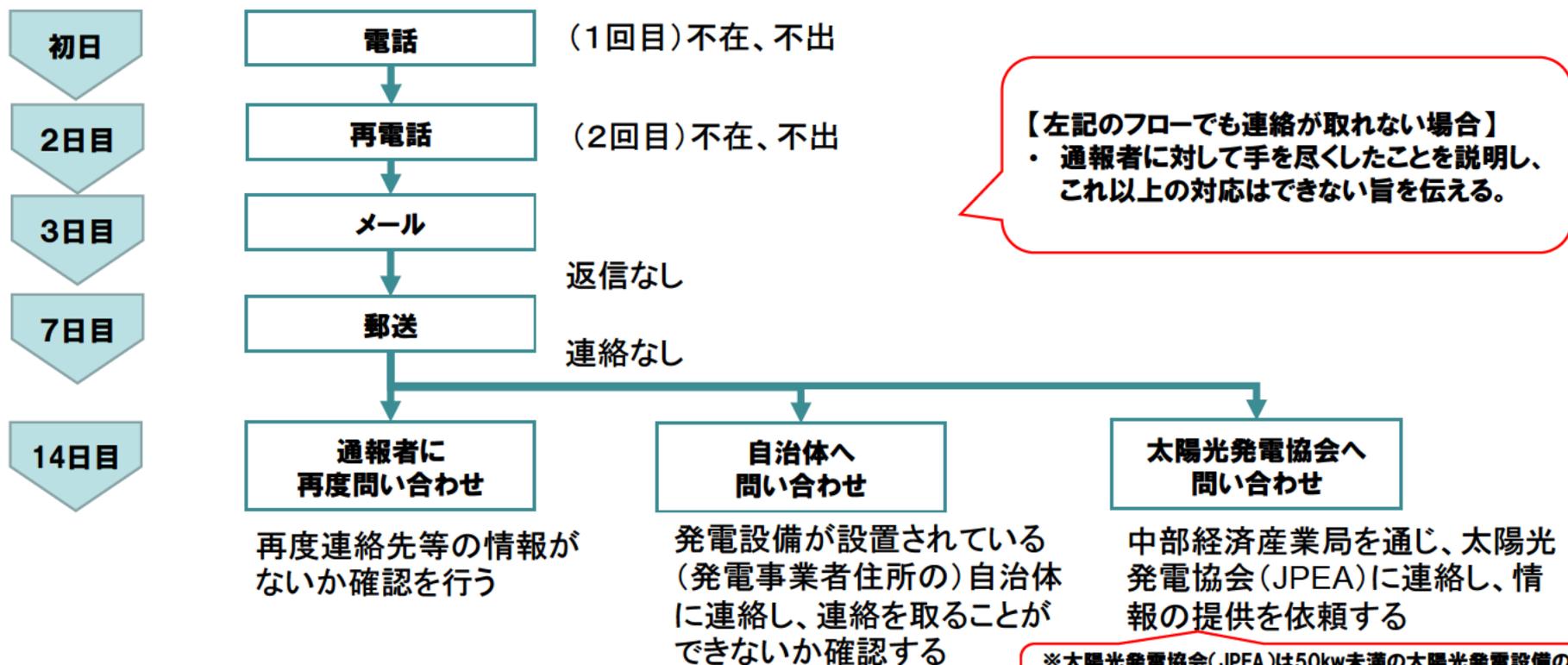
3-1-1. 実際の対応【発電事業者への連絡】

(5) 連絡する際のスケジュール・連絡が取れない場合の対処方法

- ・ 実際に発電事業者へ連絡する際には、以下のプロセス及びスケジュールを目安として進める。

【連絡が見つからない(電話に出ない、現在使われていない等)場合】

- ・ メールや郵便等の別手段で連絡を取る必要がある。



※太陽光発電協会(JPEA)は50kw未満の太陽光発電設備の審査や実績報告等の業務を中部経済産業局から業務委託を受けているため、連絡先等の情報を把握している可能性がある。

3-12. 経過観察と完了【経過観察】

- 発電事業者の指導に対する改善状況は、提示した期限を基に確認を行う。
- 未対応の場合は、再指導や中部経済産業局からの指導を検討する。

(1) 発電事業者の改善実施状況の確認

- 経過観察は、前述の「3-11. 実際の対応【発電事業者への連絡】」で設定した期限を基準に実施報告の確認を行う。

【設定した期限内に実施報告がされない場合(未対応)】

- 連絡が取れる方法により督促(再度期限を設定)を行う。
- また、未対応が続く(2度の督促で対応がない)場合、中部経済産業局からの指導を検討する。
(※未対応が続くケースの対応については、中部経済産業局と要相談)
- 法令・条例違反については、FIT認定の取消しの可能性について中部経済産業局で検討いただくことを提案。
- それ以外については強制力がない場合が多く、中部経済産業局から直接指導の流れが考えられる。

3-13. 経過観察と完了【継続と完了】

- 設定した期限に基づいて、発電事業者の指導に対する実施状況の確認を行う。
- 指導に対する達成状況に応じて指導を「継続」して行うか、「完了」(指導内容を確実に実施した)として指導を終了するか判断を行う。

(1)完了

- 発電事業者が指導内容に基づき、適切に対応を実施したことが確認できた場合、連絡が必要な関係者に対し、対応がなされたことの報告を行い、指導を終了し「完了」とする。
- 指導内容を適切に実施したことを確認する際には、改善された現場写真等を発電事業者から提示していただき、**第三者から見ても改善されたことが明らかであると確認できることが必要**となる。
- 本サポート窓口で適切に対応が実施されたことの確認が困難な場合(条例等に抵触している等、自治体の判断が必要な場合等)は、確認することができる担当者や担当窓口へ引継いだ時点で指導を終了し、「完了」とする。

(2)継続

- 上記「完了」したことが認められない場合、「3-12. 経過観察と完了【経過観察】」に基づき、再度指導を行う。
- 発電事業者が指導に対して、なぜ対応ができていないのか(進んでいないのか)についての聞き取りを行い、その原因について具体的に指導を行う。
- 再度指導を行っても改善の兆しが見られない場合、中部経済産業局から直接指導していただくことを検討する。

3-14. 未解決案件の対応【中部経済産業局への引継ぎ】

- 本サポート窓口での対応では解決まで至らなかった案件については、中部経済産業局に引継ぎを行い、対応をお願いする。

(1) 連絡が取れない場合

- 通報者の情報、標識、公表情報等から特定した発電事業者の連絡先で連絡が取れなかった場合、通報者から再度連絡先等の情報がないかの確認を行う。
- 発電設備が設置されている(発電事業者住所の)自治体に連絡し、連絡を取ることができないか確認する。
- 中部経済産業局を通じ、JPEA太陽光発電協会に連絡し、情報の提供をお願いする。
※JPEA太陽光発電協会は50kw未満の太陽光発電設備の審査や実績報告等の業務を中部経済産業局から業務委託を受けているため、連絡先等の情報を把握している可能性がある。

【上記でも連絡先が特定できない場合】

- 通報者に対して手を尽くしたことを説明し、これ以上の対応はできない旨をお伝えする。
- 発電事業者に連絡を取ることが不可能となるため、中部経済産業局に以降の対応をお願いする。

(2) 発電事業者の対応が行われない場合(強制力がある指導案件のみ)

- 関係法令・条例、ガイドライン等に違反している案件で、発電事業者が度重なる本サポート窓口からの指導(3度程度)に対し、改善が認められない場合は、中部経済産業局に引継ぎ、対応をお願いする。⇒中部経済産業局にしかできない対応(FIT制度認定の取消しを含む強制執行の可能性の検討等)をお願いする。

3-15. 非FIT案件の対応

- 通報案件の中にはFIT制度を利用していない(非FIT)発電設備に対するものがある。
- 非FIT発電設備には、自家消費、直接電力会社と契約を結んでいる等がある。
- 本サポート窓口は、FIT制度を利用する発電設備に対する指導権限しかなく、非FIT発電設備に対する指導権限はない。

(1) 非FIT発電設備の判断

① 公表情報の確認

- 公表情報を確認し、掲載されているかの確認を行う。
- 掲載されていない場合は②に。

② 中部経済産業局に確認

- 中部経済産業局で認定されているか、申請中ではないか等の確認を行う。
- ①、②を通してFIT認定・申請の確認ができない場合は、非FIT発電設備として取り扱う。

(2) 非FIT発電設備に対する通報案件の対応

- 基本、指導権限がないため、本サポート窓口としては対応ができないことを通報者にお伝えする。
(発電事業者、発電事業者連絡先等の基礎情報を取得することもできない)
- 発電設備設置にあたり、FIT認定に関わらず、関係法令・条例に抵触している可能性があるため、自治体担当課等を案内する。
- 非FIT発電設備は、基礎情報の取得ができない(公表情報等がない)ため、基本連絡先等を把握することができないが、通報者からの情報で発電事業者の連絡先を把握することが可能な場合、FIT制度の観点から発電事業者に対して通報者の要望を伝えたり、指導ではなく提案を行う。

3-16. 窓口対応を阻害する主な要因と改善策

- 本サポート窓口では、以下のような対応を阻害する要因があり、少しでもスムーズな窓口対応を行うため改善を模索する必要がある。

(1) 通報受付・基本情報の取得時

阻害要因	改善策
<p>【発電設備・発電事業者が特定できない】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「情報の精査」ともつながるが、該当する発電設備・発電事業者の特定は、指導を行う上で最も重要な情報。・ 設備IDが特定できれば問題はないが、住所だけでは、発電事業者が特定できないこともあり、再度、通報者に連絡し、確認するケースがある。	<ul style="list-style-type: none">・ 受付時に公表情報を住所でソートし、ある程度特定できるか確認を行う。・ 完全に合致する設備がない場合、近隣の住所等で確認を行う。・ 特定できない場合は、さらなる情報提供を通報者に求める。 ※通報者に対して、マップによる場所の特定、標識が設置されていないかの再確認のお願い、発電事業者・保守点検事業者の連絡先等の情報を把握していないかの確認を行う。

3-16. 窓口対応を阻害する主な要因と改善策

(2) 対応方法の検討時

阻害要因	改善策
<p>【推奨事項(努力目標)の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none">「アプローチ」にもつながるが、遵守事項(義務)違反と違い、推奨事項(努力目標)については、非協力的な発電事業者が一部存在する。	<ul style="list-style-type: none">推奨事項(努力目標)については、なぜ、それが求められているのかを説明するとともに、発電事業者のメリット、参考とする資料、どこまで対応するのか等についても提示する準備を行う。 <p>例) 住民との話し合い</p> <ul style="list-style-type: none">その土地で長期にわたり発電することになるため、地域住民と良好な関係を構築することの重要性についてお伝えする。「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」等を参照する。根本的に発電設備反対といった感情的な案件の場合にどこまで対応できるか確認を行う。
<p>【発電事業者が保守点検事業者に完全に委任している】</p> <ul style="list-style-type: none">発電事業者が保守点検事業者に丸投げしており、現場を見たこともないといったケースがある。この場合、保守点検事業者の対応がなかなか進まないケースがある。	<ul style="list-style-type: none">発電事業者に対しては、不適切事案であることを説明し、対応については、保守点検事業者と話をするが、不適切事案を改善する責任は発電事業者にあること等を伝える。保守点検事業者に対しては、進捗状況等について発電事業者と情報共有していただくことと、本サポート窓口から発電事業者を確認を行うこと等を伝える。

3-16. 窓口対応を阻害する主な要因と改善策

(3) アプローチ時

阻害要因	改善策
<p>【連絡が取れない】</p> <ul style="list-style-type: none">発電事業者、保守点検事業者に連絡した際に、連絡が取れないケースがある(何度かけても不出、「現在、使われておりません」)。連絡が取れないため、案件が進展しなくなる。郵送対応を行ったとしても、返事がなく、連絡が取れない状況が続くケースがある。	<p>【郵送対応】</p> <ul style="list-style-type: none">特定した発電事業者の住所に、郵送で不適切事案についての確認、本サポート窓口へ連絡いただく旨等を記した書類を送付。 <p>【自治体担当課の協力】</p> <ul style="list-style-type: none">郵送対応でも連絡が取れないケースについて、自治体担当課へ連絡し、書面をメールで送付し、訪問していただく。

(4) 経過観察時

阻害要因	改善策
<p>【発電事業者の対応が遅いケース】</p> <ul style="list-style-type: none">指導に対して、事業者の対応が進まないケースが見られる。指導する際にいつまでといった期限を設定しているが、特に推奨事項(努力目標)については強制力が弱いこともあり、発電事業者の都合でなかなか進まないケースが見られる。	<ul style="list-style-type: none">中部経済産業局との情報共有を強化するとともに、改善の傾向が見られないケースについては、中部経済産業局からの指導に切り替えることも視野に相談を行う。

3-16. 窓口対応を阻害する主な要因と改善策

(5) 完了時

阻害要因	改善策
<p>【完了の定義】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 柵塀・標識の設置、草刈り等の改善は、目に見えるため、写真等の提出を持って「完了」とできるが、地域共生等の話し合いの場合、どの時点で「完了」とするのが不透明であり、いつまでも経過観察中となる。	<ul style="list-style-type: none">・ 話し合いの場を設定し、その話し合いの結果を確認した時点で、今後の対応が可能かどうかの判断を行う。通報者に対して確認を行った上で「完了」とする。

4. 通報案件の整理・対応策

4. 通報案件の整理・対応策

4-1. 通報案件の概要

- サポート窓口開設期間中に通報のあった件数及び内容は、以下のとおりである。

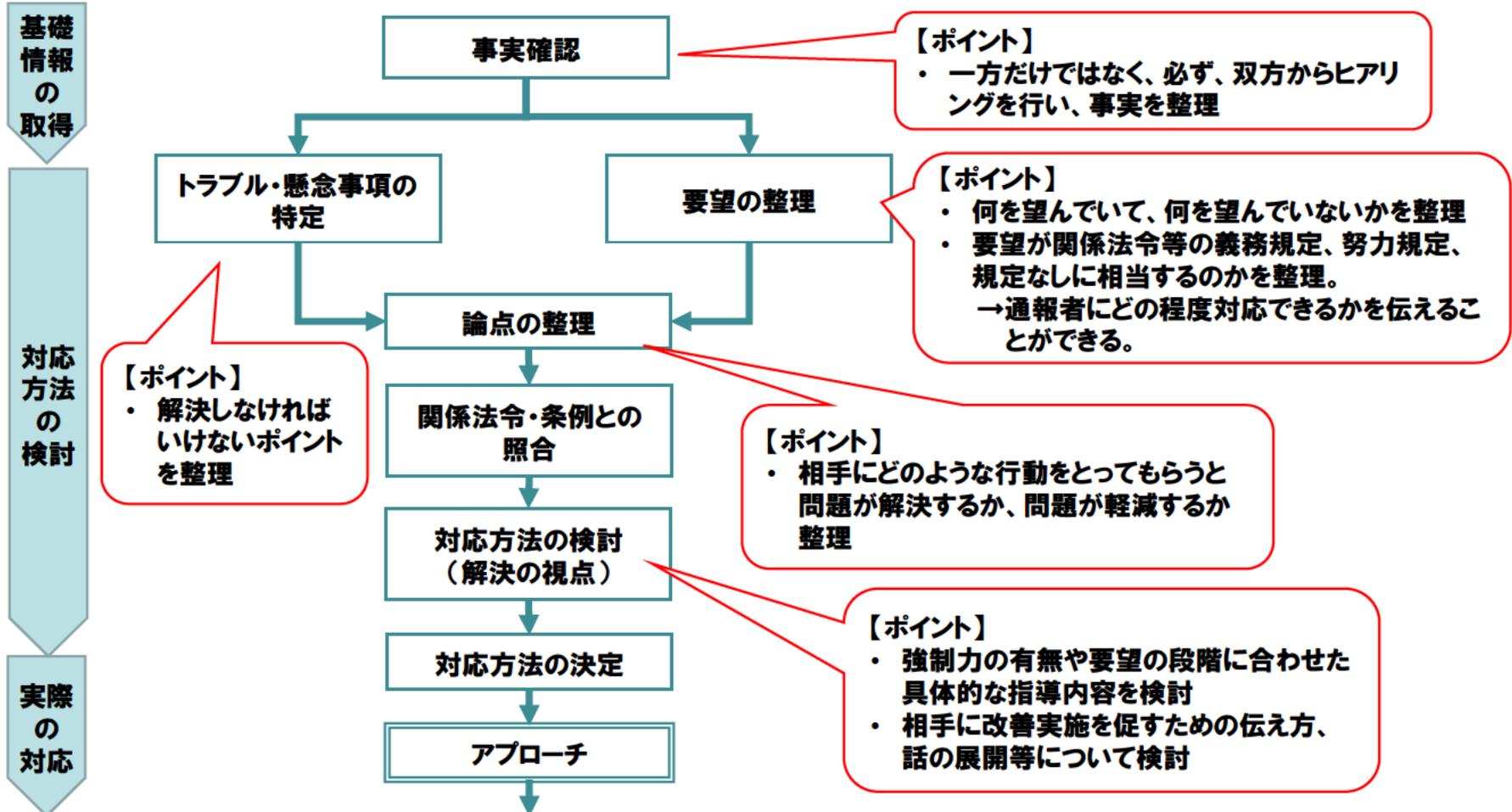
サポート窓口開設期間中の通報案件数：144件

	案件区分	件数	トラブルの主な内容・要因
①	柵塀・標識	75	<ul style="list-style-type: none"> 柵塀・標識の未設置。
②	草刈り	8	<ul style="list-style-type: none"> 雑草が伸びているのに放置。道路等の見通しが悪くなるなど、地域環境に影響。
③	関係法令・条例	9	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令・条例等に違反。 設計と施工後の違い(施工後に関係法令・条例違反が判明)。 景観上の懸念(関係法令・条例では「推奨事項」とされることが多い)。
④	地域共生	35	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民との関係構築不足。 説明会の未開催。 発電事業者の説明不足。 ⇒説明内容について、発電事業者と地域住民の捉え方の違い。 関係法令・条例に違反していないが、地域住民は不安(民事案件)。 FIT制度の対象とならないケース。 (認定前、発電設備敷地外等のトラブル) 太陽光発電設備建設自体をとにかく反対。
⑤	その他	17	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令・条例に違反していないが、地域住民は不安(民事案件)。 FIT制度の対象とならないケース。 (認定前、発電設備敷地外等のトラブル)

4. 通報案件の整理・対応策

4-2. 対応方法の検討（事実関係の整理）

- トラブル解決に向けて、各段階におけるポイントを踏まえた上で、対応方法を検討する。



4. 通報案件の整理・対応策

4-3. 案件の解決に向けた視点の整理

- トラブル解決に向けた視点としては、以下のことが考えられる。

	案件区分	主な課題	トラブル解決のための視点の整理
①	柵塀・標識	柵塀・標識の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柵塀・標識が設置されていない明確な事実があるか？ ・ 営農型等、特例として柵塀設置が免除されているケースではないか？ ・ 発電事業者は、設置義務違反であることを認識しているか？ ・ 改善の意思はあるか？
②	草刈り	雑草等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑草等が繁茂している等、明確な事実があるか？ (雑草は、発電設備の敷地のものか？) ・ 『事業計画策定ガイドライン』の「推奨事項」であることを認識しているか？ ・ 雑草等を整備することのメリット、しないことのデメリットを認識しているか？
③	関係法令・条例	関係法令・条例の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ どの分野の法令・条例に違反もしくは抵触している可能性があるか？ ・ 関係法令・条例に違反もしくは抵触している事実があるか？ ・ 発電事業者は関係法令・条例に違反もしくは抵触していることを認識しているか？ ・ 違反に対する罰則、制裁等を認識しているか？ ・ 関係法例・条例の遵守に向けて、改善する意思があるのか？
④	地域共生	地域住民との関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電事業者は、地域住民の不安(不満等)について認識しているか？ ・ 発電事業者は、『事業計画策定ガイドライン』の「推奨事項」であることを認識しているか？ ・ 発電事業者と地域住民の説明の質・量に対しての認識の違いはどの程度か？ ・ 発電事業者と地域住民の関係性はどの程度構築されているか？
⑤	その他	地域住民との関係構築 通報者の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報者の感情的、思い込みではないか？ ・ 民事案件ではないか？ ・ 本サポート窓口で対応できる(対応する)案件かどうか？

4. 通報案件の整理・対応策

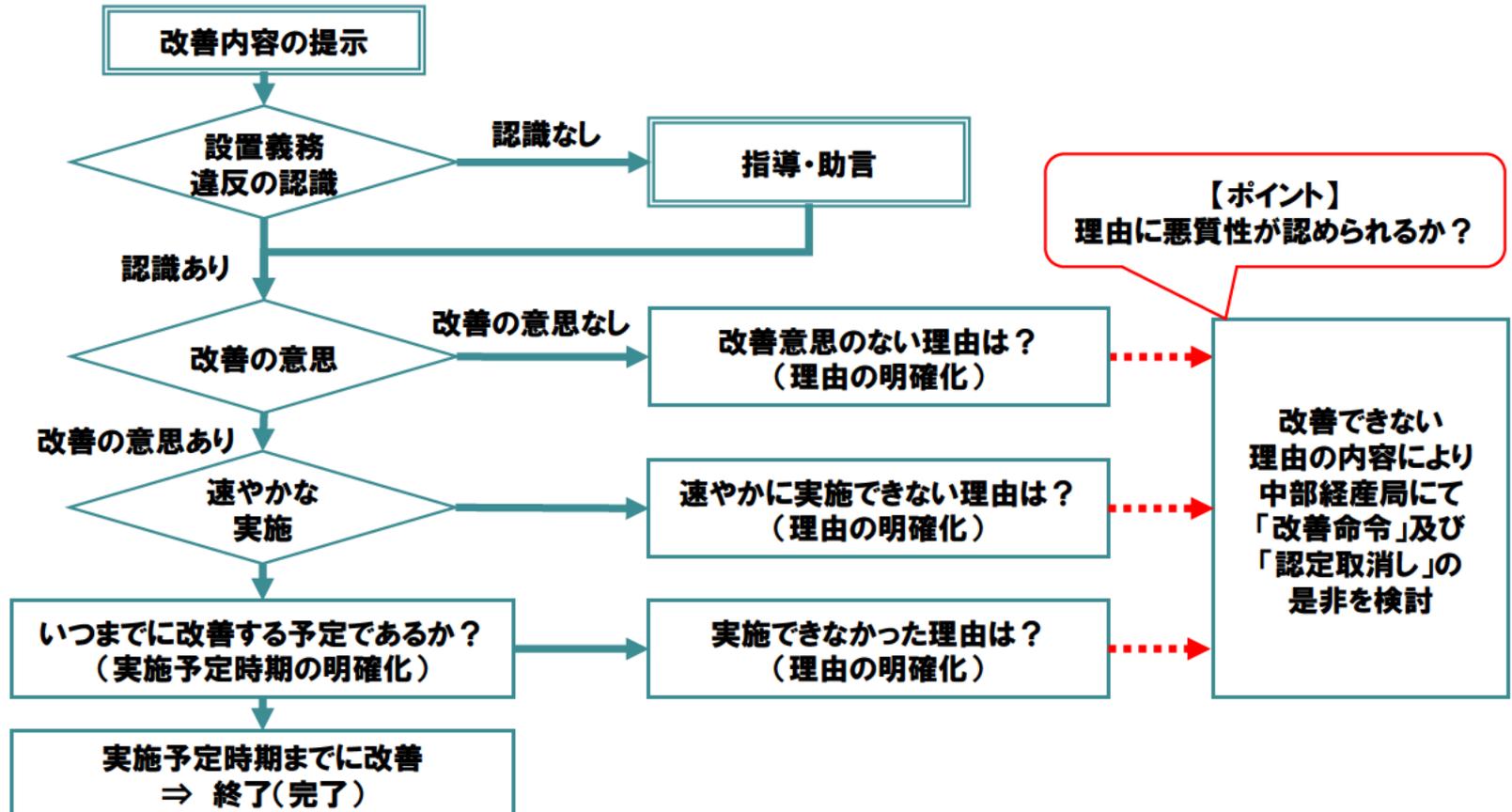
4-4-1. 案件の対応策【柵塀・標識】

- 柵塀・標識の未設置は、明確な「義務違反」であることから、以下のフローに従い指導を行う。

視点

【柵塀・標識が設置されていない事実が判明した場合】

- ・ 発電事業者は、設置義務に違反をしているという認識があるか？改善の意思はあるか？



4. 通報案件の整理・対応策

4-4-2. 案件の対応策【柵塀・標識】

- 柵塀・標識の設置は『事業計画策定ガイドライン』で義務規定となっているため、強制力を持った対応が可能。
- 発電事業者が毎年1回行う義務がある「運転費用報告」等の提出書類を活用し、設置写真を提出することが必要。
- 義務規定であることが発電事業者に正確に伝えるために、広報や通知・確認を通じた周知徹底を行う。

現状	課題・検討事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 『事業計画策定ガイドライン』において「遵守事項」として義務規定となっている。 <p>【定期報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 発電設備が運転開始した日から一ヶ月以内に「設置費用報告」(増設した場合は、増設した日から一ヶ月以内に「増設費用報告」) イ. 発電設備が運転開始した月又はその翌月に、毎年1回「運転費用報告」 ⇒この運転費用報告に「遵守事項実施報告」として柵塀・標識の設置に☑をつける項目がある。 <ul style="list-style-type: none"> ● 2021年4月1日に資源エネルギー庁から注意喚起として「FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ」が通達されている。 ● 以上のように対応がされているものの、柵塀・標識が未設置の発電設備は多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年1回行う義務がある「運転費用報告」を確認すれば、柵塀・標識の設置状況が把握できる。(ただし、虚偽報告や「運転費用報告」がされていない可能性がある) ● 「遵守事項(義務)」でありながら、厳罰化が進んでいない(認定取り消し等をうたっているものの、実際に取り消しになるまでの猶予が大きく、取り消し基準もあいまい)。 ● 認定取り消しがあり得る義務規定であることと、2017年FIT法改正前の設備も対象であること等が正確に発電事業者に対して伝わっていない。 ● 特例として柵塀設置が免除されるケースがあり、発電事業者が誤った判断をしている可能性がある。 <p>⇒情報を正確に確実に発電事業者に届ける必要がある(周知を含め)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請段階での通知、確認 ・報告段階での確認(写真を添付する等を義務付ける等)

4. 通報案件の整理・対応策

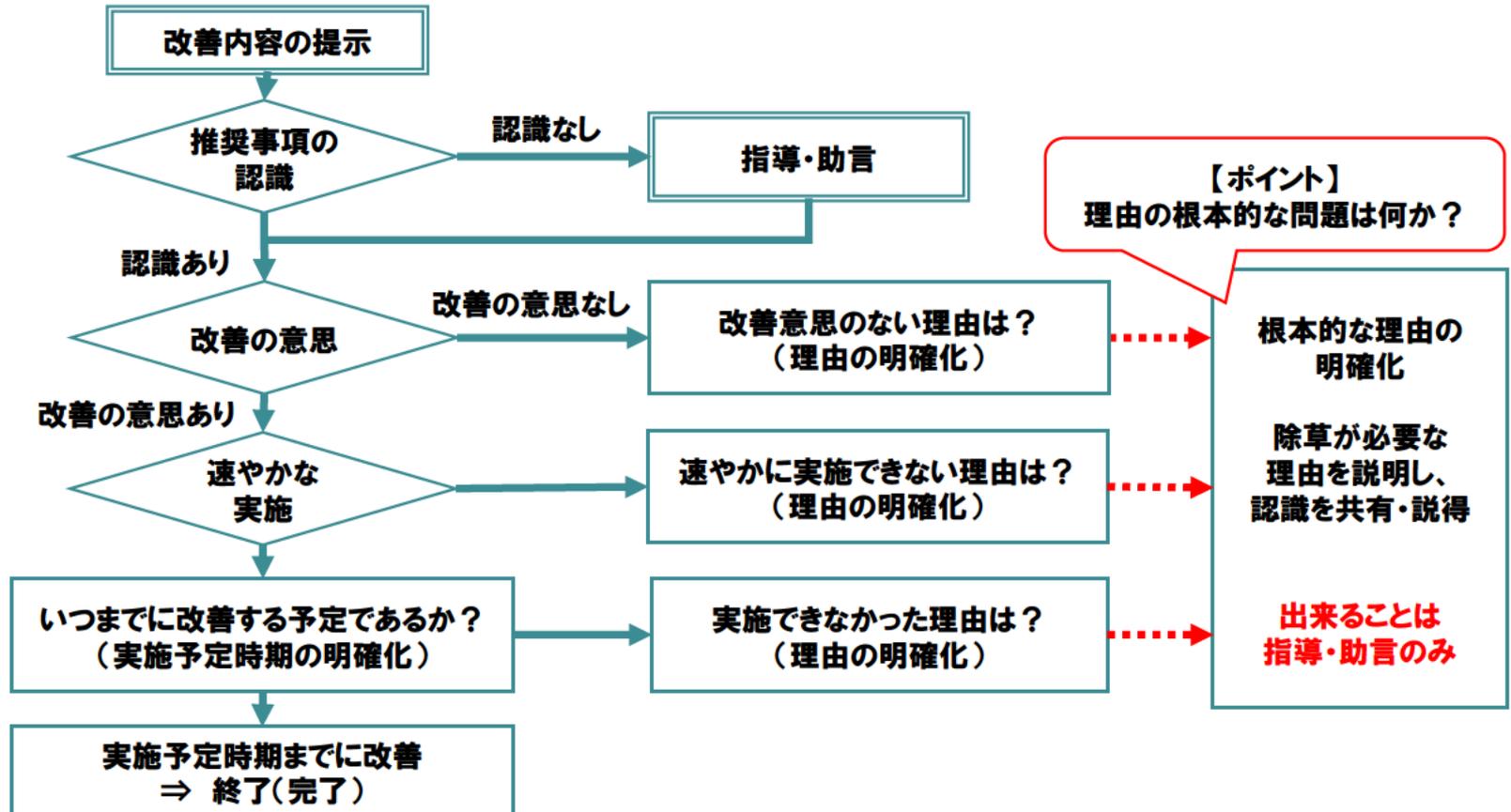
4-5-1. 案件の対応策【草刈り】

- 草刈りは発電性能の維持や周辺環境への配慮の取組みとして「推奨事項」であることから、以下のフローに従い指導を行う。

視点

【雑草等が繁茂している等、明確な事実が判明した場合】

- ・ 発電事業者は、ガイドラインの「推奨事項」を遵守していないという認識があるか？



4. 通報案件の整理・対応策

4-5-2. 案件の対応策【草刈り】

- 草刈りは『事業計画策定ガイドライン』において努力目標となっているため、発電事業者の理解が必要。
- 草刈りを実施することのメリット・デメリットについて、発電事業者への広報や通知・確認を通じた周知を行う。
- 草刈りに対する住民との意識差があるため、地域共生の観点からの情報提供も必要。

現状	課題・検討事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 『事業計画策定ガイドライン』において「推奨事項(努力目標)」となっている。 ● 指導ポイントとして、保守点検、地域共生(地域環境に与える影響)の観点がある。 【保守点検】発電設備に与える影響面 【地域共生】放置することにより、鳥獣や虫等の住みつき・大量発生、敷地外(公道等)への影響等の地域環境に対する影響面 ● 草刈りについてのトラブルは、まったく対応をしていないケースや、一定の対応をしているものの地域住民が求めるレベルに達していないケースが見られる。 ● 防草シート等、雑草の繁茂について対応はしているものの、経年劣化を放置、防草シートによる雨水の流れが変化したことによる濁水等の二次的な問題が発生しているケースが見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対して、保守点検、地域共生(地域環境に与える影響)の観点からの情報提供が必要である。 ● 発電事業者のメリット(安定的な電力の確保、トラブルの回避等)についての情報提供が必要。 ● 防草シートについては、デメリット(雨水の流れを変えてしまう可能性やそれにとまなう流量の増加、排水設備の検討等)についても情報提供が必要である。 ● 地域住民とのコミュニケーションの必要性を再三伝える。 ● 例えば、保守点検スケジュールで年に2回程度除草を計画、実行している事業者に対し、地域住民(周辺は田畑)から、農作業などで除草をする際にも合わせて除草してほしいとの要望があった。(時期的に発電設備の一角のみが草が伸び放題の状況になっていた。)この場合、除草のタイミングを合わせる等、地域住民とコミュニケーションをとることでトラブルが起きないと考えられる。 <p>⇒義務・努力ではなく、なぜ除草をしなくてはならないのかが発電事業者には伝わっていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者が除草及び地域住民とのコミュニケーションをすることのメリット、しないことのデメリットの情報提供を行う。 ● 柵塀・標識でも触れたが、年一回の報告書に写真(設備の全体図、標識が設置されている場所)を毎回義務付けることで、写真を撮る際には除草される可能性が高まる。

4. 通報案件の整理・対応策

4-6-1. 案件の対応策【関係法令・条例】

- 関係法令・条例に違反もしくは抵触しているかの判断は、自治体の担当窓口を確認を行う必要がある。
⇒関係法令・条例に関する専門的知識が必要となるため、地域住民からの通報は少なく、自治体等の担当窓口からの通報が多数を占める。

- FIT制度認定の申請には「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」が必要。

【FIT制度の認定を受けている場合】

- 発電事業者は、関係法令・条例について基準を満たしている。
- 認定を受けた発電設備では、関係法令・条例違反に関するトラブルは起こらないと考えられるが、何らかの理由により、トラブルとなっている。

⇒ただし、自治体が個別に制定している条例については、発電事業者が認識していない場合もあり、この場合は「企画立案」段階から問題が起こっていると考えられる。

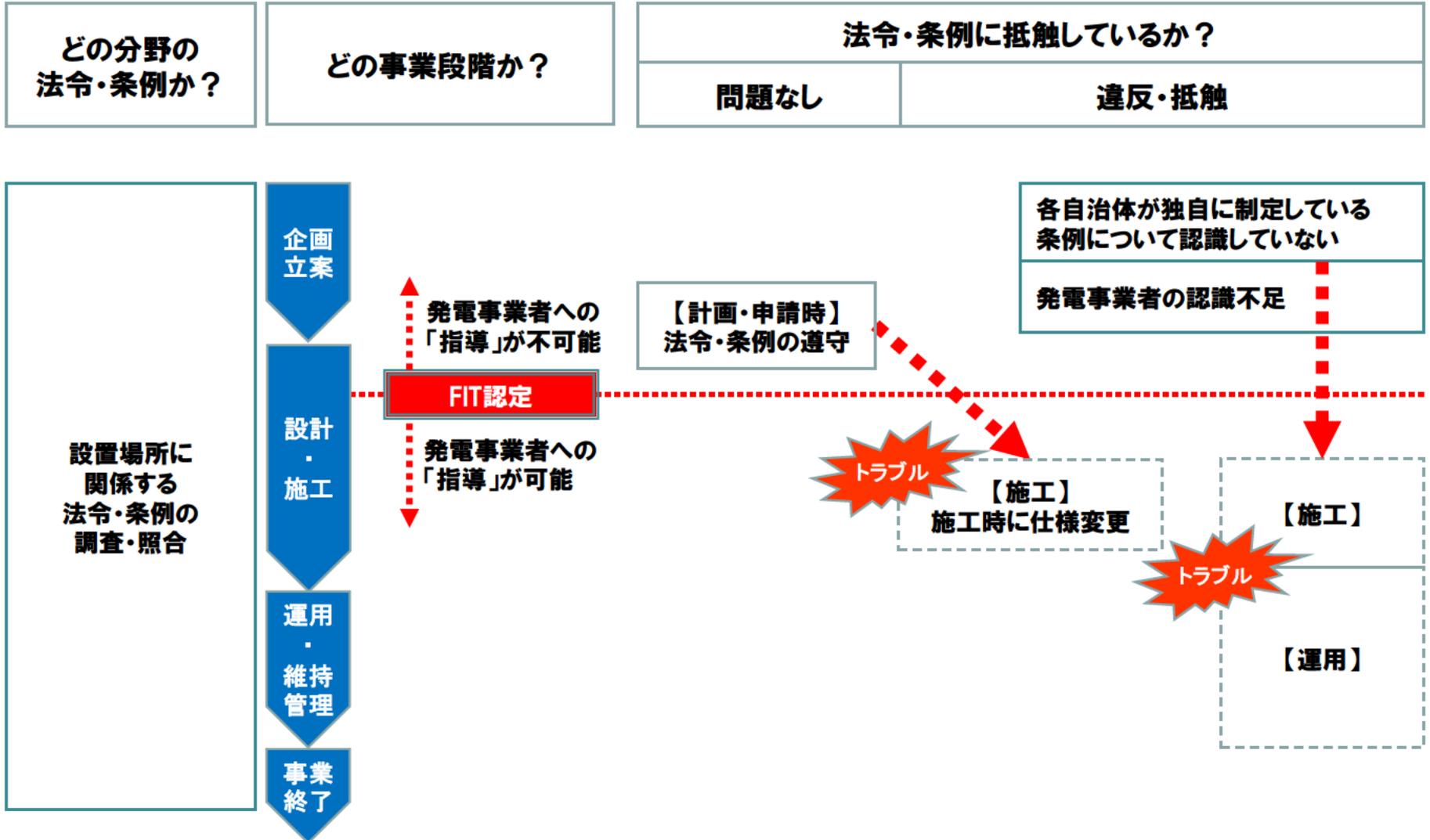
トラブルになっているケースから要因を探ると、発電事業者の認識不足が多数を占める。

視点

- どの分野の法令・条例に抵触している可能性があるのか？
- 通報案件は、どの事業段階の内容か？
- 法令・条例に抵触している事実があるのか？違反の可能性の度合いは？
- 発電事業者は、問題となっている案件に係る法令・条例を認識しているか？
- 関係法令・条例の尊重に向けて、改善する意思があるのか？

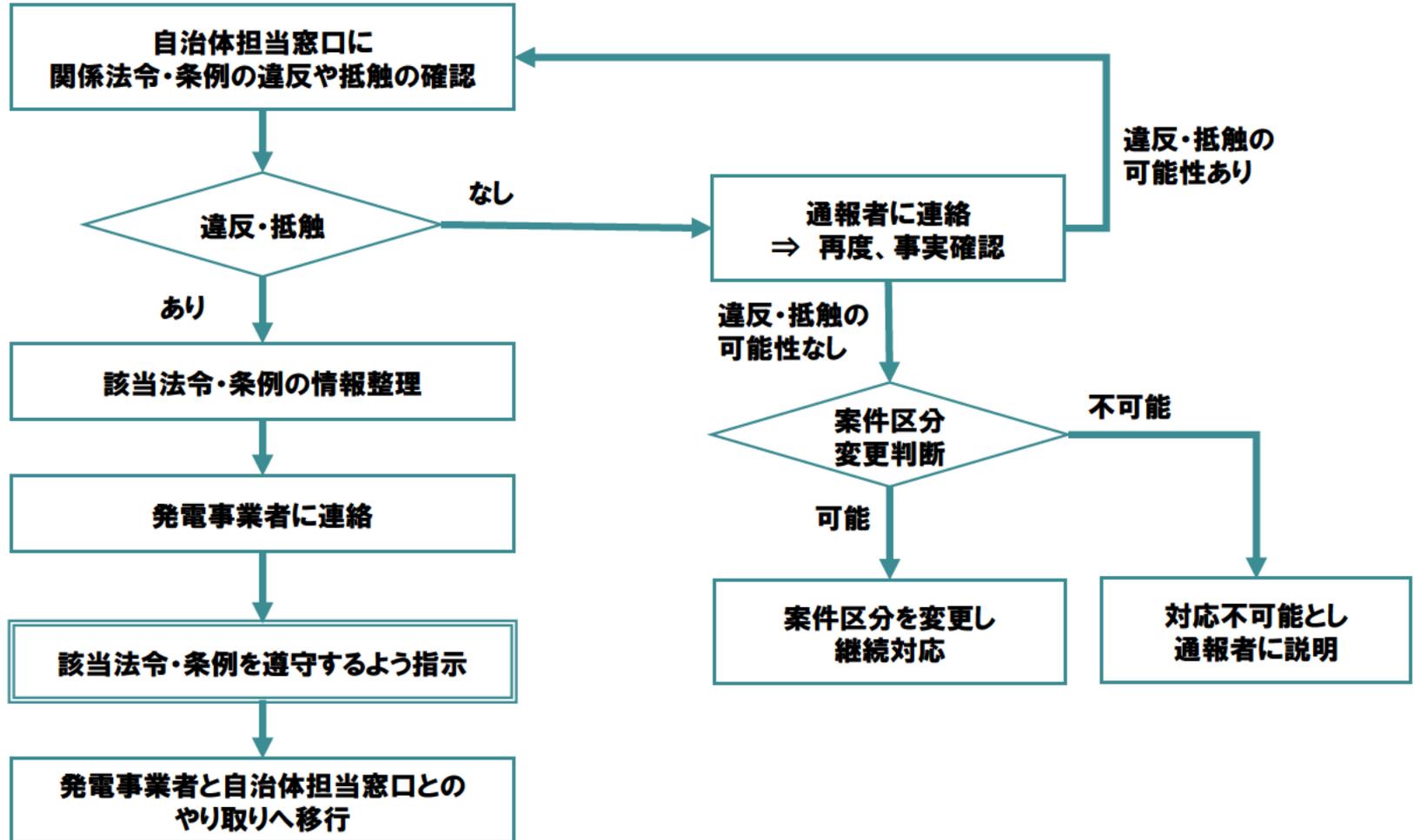
4. 通報案件の整理・対応策

4-6-2. 案件の対応策【関係法令・条例】



4. 通報案件の整理・対応策

4-6-3. 案件の対応策【関係法令・条例】



※改善されたかの判断は本サポート窓口ではできない。
自治体担当窓口に判断していただくために引継ぎ

4. 通報案件の整理・対応策

4-6-4. 案件の対応策【関係法令・条例】

(1) 事実確認

- 通報案件について、本当に関係法令・条例に違反もしくは抵触しているかの確認を自治体担当窓口連絡し、確認を行う。

(2) 対応

① 違反もしくは抵触している場合

【事実の確認が取れた場合】

- 該当する法令・条例の詳細について自治体担当窓口確認し、自治体からの指導状況等を含め、情報の整理を行う。
- 発電事業者連絡し、上記事実を伝え、事実確認を行う。
- 関係法令・条例に違反もしくは抵触しているため、発電事業者の認識に関わらず、法令・条例を遵守していただくこととなるが、一方的に通達するのではなく、事実確認を行うことで、より協力的に改善に取り組んでいただくことを目指す。
- 該当法令・条例を遵守するよう指導する(強制力あり)。
- 対応(改善)結果については自治体担当窓口報告をしていただく(本サポート窓口での対応を「完了」し、自治体窓口担当へと移行する)。

【発電事業者が改善を実施したかどうかの判断】

- 現地確認や必要書類が自治体担当窓口で受理されたかどうか等、本サポート窓口では確認が困難であるため、発電事業者へ改善の指示を伝えた段階で、自治体担当窓口へ引継ぐことが妥当と考えられる。

【改善指導に対して、発電事業者が改善を行わない場合】

- 再度、自治体担当窓口から連絡していただくこととし、その際には中部経済産業局からも指導していただく。

4. 通報案件の整理・対応策

4-6-4. 案件の対応策【関係法令・条例】

②違反もしくは抵触していなかった場合

- 通報者に連絡し、自治体担当窓口を確認した旨を伝え、再度トラブルの要因について確認を行う。
- 再度トラブルの確認をした際に他の関係法令・条例に違反もしくは抵触している場合は、再度、自治体担当窓口連絡し、確認する。

【違反もしくは抵触の事実が無い場合】

- 他の案件区分に該当しないかを確認し、該当する案件区分がある場合は、その案件区分の対応に準じる。
- また、対応が困難な(民事案件等の本サポート窓口対応範囲外)場合は、その旨を通報者に説明し、納得していただくことで「完了」とする。

4. 通報案件の整理・対応策

4-6-5. 案件の対応策【関係法令・条例】

- 関係法令・条例を遵守することは義務であり、抵触した場合、発電事業者は改善する必要がある。事業が進むにつれて、費用負担が増大になる等、発電事業者のデメリットは大きい。
- 一方で、関係法令・条例は多岐に渡るとともに複雑であり、発電事業者も把握しきれていない事例があることから、発電事業者が把握しやすい情報提供が必要。

現状	課題・検討事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画段階、工事開始以降の2段階に原因があるケースが見られる。 <p>【事業計画段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請に必要な関係法令・条例の確認が行われていないケース。 ● 発電事業者が自分で調べる気がないケースも見られる。 ⇒発電設備を設置する際にどんな関係法令・条例があるのかを知らない事業者があると考えられる。 <p>【工事開始以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請時には問題がなかったが、工事の過程で山を削りすぎてしまった、盛り土をしすぎてしまった等により、関係法令・条例に抵触したケース。 ● 実際に工事を開始しようとした際に、土地の高低差等に違いがあり、変更申請をせずに図面を変更してしまい、関係法令・条例に抵触したケース。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者の関係法令・条例についての知識・認識が不足している。 ● 一部には、理解しながらも抵触やギリギリの抜け道を探る悪質な発電事業者も見られる。 <p>⇒関係法令・条例違反＝遵守事項(義務)のため、改善が必須である。抵触が発覚した時点によって、費用負担が増大する等、発電事業者のデメリットが大きい。 ⇒発電設備を設置する際の関係法令・条例について、把握しやすい情報の提供が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Q&A方式、YesNo方式等で設置する土地の条件等を入力すると関係法令・条例が提示されるといった情報の提供(HP、ガイドブック等)が必要である。 <p>※申請時に関係法令・条例についてのチェック項目があるが、発電事業者がすべてを調べる、理解しようとするには、限界があり、確認がおざなりになっている可能性もある。 ⇒発電事業者の資質に繋がる。</p>

4. 通報案件の整理・対応策

4-7-1. 案件の対応策【地域共生】

- 「地域共生」案件は、発生段階や根本的な原因等が多岐に渡っており、状況に応じて対応方法が異なるため、以下のフローに従い指導を行う。

視点

- 通報案件は、どの事業段階の内容か？
(懸念事項なのか？実際に起きていることか？)

事実確認

- 法令等に抵触している事案か？
- 法令等に抵触している可能性の度合いは？

法令・条例に抵触している

- 「関係法令・条例」へ

法令・条例に抵触していない

要望

- どうなってほしいか、どうしてほしいか？
<段階的(最高から最低限)にヒアリング>

- サポート窓口で対応可能な内容か？

対応不可

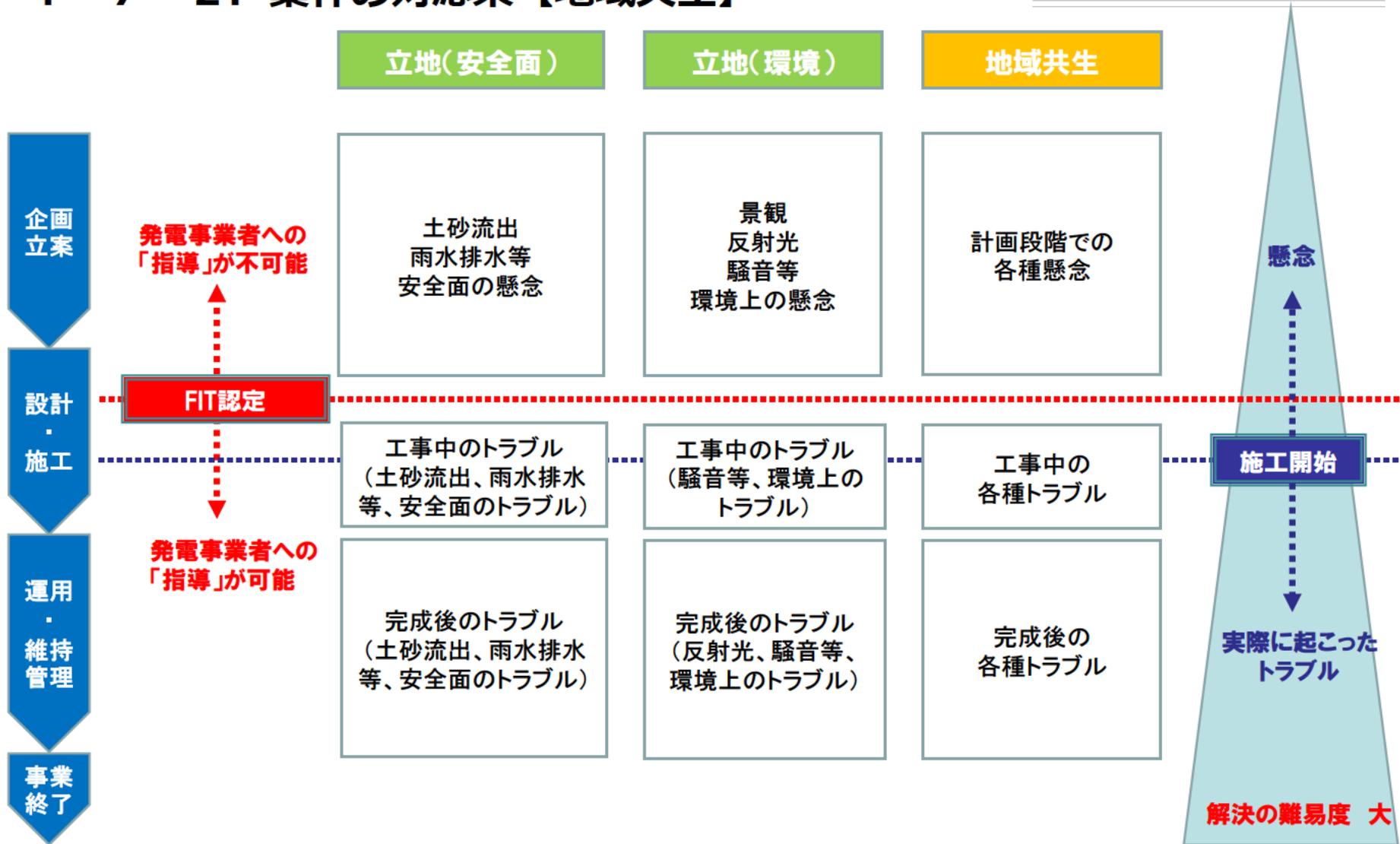
- 指導権限が無く、対応不可能なものは別窓口等を案内

対応可能

要望にフォーカスし、アクション

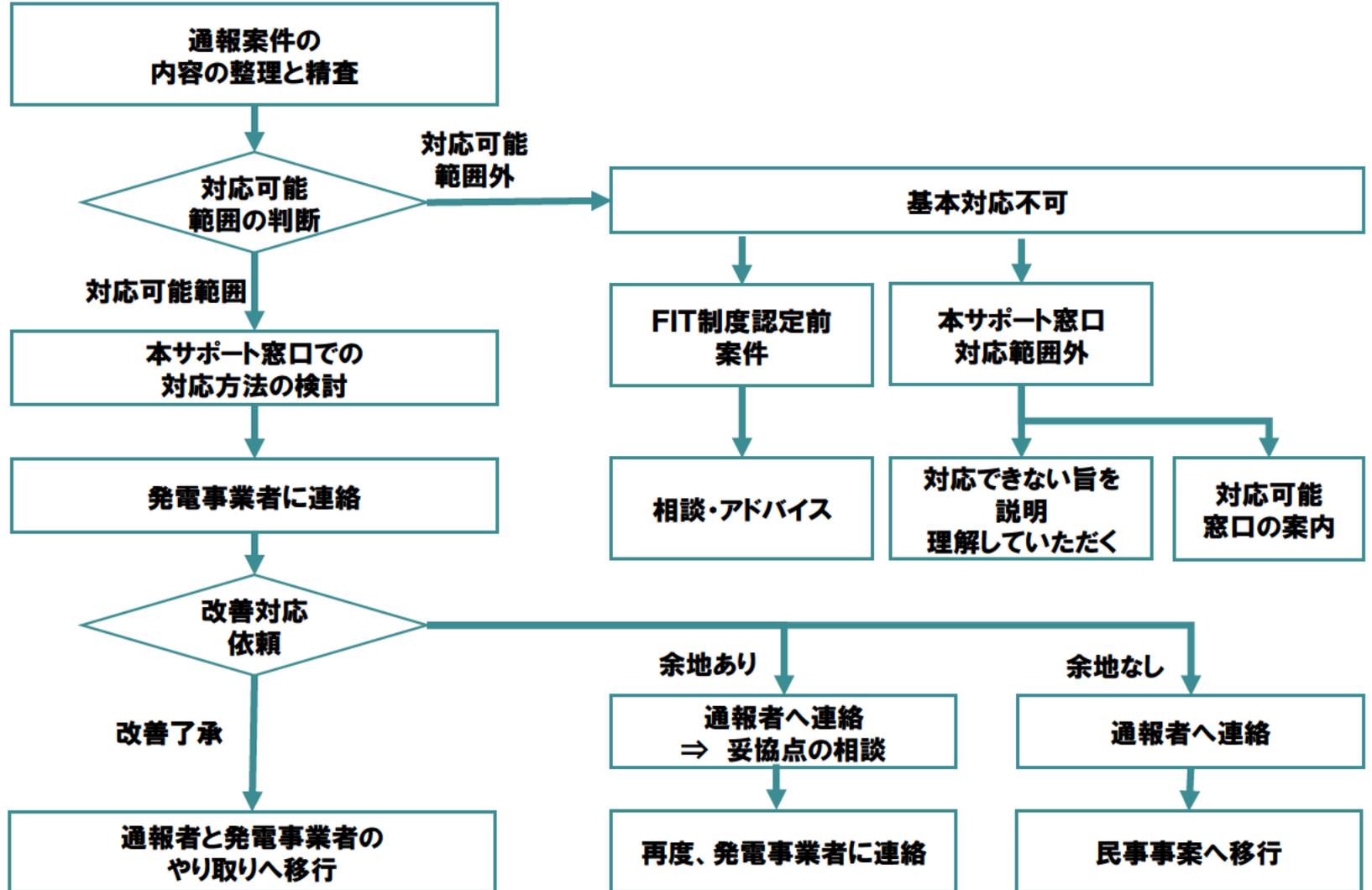
4. 通報案件の整理・対応策

4-7-2. 案件の対応策【地域共生】



4. 通報案件の整理・対応策

4-7-3. 案件の対応策【地域共生】



4. 通報案件の整理・対応策

4-7-4. 案件の対応策【地域共生】

(1) 通報案件の整理と精査

- 地域共生案件は、発電事業者の説明に対して、地域住民が納得していない場合が多数を占めており、**本サポート窓口を含む行政からの指導に強制力がない**(『事業計画策定ガイドライン』の「地域住民との関係構築(推奨事項)」)ため、**双方の歩み寄りによる話し合いの場を設けることが目標**となる。
- 案件の内容によっては、本サポート窓口で対応できない場合もあるため、通報案件を受け付けた際に情報を整理するとともに、対応が可能な範囲かどうかの判断を行う必要がある。

(2) 本サポート窓口の対応可能範囲

- **本サポート窓口の対応範囲は、あくまでもFIT制度の認定がされていることが前提**となるため、申請前の案件やFIT制度と関係が無い自家消費等の発電設備に対しては、指導を行う権限がない。
- また、地域共生において通報案件の多数を占める発電事業者の説明に対する地域住民の不納得についても、発電事業者の「推奨事項」であり、発電事業者に対する指導の強制力は低い。そのため、発電事業者に対する協力のお願いとなり、発電事業者に対して地域住民が本当の意味で納得できる説明を求めることも困難である。

4. 通報案件の整理・対応策

4-7-4. 案件の対応策【地域共生】

(3) 本サポート窓口で対応が可能な場合

- 地域共生において通報案件の多数を占める発電事業者の説明に対する地域住民の不納得については、指導の根拠となる『事業計画策定ガイドライン』の地域住民との関係構築が「推奨事項」となっているため、強制力のある指導ができない。
- そのため、通報者と発電事業者の**双方が歩み寄る話し合いの場を提供することが目標**となるため、通報者からは理想的、最低限これだけは譲れないもの等、要望を段階的・具体的に聞き取りを行うとともに、その旨を通報者に伝え、納得していただく必要がある。
- 発電事業者に対しては、通報者からの要望を理想的なものから伝え、対応が可能かどうかの検討をしていたり、状況に応じて要望を下げて協力をお願いする。また、この際に通報者が求めている説明(要望)やそれに対して、どういった対応(説明資料等)が求められているのかを具体的に示すことで、発電事業者が前向きに協力していただけるよう促し、話し合いの場を設けられるように努める。
- 地域共生案件は長期にわたる場合が多く、本サポート窓口では継続して最後まで対応することは困難なため、発電事業者と通報者の話し合いの場を設けた時点で「完了」とし、その後、新たな問題が発生した場合は再度連絡をいただくこととする。

(4) 本サポート窓口の対応範囲外の場合の対応

① 相談やアドバイスが可能な場合

- FIT制度の認定前(発電事業者が申請を検討中、申請中等)の場合、通報者に対して『事業計画策定ガイドライン』の「地域住民との関係構築(推奨事項)」を基に相談やアドバイスをすることは可能である。
- ただし、発電事業者に指導はできない。

② 本サポート窓口では対応がどうしてもできない場合

- FIT制度と関わりがない自家消費や発電事業者が自身で売電先を探した(FIT制度の認定を必要としない)場合、本サポート窓口には指導の権限がないため、対応が不可能となる。
- この場合、その旨を通報者に説明し、納得していただくこととなる(民事で争っていただくこととなる)。

4. 通報案件の整理・対応策

4-7-5. 案件の対応策【地域共生】（反射光）

- 発電事業者は年間最大発電量を想定し、最適なレイアウトを設計しているが、太陽光パネルの反射光については考慮していないこともあり、実際に発電設備が建設された際に問題が発覚するケースがある。
- 発電事業者は、太陽光パネルを設置する方位や傾斜角度を算出しているため、反射光についても同様に算出し、地域住民の不安等を払拭することが必要である。

視点

- 反射光が差している事実があるのか？
- 単なる懸念か？

事実確認

- 太陽光パネルの設置場所は、どの方位にあるのか？

- 反射光が差し込まない根拠を示すことが必要

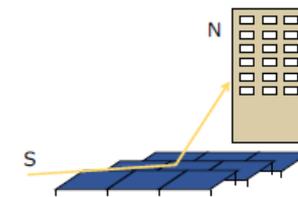
参考資料

下記に該当する場合、住宅等へ反射光による影響が生じる可能性があります。

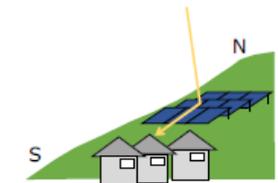
- ① 冬季は南から低く入る太陽光が北側の高い方向に反射するため、設置場所の北側に高い建物がある場合、反射光が建物内に射し込む可能性があります。
- ② 斜面地へのパネル設置で南側に近接して住宅等がある場合、夏季の正午前後の高い仰角で射し込む太陽光の反射光が、南側の住宅等に射し込む可能性があります。
- ③ 東側又は西側が大きく拓けている土地に太陽光発電施設を設置する場合、その反対側に住宅等がある場合は、朝又は夕方に住宅等に反射光が射し込む可能性があります。

参考：「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例 許可申請及び届出等の手引き」（令和元年11月 神戸市環境局）

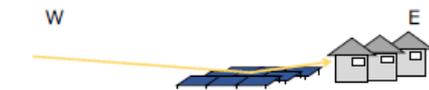
①の例（イメージ）：



②の例（イメージ）：



③の例（イメージ）：



（出典）環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」から抜粋

4. 通報案件の整理・対応策

4-7-6. 案件の対応策【地域共生】（騒音）

- 騒音問題は規制や法律が一本化されておらず、騒音問題が発生した際にどのような基準値を参照するかは、「対象の騒音の発生源の主体」や「発生している地域」等に基づいて判断する必要がある。

視点

- 騒音は何に起因するものか？（工事に関する騒音か？発電設備に関する騒音か？）
- 一時的な騒音か？恒常的な騒音か？

事実確認

- 騒音レベルはどの程度か？
（ケースごとに参照とする基準値が異なる）

● 主な関連法案：環境基本法（環境基準）、騒音規制法
 ※「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事にともなって発生する相当範囲にわたる騒音」について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

参考資料

環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」 第2章 2-3 設計段階の環境配慮のポイント 3 騒音

騒音レベルの予測結果が、保全対象となる住宅等の所在地に適用される環境基準を超える場合や、周囲に主要な騒音発生源がない極めて静穏な環境であり、施設稼働時の保全対象の住宅等における騒音が環境基準以下であっても不快に感じる恐れがある場合など、騒音について懸念される場合は、対策を講じる必要があります。

《参考情報》

騒音に係る環境基準（平成10年環境省告示第64号）

地域の類型と用途地域の目安	環境基準	
	昼間	夜間
AA：住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域	50dB 以下	40dB 以下
A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域	55dB 以下	45dB 以下
B：第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域		
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	60dB 以下	50dB 以下

注) 工業専用地域は地域の類型の当てはめはありません。また、地方公共団体によっては、用途地域の定めのない地域についても地域の類型の当てはめが行われている場合があります。

（出典）環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」から抜粋

4. 通報案件の整理・対応策

4-7-7. 案件の対応策【地域共生】（土壌流出・濁水）

- 切土や盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に設置する場合、雨水や湧水、地下水等による地表面の侵食等による法面の崩壊等に繋がる恐れがある。
- 降雨時に濁水が事業区域外に流れ出て、農地や住宅地等に流れ込むことや、排水先・流出先が河川等の場合、水の濁りが問題となる可能性がある。

視点

- 実際に起きているかことか、懸念か？
- 土地の造成計画、施工段階で工事が適正に進められていたか？

事実確認

- 原因の特定と被害状況は？
- 気象や地形、地質等の自然条件の適切な設定や造成計画等が行われ、適切な対策が講じられているか？

発電事業者が現状を把握し、対応する意思を示すことが必要

参考資料

環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」 第2章 2-3 設計段階の環境配慮のポイント 1 土地の安定性、2 濁水

施設の損壊による事業への影響だけでなく、周辺地域へ重大な影響を与える可能性があります。また、事業区域やその周辺の状況に応じて、対策の必要性や講ずべき対策について適切に検討するためには、専門的な知見が必要となります。発電事業者や設計者、施工者において判断が難しい場合には、有識者やコンサルタント等、工学的な知見を有する専門家に相談が必要です。

「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019年版」 3.7 造成・排水の計画

自然の斜面地形を活かして地上設置型太陽光発電システムを設置する場合、洗掘や雨裂による土砂流出の恐れがあるため、法面保護工を行う等、安全性を確保する。
気象や地形、地質等の自然条件の適切な設定や造成設計等、多岐に亘る工学的知見をもって技術的判断を行う必要があるため、必要に応じ専門家の協力を得ることが望ましい。

4. 通報案件の整理・対応策

4-7-8. 案件の対応策【地域共生】（土地境界）

- 隣地との境界が曖昧な場合や測量していても発電事業者と隣地所有者との間で情報が共有されていないことが原因。
- 柵塀が境界を越えている、施工工事や保守点検等の際に（人、モノが）境界を越えている等のケースがある。

視点

- 事業計画段階で確定測量を実施し、境界が明確になっているか？

事実確認

- 境界を越えている事実があるのか？
- 発電事業者、隣地所有者の認識は？

境界を越えていない明確な根拠を示すことが必要

参考資料

【境界を特定する方法】

①境界確定訴訟

相隣接する土地の境界線について争いがある場合に、裁判で筆界を確定する訴訟。

②筆界特定制度

不動産登記法で定められた制度。

筆界に争いのある当事者の申し立てにより筆界特定登記官が筆界調査委員の調査を経て筆界を特定。

※境界確定訴訟は時間がかかる、筆界特定制度は効力が弱いといったメリットデメリットがある。

③土地家屋調査士による調査

土地家屋調査士により、調査を実施し、境界を改めて定める。

④境界確定のための資料

地図、測量図、土地登記事項証明書、公図、写真、古文書、古地図、空中写真等といったものが必要。

4. 通報案件の整理・対応策

4-7-9. 案件の対応策【地域共生】（事業者の強引な手法）

- 関係事業者（発電事業者、施工事業者、保守点検事業者等設備に関わる事業者）が、発電設備の建設、維持（保守点検）等において強硬に進めるケース。
- 関係法令・条例の義務規定には従うものの、それ以外（努力目標等）の指導権限がない案件（民事事案になり得る）において、強硬に進める。
- 発電事業者が強硬に進める際に、「FIT認定」をお墨付きのように伝えるケースもみられる。
※住民の理解を得ることを簡略化する（説明機会を減らす）とともに、関係法令・条例に抵触していない以上、反対しても工事は進められる等。

視点

- 関係法令・条例に本当に抵触していないのか？
- 発電事業者が強硬に進める根拠は何か？

事実確認

- 義務規定に抵触していないか？
- 努力目標等の認識が間違っていないか？
- 関係事業者が自身に都合の良い判断をもとに対応を行っていないか？

ガイドライン等に基づく
誠実な対応が必要

参考資料

【愛知県南知多町での事例】

- 地域住民の土地で木を伐採、道路を破壊する等を行い、地域住民とトラブル。計画は、一旦白紙になったものの荒らされた土地や自然環境の問題は残ったまま。
- 関係法令・条例、ガイドラインをかいぐっての事業推進（ガイドラインの対象とならないよう10kW未満の発電設備を計画したり、境界等については民事案件となるため）に対し、地域住民からの反対運動を受け、白紙になり、今後、適切な復旧工事が行われるかは不透明。

4. 通報案件の整理・対応策

4-7-10. 案件の対応策【地域共生】（住民説明会の開催）

- 地域住民に対する説明会の実施は「推奨事項(努力目標)」となっているが、その地域で一定期間事業を実施する上で地域住民の理解を得ることは、再エネ普及においても大きな課題と言える。
- 住民説明会開催のトラブルは、全く実施されずに工事が開始されて求められるケースと、一部(隣接する方のみ、自治会長のみ等)には行ったが、工事開始後、他の住民から求められるケースがある。
- 住民説明会の内容についても説明が足りない、虚偽の説明(根拠が示されない)がされている、住民からの要望を聞いてくれないといった不満が多い。
- 地域住民に説明がされていないことにより、工事が開始されてから反対運動に遭い、工事自体がストップしてしまうケースもある
 ※地域住民の反対運動が報道等により、周知され、工事がストップ、工事の白紙撤回の可能性もある。
 ⇒発電事業者のデメリットが大きい。

視点

- 住民の理解が重要であると認識しているか？
- 説明会における説明事項の把握、対象とする地域住民の範囲の把握等を理解しているか？

事実確認

- 住民説明会の開催の有無は？
- 対象住民の範囲は？
- 説明会の内容は？

住民が納得する説明会を開催することが必要

4. 通報案件の整理・対応策

4-7-11. 案件の対応策【地域共生】

- 発電事業者は、地域住民とのトラブルが起きやすい案件等について事前に把握する必要がある。
- 事業計画の初期段階から地域住民に対して、情報提供等のコミュニケーションをとることが、トラブルを回避する上で有効であることを発電事業者に対して指導し、理解・実行してもらう体制が必要である。

現状	課題・検討事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民とのコミュニケーションが取られていないことから発生するケースが多い。 ※一部、再生可能エネルギー発電設備自体を否定する方々もおり、発電事業者がどれだけ真摯に対応したとしても、受け入れられないケースもある。 ・ 事業計画段階から地域住民とコミュニケーションをとる必要性がうかがえる。 	<p>【発電事業者に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の理解が重要であることの認識が必要である。 ・ また、トラブルの要因となり得る事項の認識が必要である。 (義務ではないが、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」では、トラブルの要因となり得る環境配慮ポイント(土地の安定性、濁水、反射光、景観等)がまとめられており、活用できる) ⇒発電事業者に対する指導機会を設ける必要がある。 ・ 発電事業者にとっても、トラブルを避ける考慮すべきポイントを把握することで効果的な準備が可能となる等、有益な情報と考えられるため、申請段階で指導する。 <p>【地域住民に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が事業計画(早い)段階で情報を入手できる体制 ⇒申請があった時点で地域住民に対する説明会が実施されているかの確認(条例によっては、事業計画の提出の際に説明会の実施報告に自治会長の押印を求めている自治体もある) ⇒ただし届出制で自治会長に連絡する等の確認は行っていない(過去に偽造が発覚したことも)ケースもある。 ⇒自治体から地域住民に対する情報提供の流れ ・ 上記のとおり、関係法令・条例で義務付けることを検討する。 ・ 国に申請があった時点で自治体に情報を提供し、自治体から地域住民に情報を提供することも検討する。

4. 通報案件の整理・対応策

4-8-12. 案件の対応策【その他】

- 相談窓口には指導権限がない案件については、通報者に対して該当する窓口を案内する等の対応が必要なため、内容に応じた相談先の一覧表等の作成に向けて、自治体等の関係所管との連携が必要。

現状	検討事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 相談窓口の指導権限外の内容についての相談。 ● 相談したいことがあるが、どこに連絡すればわからない。インターネットで検索した際に本サポート窓口が出てきたので、連絡した。 	<p>⇒相談者がどこに相談すればよいかわからないことがうかがえる。 内容に応じた相談先をまとめた一覧表をHPで公開するとともに、自治体への提供、広報(チラシ、ポスター等)による周知徹底が必要である。 ※該当する窓口の担当所管との調整が必要。</p>

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-1-1. 早期の事業段階における指導の重要性

- トラブルの発生を防ぐためには、早期の事業段階(「企画立案」段階)から発電事業者(事業に関連する事業者)に対して、トラブルを予防するための情報収集の方法や対応等を指導することが重要である。

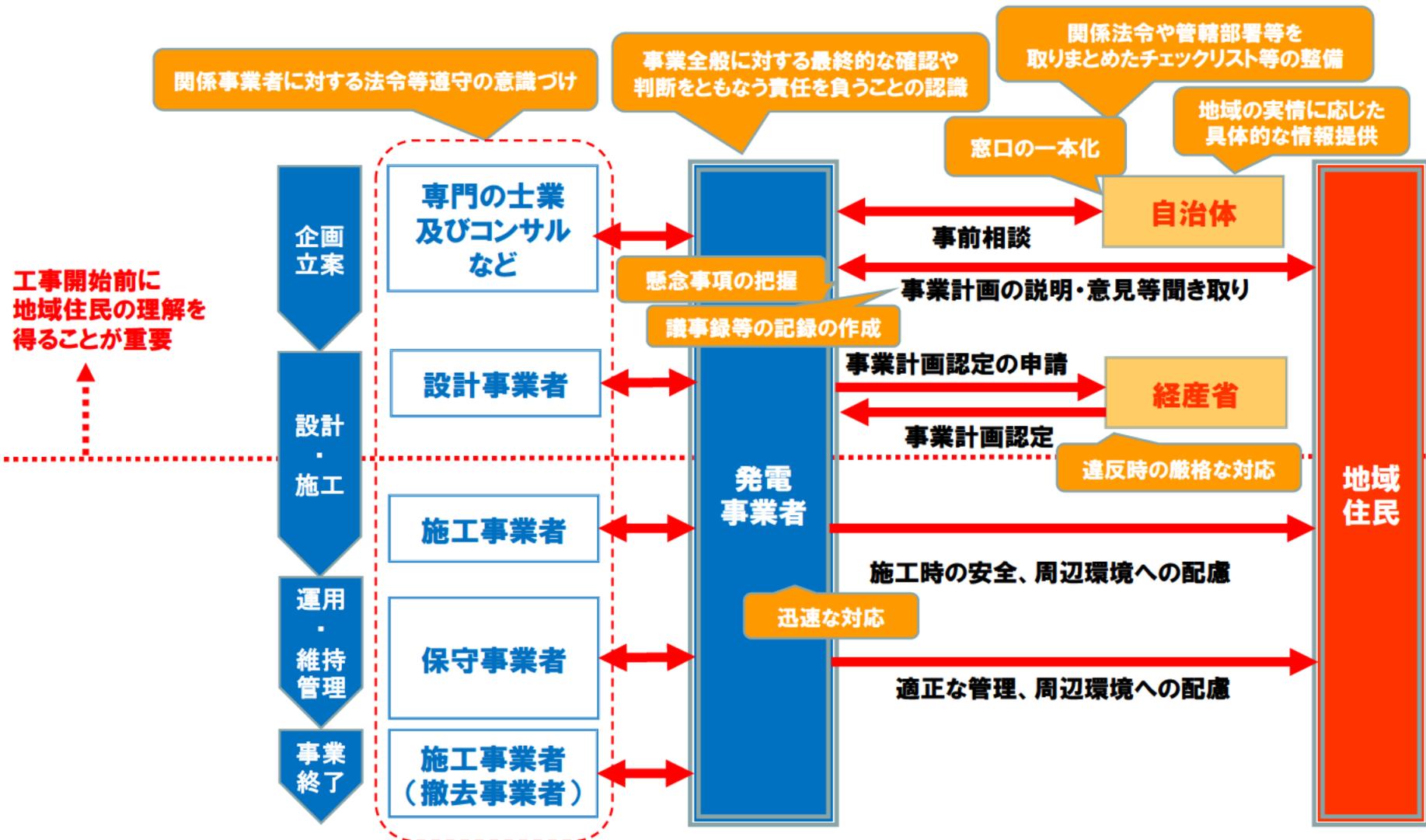
(1) 各事業段階における課題とポイント

- 発電事業者がFIT制度の認定を受けるには、『事業計画策定ガイドライン』を踏まえて事業計画を作成し、事業を進めていくこととなるが、「企画立案」から「設計・施工」の段階で地域住民とのトラブルが起ることが多い。
- 計画が進行した段階で問題が発覚した場合、事業計画の大幅な見直しや対策が必要となり、事業が停滞してしまうことや解決が困難となる可能性がある。
- また、通報案件の中には、早期に対応することで、大きなトラブルにならなかつたと思われるケースも見受けられることから、事業を円滑に推進するには、**早期の事業段階(「企画立案」段階)での適切な指導が重要**となる。
- 各事業段階における課題と予防策のポイントは、以下のとおりである。

事業段階	課題	予防策のポイント
企画立案	<ul style="list-style-type: none"> 適切な情報提供による関係法令・条例等の認識の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談時の機会を有効に活用した適切な情報提供 初期対応窓口の一本化
	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者による質と量をともなった情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が安心、納得できる情報の提供(適切な範囲、懸念事項の把握と具体的な対応策等)
	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民からの意見や要望に対する対応 	<ul style="list-style-type: none"> 説明時の議事録等の記録 回答期日等を設定した迅速な対応
設計・施工	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者は、関係事業者に対しても、説明や情報共有等を行う責任があることの理解 	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者に対する責任の所在に関する指導(直接的な指導) 関係事業者との関係法令・条例等に関する認識の共有
運用・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 悪意のある発電事業者の存在 	<ul style="list-style-type: none"> 明らかに悪意が認められる場合の速やかな認定取消の実施

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-1-2. 早期の事業段階における指導の重要性



5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-2-1. 法令・条例、ガイドラインの遵守

- 関連する法令・条例やガイドラインに違反しているケースでは、発電事業者や事業に携わる関連会社の認識不足が大きな原因となっており、**いかに適切な情報を提供し、認識を徹底させるかが課題**となる。

主な要因

- 発電事業者が法令・条例やガイドラインに対して知識や認識が不足していると考えられる(特に、**自治体が個別に制定している条例**について、**認識、理解していないケース**が見られる)。
- 現状、FIT認定申請時に提出する「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」においては、各自治体が個別に制定している条例等は、「その他の法律・条例に係る手続」の項目に一括りにまとめられているため、発電事業者が認識しづらいと考えられる。



「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」の「その他の法律・条例に係る手続」の項目

20	その他の法律・条例に係る手続 (注4) (法令名: △△県××条例)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input checked="" type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 2019年12月1日 部署: △△県環境部環境評価課 担当者名(役職): 環境花子(主事) 連絡先(TEL): 0000-00-0000
	上記以外の相談先(部署名)(注5) ・ △△県企画部エネルギー環境課 (関係法令全般に係る相談) ・ ○○市企画政策部エネルギー課 (関係法令全般及び地域住民との調整に係る相談)			

(出典)資源エネルギー庁HPから抜粋

課題・予防策案

発電事業者自らが、関係条例等を検索することに期待するには限界があるのではないかと、自治体からも積極的に適切な情報提供はできないか？

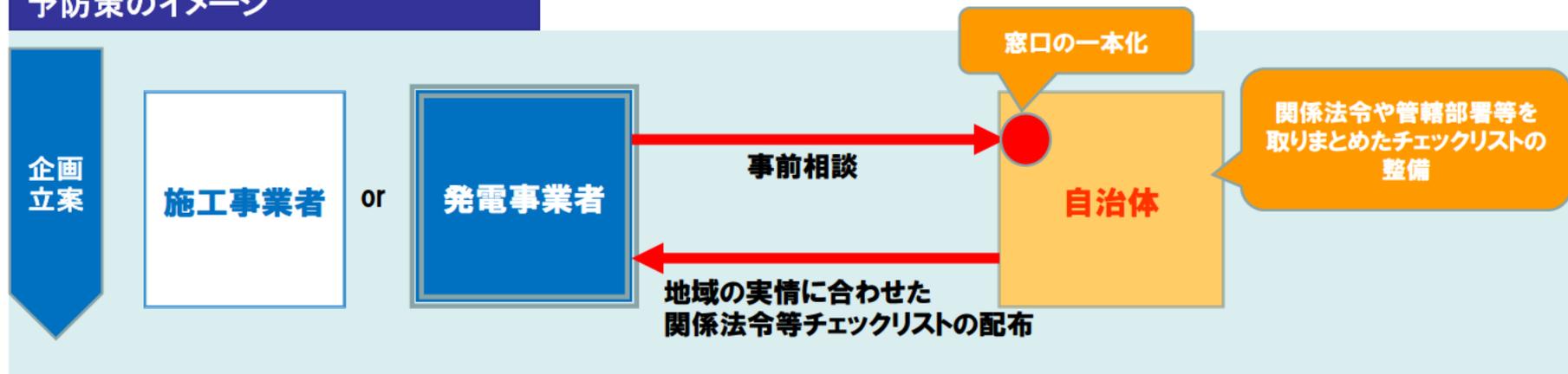
- 『事業計画策定ガイドライン』では、「自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う」ことが「遵守事項」となっている。
- 自治体は発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受ける機会を有効活用し、的確に指導を行う必要がある。
- そのためにも、自治体の担当窓口が明確でない場合には、**初期の対応窓口を一本化して、事前相談の対応が必要**である。
- 自治体によっては条例やチェックリスト等により、その自治体で関係する法令の概要や管轄部署等を独自に取りまとめている場合があるが、取りまとめていない自治体も見られる。
- そのため、発電事業者に対して的確な指導を行う上でも、**自治体ごとに地域の実情に合わせて関係法令等の概要や管轄部署等を取りまとめた独自のチェックリスト等を作成し、相談があった際には積極的に情報提供することが必要**である。

具体的な案件事例: 6-4-1. 関係法令・条例

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-2-1. 法令・条例、ガイドラインの遵守

予防策のイメージ



【発電事業者に情報提供・指導を実施するタイミング】

- 発電事業者が関係法令・条例等について自治体に問い合わせをしてきた時が、適切な指導を実施するタイミングである。
- このタイミングを逃さず、関係法令等に関する必要事項の説明を行う。
- また、関係法令・条例等の遵守のほか、責任の所在の説明、地域住民に関する情報提供も同様に行う必要がある。

【自治体の準備】

- 初期の問い合わせ窓口を一本化し、FIT制度全般に関する留意点の指導が必要＝FIT制度専門窓口の設置・周知。
⇒HP等でも情報提供が必要
- 条例等が制定されていない自治体は情報提供や指導に必要な書類(関係法令等一覧やチェックリスト等)の整備を推進する。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

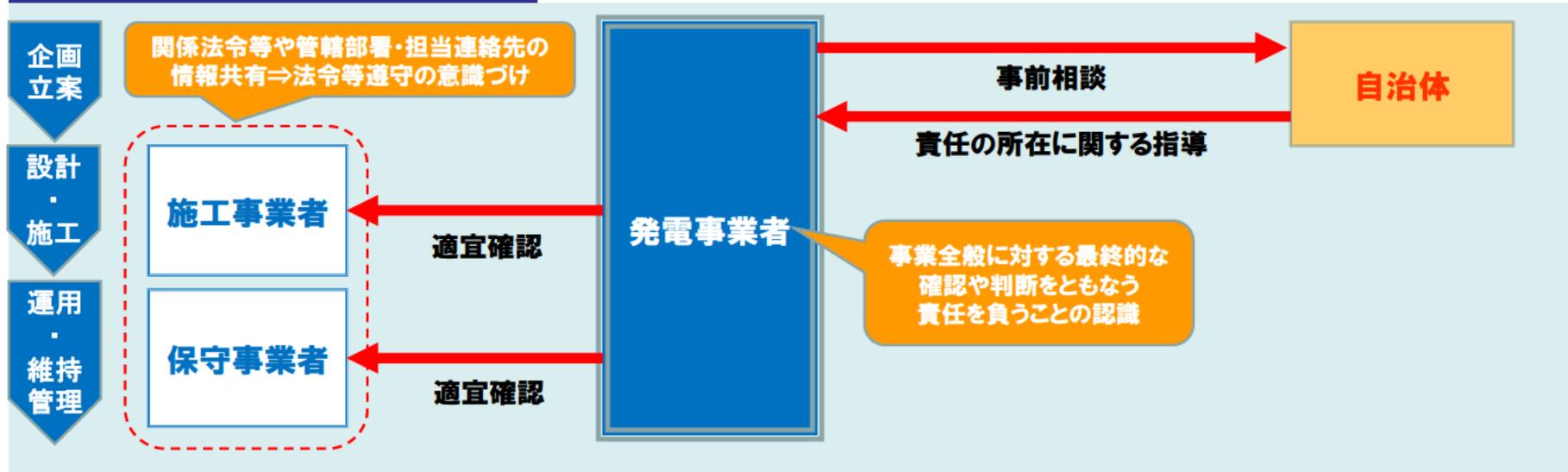
5-2-2. 法令・条例、ガイドラインの遵守

主な要因	課題・予防策案
<ul style="list-style-type: none"> 発電設備を設置する過程(企画から実際の設置、FIT制度認定終了後の設備撤去に至るまで)において、必ずしも1事業者が一貫して事業を行うとは限らない。 そのため、「企画立案」「設計・施工」「運用・維持管理」「事業終了」の事業段階ごとや、長期に渡って(複数の事業段階に継続して)トラブルが発生するケースがある。 要因としては、それぞれの業務を担当する事業者が異なることで、関係法令・条例等に関して認識が統一されていないことや発電事業者が認識していても、施工事業者の認識不足により違反しているケースが見られる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般的に関連するガイドラインや法令・条例については、関係する全ての事業者が認識しているものと思われるが、サポート窓口寄せられた案件を見ると必ずしも徹底されていない。 『事業計画策定ガイドライン』に記載されている事項については、発電事業者が事業全般に対する最終的な確認や判断をとまなう責任を負うこととされている。発電事業者はこのことを理解しておらず、事業に関連する事業者に対して、説明や情報共有等を行う責任があることを理解できていない。 <p>具体的な案件事例: 6-4-2. 関係法令・条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画段階から自治体による指導(情報提供)ができないか？ 関係事業者に対して説明、情報共有を実施したことを証明することはできないか？ <ul style="list-style-type: none"> 自治体は発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受ける機会を有効活用し、的確に指導を行う必要がある。 発電事業者が関係事業者に業務を委託する場合、遵守すべき法令・条例等は、受託事業者が責任を負うべきものであるが、発電事業者は法令等の遵守状況や、適切に実施されていることを適宜確認することが適切であると指導する必要がある。 発電事業者は、関係事業者との認識を共有する上で、『関係法令手続状況報告書』や自治体独自のチェックリスト等を活用し、関係法令等や管轄部署・担当連絡先等の情報共有を行う必要がある。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-2-2. 法令・条例、ガイドラインの遵守

予防策のイメージ



【関係事業者と関係法令等に関する情報共有の徹底】

- 自治体が個別に作成した関係法令等に関するチェックリストがある場合には、**関係事業者とも必ず情報を共有し、法令遵守の意識づけを徹底する。**
- 自治体が個別に作成したチェックリスト等がない場合には、FIT制度認定申請書類「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に自治体の条例等、担当課・連絡先等を記載したものを関係事業者と共有する。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

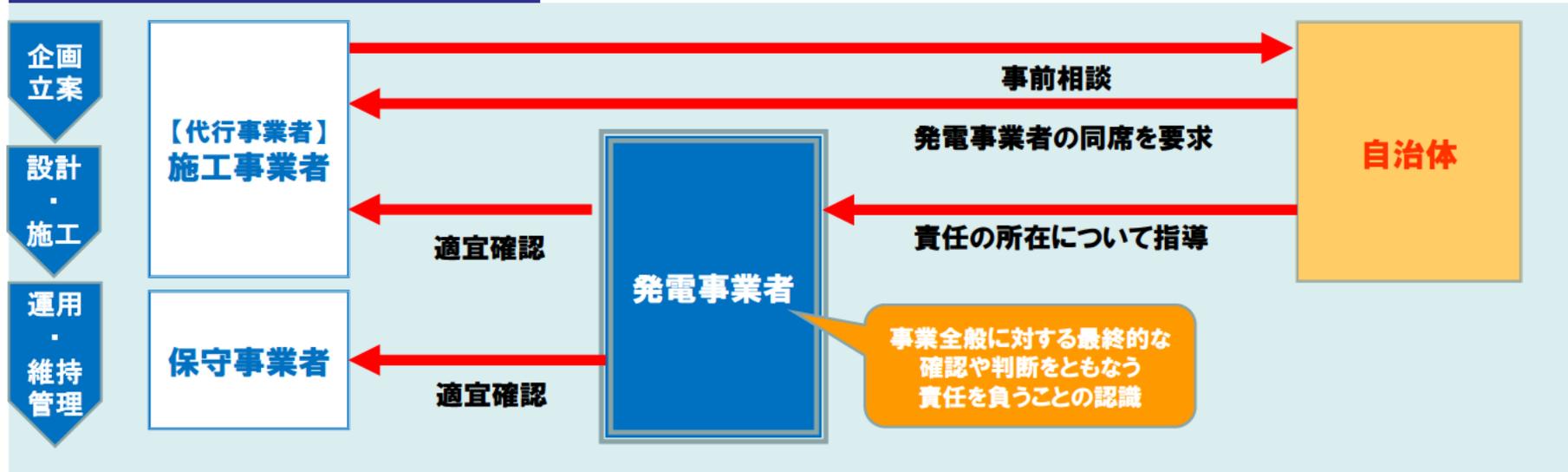
5-2-3. 法令・条例、ガイドラインの遵守

主な要因	課題・予防策案
<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者が、運用・維持管理等を保守事業者等に全て任せてしまい、運用・維持管理等に関与していないケースが見られる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 投機や土地活用目的(農地、空き地、後継者がいない、相続等が背景)で、太陽光発電施工事業者の勧めにより発電設備を設置しているケース ✓ 転売等で所有権が変更しているケース など <p>【通報案件の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電事業者に連絡すると「わからないので、保守事業者に聞いてほしい」と回答される。  <ul style="list-style-type: none"> 発電事業者が『事業計画策定ガイドライン』や関係法令・条例について理解していない。 「『事業計画策定ガイドライン』に記載する事項については、全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきものである」とされていることを理解していないケースがある。 <p>具体的な案件事例: 6-3-1. 草刈り</p> <p>具体的な案件事例: 6-4-2. 関係法令・条例</p>	<p>発電事業者に責任の所在について指導(説明)する機会を設けることはできないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体は発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受ける機会を有効活用し、的確に指導を行う必要がある。 また、説明時には、代行事業者だけではなく、必ず発電事業者にも同席を求め、責任の所在について指導する。 (※オンラインによる面談手段も一般化してきており、遠方でも直接指導を行うことができる環境ができつつある。)

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-2-3. 法令・条例、ガイドラインの遵守

予防策のイメージ



【事業全般の責任を負うことの認識と関係事業者への確認の徹底】

- 『事業計画策定ガイドライン』には、ガイドラインに記載されたことは発電事業者の責任において実行すべきものと示されている。
- また、再エネ特措法施行規則にも、施工状況及びその結果の確認を行うことと定められていることから、**施工状況の確認も含め発電事業者の責任であることを適切に指導することが必要である。**

『事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)』 第2章第2節 設計・施工 3. 施工

- ① 1. 及び2. で行った設計に基づき、かつ、関係法令及び条例の規定に従い、施工を行うこと。施工を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号、第5条の2第3号〕

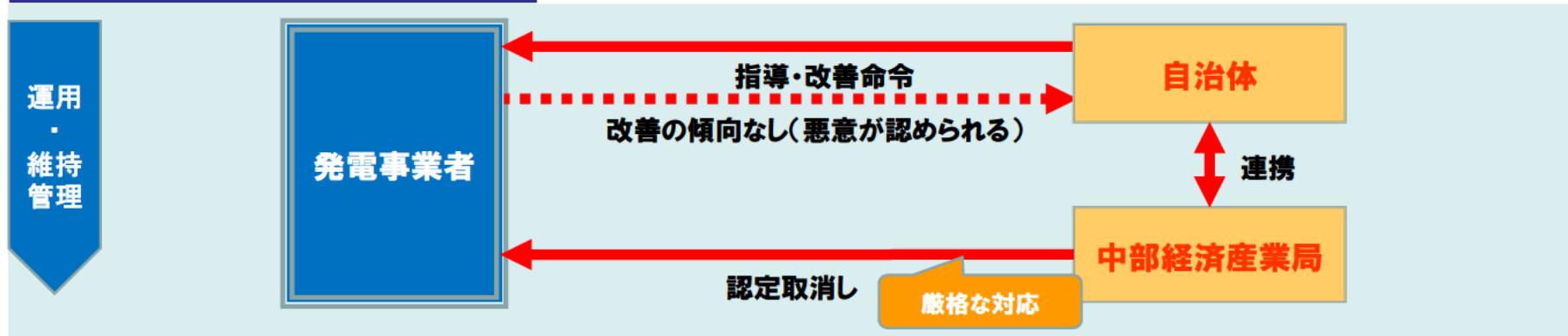
(出典)「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」から抜粋

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-2-4. 法令・条例、ガイドラインの遵守

主な要因	課題・予防策案
<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者に悪意があることも考えられる。 ガイドライン、法令・条例を認識した上で、違反していることも認識していながら、対応を放置していることも考えられる。 ✓ ガイドライン、法令・条例の抜け道や必要とされる対処をせず費用削減をしようとする等(悪徳事業者) 	<p>【発電事業者が悪意がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> トラブルや懸念事項が発覚した場合、迅速な指導を行うとともに、指導及び改善命令に従わない場合には、速やかに認定取消し等の厳格な対応を行う。

予防策のイメージ



5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-3-1. 地域住民との関係構築

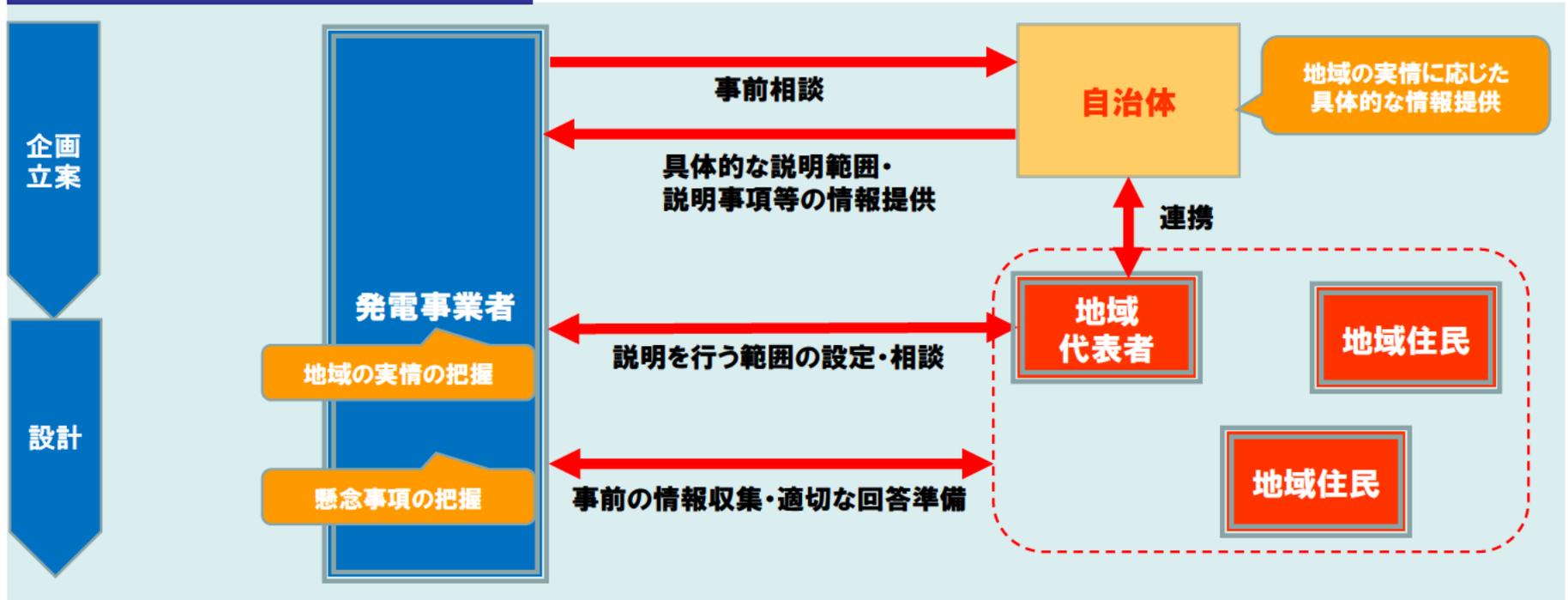
- 法令等の違反ケース以外の大多数のトラブルは、地域住民との関係構築が上手くいっていないために起きている。発電事業者は、地域住民の不安や要望に対して、適宜適切な説明と誠意のある対応を行い、**地域住民とのより良い関係づくりを行う必要がある。その手順や留意点等をどのように指導するかが課題となる。**

主な要因	課題・予防策案
<p>【発電事業者の情報提供不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民は、基本的に安心、納得できれば発電設備の建設に対して反対することは少ない。 ● しかしながら、地域住民に対する説明において、発電事業者は情報を提供していると考えているものの、地域住民が求めている情報が不足しているため問題が生じている。 ● 「説明を聞いていない」、「工事が始まってから初めて知った」といった通報案件も多く、説明をすべき地域住民の範囲の設定と伝え方や確認方法に問題があると考えられる。 <p style="text-align: center;"></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 結果として、発電事業者と地域住民の情報に対する認識に齟齬が起きている。 ● 発電事業者は地域住民の不安を解消するとともに、事業に対する地域住民の理解を得るために、質と量をともなった情報をいかに提供するかが課題といえる。 <p style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; text-align: center;">具体的な案件事例: 6-5-3. 地域共生</p>	<p style="background-color: #FFD700; padding: 5px;">発電事業者に地域住民が安心、納得できる情報の提供を指導する機会を設けることはできないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者から事業の相談や説明を受ける機会において、以下の点を的確に指導することが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 発電事業者は、自らの判断だけでなく、自治体や地域自治会長等に相談し、適切な説明を行う範囲を設定する必要がある。 ✓ 円滑な説明会を実施するためには、地域住民の要望や不安等の情報を事前に収集し、適切な回答を準備しておく必要がある。 ✓ 発電事業者が提供する情報は、具体的(数値等)で、かつ、第三者から見ても納得できる(不安や懸念事項を払拭できる)ものであること、要望される情報提供については期限を定め、迅速に提供方法を示すことで地域住民との関係構築につながる。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-3-1. 地域住民との関係構築

予防策のイメージ



5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-3-1. 地域住民との関係構築

【地域住民が安心、納得できる情報の提供】

- ・ 地域住民が安心、納得できる情報を得られれば、大きなトラブルになることは少ない。
- ・ 地域共生案件から得られた発電事業者及び自治体が留意する点は、以下のとおりである。

地域住民の不安・不満の主な要因	留意点
<p>✓ 発電事業者は、周知や説明すべき地域住民等の範囲について、市町村や都道府県等に対して助言や情報提供を求めているため、適切な範囲の地域住民に漏れが生じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明すべき範囲や対象は、事業規模や実施形態、周辺環境の状況等の地域の実情によって異なることから、事業計画の事前相談時に、相談内容と地域の実情を踏まえた自治体からの適切な助言が必要。 ・ 発電事業者は、自治体からの助言を踏まえ、地域コミュニティの代表者（関係区長・自治会長等）等とコミュニケーションを図り、発電事業者自身が地域の実情を把握することが重要である。 ・ 一般的に、事業規模が大きくなると環境影響が及ぶ範囲が広くなり、周知を行う範囲も広がる。自治体や地域コミュニティの代表者等にも相談し、どの範囲まで周知を行うべきか十分検討する必要がある。 ・ 周知方法も、自治体の助言や地域コミュニティの代表者からの情報提供等を踏まえ、地域の状況に応じた最適な方法を採用する（チラシ配布や回覧板への掲載、個別訪問等）。
<p>✓ 発電設備設置計画があることの通達や、地域住民の懸念事項等の聞き取りが十分にされないまま、施工直前に説明会が開催され、地域住民が「聞いていない、知らない」と不安を抱いている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑に事業を推進するためには、地域住民に対する事業計画の適切な通知とともに、地域住民等からその土地や周辺環境の状況に関する情報収集をするとともに、懸念事項等を聞き取ることが必要である。 ・ 事前周知を行う際には、地域住民等に発電事業者の連絡先を伝達し、メール・書面での情報収集を行うことが重要である。
<p>✓ 説明会において、地域住民から聞き取った意見・要望に対する対応等について、説明がされていない、もしくは地域住民が求めているレベルの説明がされていないため、地域住民が不満を抱いている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と良好な関係を築くためには、説明会等の資料や質疑応答の概要と併せ、事業計画の説明等に際し、地域住民等から寄せられた意見や要望を踏まえた対策を、具体的に、第三者が見ても納得できる内容に整理し、説明会や回覧板等を通じて地域住民等へ知らせることが必要である。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

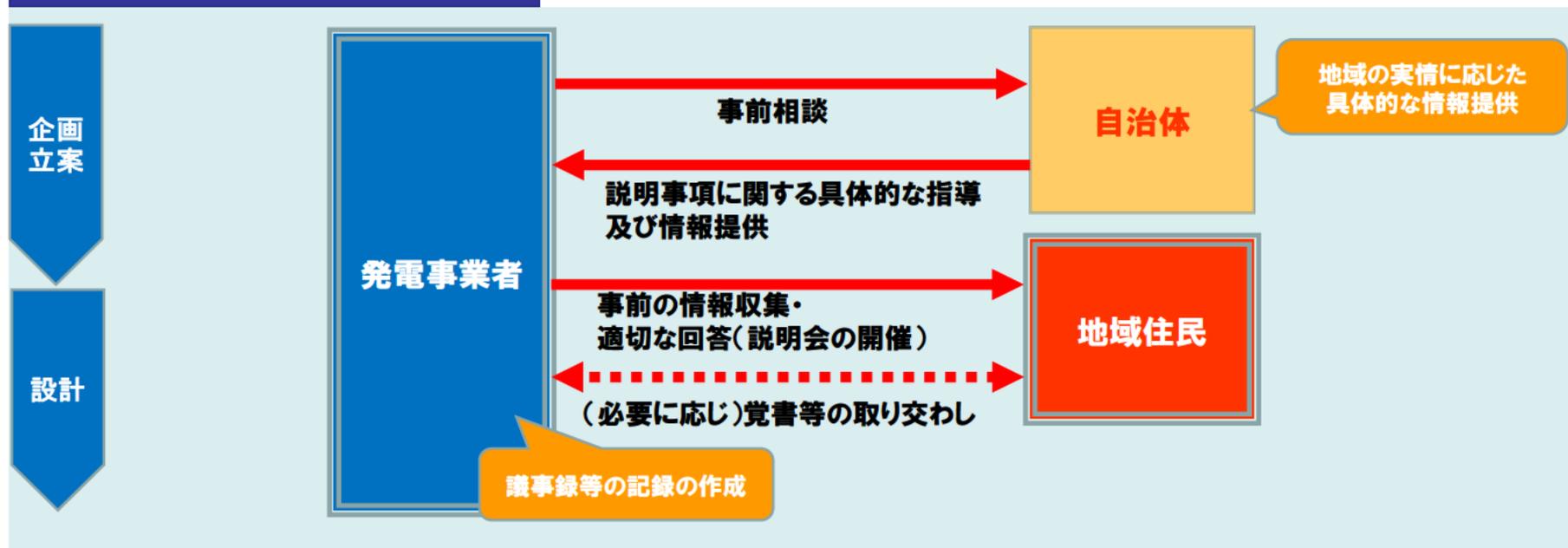
5-3-2. 地域住民との関係構築

主な要因	課題・予防策案
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民との関係構築(事業の説明)は『事業計画策定ガイドライン』において「推奨事項」とされているが、具体的に何をどこまで行うかは示されていない。 発電事業者の判断により説明事項を決定しているため、発電事業者にとって都合の良い説明会が実施されているケースが見られる。 <p>具体的な案件事例: 6-5-3. 地域共生</p>	<p>発電事業者任せきりにせず、説明会の内容を自治体からも指導(助言)することはできないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受ける機会において、以下の点を的確に指導(助言)する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域説明会の実施については、環境省の『環境配慮ガイドライン』等に具体的な説明事項等が示されている。その情報を提供することにより、住民が求めている説明会開催の指針とすることができる。 ✓ 発電事業者は、地域住民の懸念事項やトラブルとなりやすい項目についての情報を事前に収集し、適切な回答を準備しておく必要がある。 ✓ 説明会の内容、決定・合意事項、要望やそれに対する対応等については、場合によっては自治体と協議し、覚書等を取り交わすことで後々のトラブルを防ぐことができる。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-3-2. 地域住民との関係構築

予防策のイメージ



【議事録等の記録の作成】

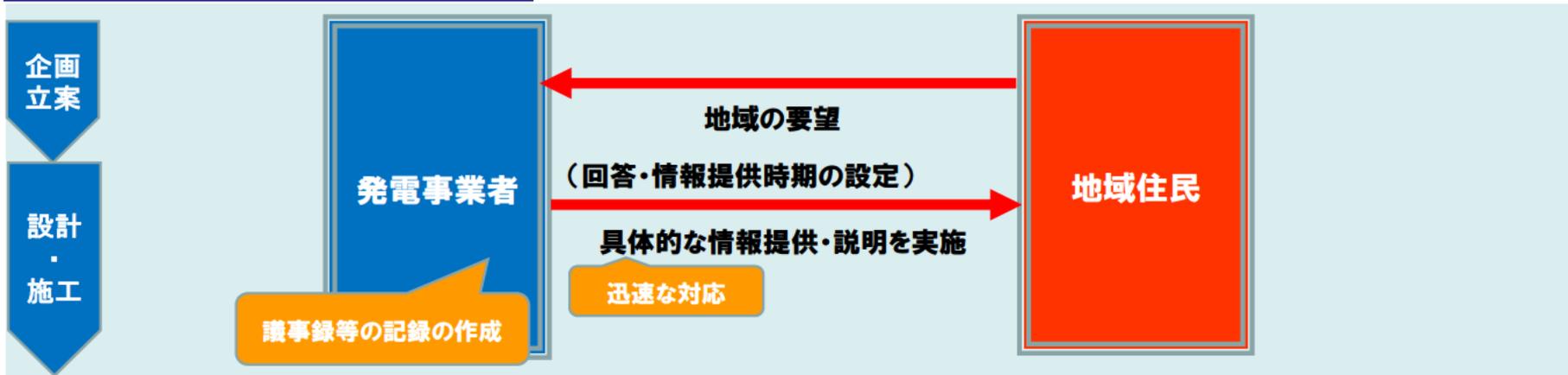
- 説明を実施(説明会を開催)した場合は、その日時、対象地域や対象者、説明を行った方法、説明資料を記録する。
(説明会の場合は、参加を呼びかけた対象地域や対象人数、出席者数、説明内容、質疑応答の状況等)
- 記録しておくことにより、工事や発電施設の稼働の際において、トラブルになった場合でも、地域住民等への説明に役立てることができる。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-3-3. 地域住民との関係構築

主な要因	課題・予防策案
<p>【発電事業者の対応の遅れや情報不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民から要望が挙げられた際の発電事業者の対応について、いつまで経っても返事(対応)がない、要望を満たす情報を提供してくれない等、対応の遅さや情報不足が不満やトラブルの要因となっている。 <p>具体的な案件事例: 6-5-3. 地域共生</p>	<p>迅速な対応が地域住民との関係構築につながることを発電事業者に認識してもらえないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民から要望等が挙げられた際には、回答及び情報提供の時期に期限を定め、迅速に情報提供方法等を示すことが地域住民との関係構築につながる。 発電事業者は、具体的(数値等)で、かつ第三者が見ても納得できる(不安や懸念事項を払拭できる)情報の提供に努める。 説明会の内容については、議事録を作成することで、発電事業者と説明を行う範囲の者双方で、情報や認識の共有を行う。これにより、言った・言わない、説明の過不足等について、双方の行き違いを払拭することが可能となる。

予防策のイメージ



6. 具体的な案件事例 (ケーススタディ)

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-1. ケーススタディの目次

- サポート窓口開設期間中に寄せられた通報案件の中から、参考になる案件をケーススタディとして取りまとめた。

	案件区分	番号	ケース	ページ
①	柵塀・標識	6-2-1	FIT法改正前に設置された設備で、発電事業者の認識が当時のままのケース。	107
		6-2-2	発電事業者自身が柵塀の設置が困難と判断し、設置を見送っていたケース。	109
		6-2-3	営農型(10kW以上50kW未満)における柵塀・標識の未設置ケース。	111
②	草刈り	6-3-1	発電設備の管理を保守点検事業者に全て任せてあり、放置されていたケース。	113
		6-3-2	境界が自治体の所有地であるため、どちらが草刈りを行うか等の確認に時間を要し、放置されていたケース。	115
③	関係法令・条例	6-4-1	自治体と発電事業者の認識の違いとコミュニケーション不足による行き違いのケース。	117
		6-4-2	施工業者に任せきりで状況を把握していないケース。	119
④	地域共生	6-5-1	施工事業者が、土地の権利を強引に取得しようとするトラブルケース。	121
		6-5-2	隣地との境界を把握しておらず、発電効率を上げるために隣地の樹木を伐採し、そのまま放置していたケース。	123
		6-5-3	発電事業者が非FIT設備であったが、発電事業者に対して地域住民の要望を伝えたケース。	125

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-2-1. 柵塀・標識

- 平成29年のFIT法改正前に設置された設備で、発電事業者の認識が当時のままのケース。
- FIT法改正により、柵塀・標識の設置が義務付けられたことと、1年間の猶予期間である「みなし認定期間」が過ぎていることを説明し、理解を得たことで改善。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	20kW
通報内容	柵塀・標識が未設置と自治体から通報。		
要望	柵塀・標識の設置		

経過

	対応	ポイント・備考
07/19	<ul style="list-style-type: none"> 自治体より通報案件の連絡あり。柵の位置にトラロープのみあり。指導し、改善してほしい。 	
08/10	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者に連絡。 事実確認を行ったところ、過去(6, 7年前)に施工業者に問い合わせたら、今のような杭とロープの設置でいいとのことだった。 平成29年のFIT法改正において柵塀・標識の設置が義務付けられたこと等の変更事項をご説明し、9月いっぱいに対応いただくことを了承いただく。 	
09/27	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者から連絡。 業者の都合により工事が遅れており、10月初旬にしか工事に着工することができないとのこと。 これ以上の遅延がないようお願いし、改善後の写真を送付いただくことを了承いただく。 	
11/02	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者よりメールにて連絡。 標識・柵の設置が完了した現地写真を確認。 	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-2-1. 柵塀・標識

写真

改善前



改善後



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	柵塀: 第5条第1項第3号、標識: 第5条第1項第5号
事業計画策定ガイドライン(遵守事項)	【第2章第2節 設計・施工】 4. 周辺環境への配慮

指導

- 平成29年のFIT法改正における変更事項を発電事業者が把握していなかったため、柵塀・標識の設置が義務付けられていることを説明し、理解を得た上で対応いただく。
- 本サポート窓口で改善が確認できるよう、改善後の写真の提供を求めた。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-2-2. 柵塀・標識

- 発電事業者自身が柵塀の設置が困難と判断し、設置を見送っていたケース。
- 2021年4月の資源エネルギー庁「FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）」を案内し、具体的にどのように設置するかを示し、理解を得たことで改善。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	柵塀が未設置と自治体から通報。		
要望	柵塀の設置		

経過

	対応	ポイント・備考
07/19	<ul style="list-style-type: none"> 自治体より通報案件の連絡あり。一部柵塀は設置されているが、設置されていない箇所がある。指導し、改善してほしい。 	
09/02	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者に連絡。 事実確認を行ったところ、柵塀の設置について規定等があれば教えてほしいとのことだったため、2021年4月の資源エネルギー庁「FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）」を案内し、対応いただくことを了承いただく。 	
09/03	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者から連絡。 四方の柵塀の設置が困難な立地とのことだったため、写真等を参考に確認を行った。 	
10/15	<ul style="list-style-type: none"> 経過確認のため発電事業者に連絡。 見積を依頼した段階だったため、早急な対応をお願いした 	
01/19	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者よりメールにて連絡。 柵塀の設置が完了した現地写真を確認。 	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-2-2. 柵塀・標識

写真

改善前



改善後



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	柵塀: 第5条第1項第3号、標識: 第5条第1項第5号
事業計画策定ガイドライン(遵守事項)	【第2章第2節 設計・施工】 4. 周辺環境への配慮

指導

- 柵塀の設置について、自己判断で設置を見送っていたが、2021年4月の資源エネルギー庁「FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ(注意喚起)」を案内し、設置場所等の相談に具体的に対応し、理解を得た上で対応いただく。
- 本サポート窓口で改善が確認できるよう、改善後の写真の提供を求めた。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-2-3. 柵塀・標識

- 営農型(10kW以上50kW未満)の太陽光発電設備のため、発電事業者が営農上支障が生じると判断し、柵塀・標識を未設置。
- 事業計画策定ガイドラインを参照し、標識の設置はすべての発電設備で義務となっていること、営農上支障が生じると判断される場合には、柵塀等の設置を省略することができることとする特例(対応を含め)について説明をし、理解を得たことで改善。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	20.0kW
通報内容	柵塀が未設置と自治体から通報。		
要望	柵塀・標識の設置		

経過

	対応	ポイント・備考
07/19	<ul style="list-style-type: none"> 自治体より通報案件の連絡あり。柵塀・標識が未設置。指導し、改善してほしい。 発電事業者に何度か連絡するも不出。 	
09/02	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者に連絡。柵塀・標識の未設置についてお伝え。 営農型の場合、柵塀については考慮されるが、注意喚起を促す標識を設置することとなっており、標識とともに対応することを了承いただいた。また、改善写真をメールで送っていただくことを了承いただく。 	
09/27	<ul style="list-style-type: none"> メールにて注意喚起と通常標識の設置写真が届き、問題がないと判断し、完了とする。 	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-2-3. 柵塀・標識

写真

改善前



改善後



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	柵塀: 第5条第1項第3号、標識: 第5条第1項第5号
事業計画策定ガイドライン(遵守事項)	【第2章第2節 設計・施工】 4. 周辺環境への配慮

指導

- ・ 営農型のため、特例が適用されるかを写真等を確認しながら判断を行った。
- ・ 標識については、営農型においても遵守事項(義務)となっていることを伝え、事業計画策定ガイドラインを案内しながら説明し、理解を得た上で対応いただけた。
- ・ 本サポート窓口で改善が確認できるよう、改善後の写真の提供を求めた。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-3-1. 草刈り

- 発電事業者が発電設備の管理を保守点検事業者に全て任せており、発電事業者は認知しておらず、放置されていたケース。
- 発電設備における最終責任者は発電事業者であることを説明し、発電事業者を主体として保守点検事業者に連絡、除草の指示、確認をしていただき改善。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	隣地からの草が侵入し、一部のパネルが覆われている。		
要望	指導し、除草してほしい。		

経過

	対応	ポイント・備考
07/19	<ul style="list-style-type: none"> 自治体より通報案件の連絡あり。雑草が生い茂っており、一部パネルが覆われている。指導し、改善してほしい。 	
07/26	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者A氏に連絡。 隣地から草が伸びており、発電設備にかかっていることをお伝え。保守点検事業者B社に確認してもらい、対応をしていただくこと、改善後の写真をメールで送っていただくことを了承いただく。 	
09/07	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者より除草した写真をメールで受け取り、完了とする。 	

6. 具体的な案件事例 (ケーススタディ)

6-3-1. 草刈り

写真

改善前



改善後



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン(推奨事項)

【第2章第3節 運用・管理】
2-(2). 発電性能の維持に関する取組
4. 周辺環境への配慮

指導

- 発電設備の管理、維持について保守点検事業者にて全て任せている状況でも、何か問題が発生した場合は、発電事業者の責任で対応していただくことが遵守事項(義務)となっていることを事業計画策定ガイドラインを参照し説明。
- 太陽光パネル上にまで雑草が繁茂していることから、除草を行わないデメリット(ホットスポット等による発電効率の低下等)についても説明し、理解を得た上で対応いただいた。
- 本サポート窓口で改善が確認できるよう、改善後の写真の提供を求めた。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-3-2. 草刈り

- 発電事業者は現状を把握していたものの、境界が自治体の所有地であるため、どちらが草刈りを行うか等の確認に時間を要し、放置されていたケース。
- 既に発電事業者が対応に動いており、連絡をすることで確認が取れる。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	41.3kW
通報内容	柵塀・標識が未設置で、雑草が生い茂っている。		
要望	指導し、改善してほしい。		

経過

	対応	ポイント・備考
07/19	自治体より通報案件の連絡あり。柵塀・標識が設置されておらず、雑草が生い茂っている。指導し、改善してほしい。	
08/11	本サポート窓口内で検討。確認したところ柵塀が設置されていない場所は侵入が困難とみられるが、柵塀設置の必要があるか、確認が必要と考えられる。	
08/18	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者に連絡。事実確認を行ったところ、既に標識は設置され、除草も行ったとのこと。 ● 除草については、以前に市役所の職員から裏手の河川部分が市の土地であると言われたことがあり、対応を市にお願いしていたが、最終的に発電事業者の土地であると言われたため、時間を要した。 ● 柵塀については手配済み。まず、標識・除草についての写真をメールで送っていただくことを了承いただいた。また、柵塀が設置されたらその写真をメールで送っていただくことを了承いただく。 	
08/19	発電事業者よりメールにて、標識の設置、除草したことを示す写真を受け取り。	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-3-2. 草刈り

写真

改善前



改善後



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン(遵守事項)

【第2章第2節 設計・施工】
4. 周辺環境への配慮

事業計画策定ガイドライン(推奨事項)

【第2章第3節 運用・管理】
2-(2). 発電性能の維持に関する取組
4. 周辺環境への配慮

指導

- ・ 発電事業者が現状を把握し、既に対応を開始していた。対応実施後の写真を送っていただければ確認を行うことを伝えることで、早期に対応いただける。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-4-1. 関係法令・条例

- 条例改正前後の変更（対象となる事業規模、手続き等）事項等が発電事業者に伝わっておらず、自治体と発電事業者の認識の違いとコミュニケーション不足による行き違い。
- 発電事業者の言い分にも考慮すべき点があったことから、自治体に対し、歩み寄りを求めることで改善。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	A市では、6月30日からA市太陽光発電設備設置に関する条例が改正。改正条例では10kw以上の太陽光発電事業を行う前には地域住民への十分な説明と地域から説明会を求められれば応じなくてはならないことになっている。地域住民から説明会を求められたにも関わらず、条例に反して事業を実施している。また、地域住民に排水設備や設置時期について嘘をついているとのこと。		
要望	発電事業者Bに対し、対応するよう指導してほしい。		

経過

	対応	ポイント・備考
08/11	<ul style="list-style-type: none"> ● A市に連絡し、事実確認。発電事業者B社は条例改正前に事前届を提出し、受理されているが、形状変更等で当初計画を変更している。改正後に変更届を提出したため、改正条例の対象となっている。 ● 7月26日にA市から指導書を発電事業者B社に送ったが、返事がないとのこと。 	
08/11	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者B社に連絡。 ● 発電事業者B社は、改正前に一度受理された案件が、形状変更による変更届を提出したことで受理されなくなったこと、指導書の対応期間が5日間と短いことでA市に不信感を持っている。 ● 指示書に基づく対応が整紙、届け出が受理されるまでは工事を再開しないとのこと。 ● A市に対する不信感から連絡を取るつもりもないとのこと。 	
08/11	<ul style="list-style-type: none"> ● A市に連絡。条例改正の通知や、何が問題となっているかが伝わっていないこと等、コミュニケーションの問題ではないかとお伝え。A市は勧告の手続きを検討していたが、一旦様子を見ることとなった。 	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-4-2. 関係法令・条例

- 発電事業者が投資目的で購入しており、施工事業者任せきりで状況を把握していないケース。
- 施工事業者は、対応しているものの、期限が設定されておらず、問題が先送りされている。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	愛知県	発電出力区分(kW)	1,998kW
通報内容	砂防指定地内行為について、令和2年7月20日付けにより許可(有効期間:令和2年7月20日から令和2年11月19日まで)したが、令和2年8月以降、区域拡大や基準を満たさない形での造成が行われ、是正されない状況で太陽光発電による売電が行われている。		
要望	是正するよう、指導してほしい。		

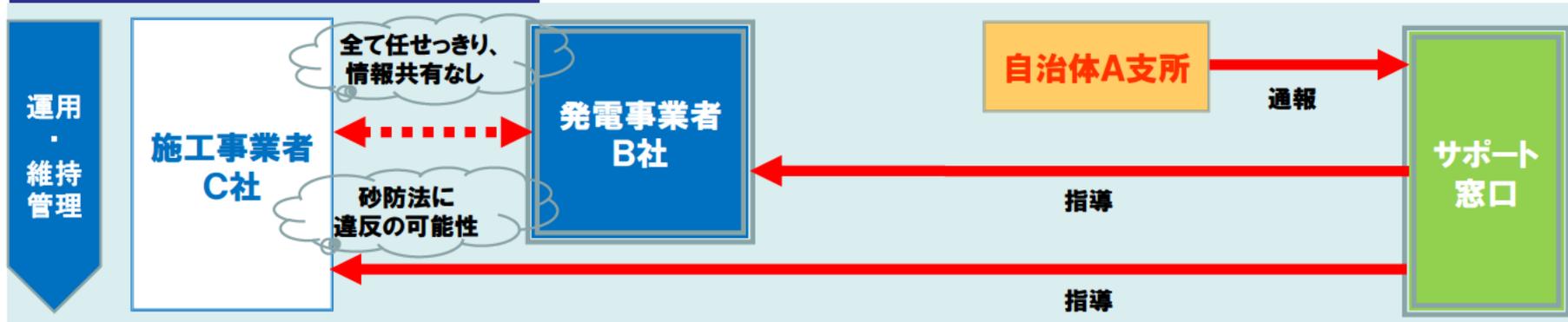
経過

	対応	ポイント・備考
07/14	<ul style="list-style-type: none"> 自治体A支所より通報案件の連絡あり。 	
08/12	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者B社に連絡。 発電事業者B社は投資目的で購入。施工事業者C社に全てを一任しており、何が問題となっているかを把握しておらず、施工事業者C社から対応は進んでいると聞いているとのこと。 	
08/12	<ul style="list-style-type: none"> A支所に連絡し、砂防法に抵触している事由の確認。 	
08/12	<ul style="list-style-type: none"> 施工事業者C社に連絡し、現在の対応状況を確認。 対応はしたが、A支所が求めるレベルに達しておらず、再度対応方法の検討を行っているとのこと。 また、隣地の方とトラブルになっており、その同意書と計画書をセットでA支所に提出予定とのこと。 	
08/12	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者B社に経緯と発電事業者の責任について説明し、改善を促すよう指導。 	
08/12	<ul style="list-style-type: none"> A支所に連絡し、対応の進捗状況と発電事業者にも指導したことをお伝え。災害の恐れもあるため、短期間での報告を求めることを提案し、進展がない場合、再度連絡いただくこと了承。 	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-4-2. 関係法令・条例

概要図



関係法令・条例

砂防法	【第2条 砂防指定地】 治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から、竹木の伐採や土石・砂礫の採取等、一定の行為について制限。本案件では、竹木の伐採、切土等。
-----	---

指導

- 発電事業者が施工事業者に全てを任せている状態で、何が問題となっているかすら理解していない状態であった。発電事業者が最終的な責任を負うことを説明し、本案件に関与することとなった。
- 施工事業者は、対応を進めているものの、期限の意識が薄かった。災害につながる恐れがあり、それが法令に違反していることから、重大な責任があることと、最終責任が発電事業者に及ぶことになることを説明し、自治体が定める期限を遵守することを了承いただく。

指導するにあたっての留意点

- 責任の所在や関与する事業者を正確に把握することで、それぞれに対する的確な指導を行うことが可能となる。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-1. 地域共生

- 発電設備を建設後に売却しようとする施工事業者が、土地の権利を強引に取得しようとするトラブルケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	昨年からトラブルがあり。昨年8月にA氏宅に施工事業者B社がきて、土地売買を申し出た。A氏が拒否すると何度も訪れ、同居している老夫婦を恫喝。その後、測量業者が境界線の確認に来たが、売買契約した覚えはないので追い返した。警察にこの案件を相談し、その旨を発電事業者C社に伝えたところ連絡がとれなくなった。そもそも、設置しようとしている場所が土砂災害警戒区域のため、太陽光設置しても大丈夫なのか？地域住民が反対しているのに、無理やり建設しても許されるのか？新しく制定された条例に違反しているのではないかなど。		
要望	発電設備建設を止めることはできないか。		

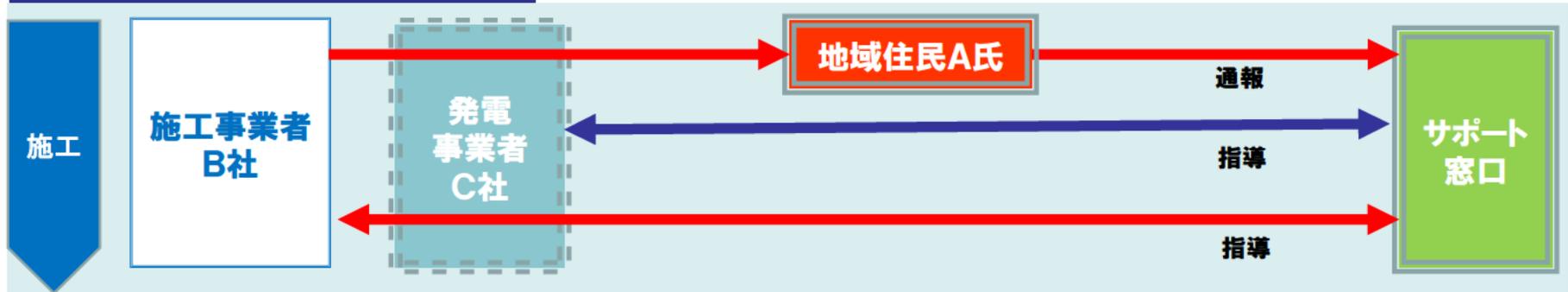
経過

	対応
08/10	・ 自治体に事実確認の連絡。施工事業者B社は、土地を強引に買い取っていることは把握。FIT認定を取得しているものの、開発が始まっていないことから、自治体に指導権限がないとのこと。
08/10	・ A氏に再度確認の連絡。FIT認定を受けている発電事業者C社は一度も来たことがなく、連絡先も不明とのこと。
09/02	・ 発電事業者C社に事実確認。発電事業者C社は、崖崩れなどがひどく、太陽光発電設備建設は白紙になったと聞いており、施工事業者B社から連絡するよう伝えるとのこと。
09/02	・ 施工事業者B社から連絡。FIT認定の取り消しも考慮しており、本サポート窓口には指導権限はないとのこと。
09/07	・ A氏からの連絡。発電事業者C社から連絡があり、発電設備が建設できない場合、元の土地所有者に返却する契約となっているため、崖崩れ等の対応は、元の土地所有者と行ってくれとのこと。弁護士への相談、論点について助言。
09/27	・ A氏から連絡。施工事業者B社が土地の売却を迫る等新たな動きがあるとのこと。民事案件になっているため、指導権限がないことを伝えるとともに、対応についての助言を行って完了となることを了承いただいた。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-1. 地域共生

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン（推奨事項）

【第2章第1節 企画立案】
2. 地域との関係構築（推奨事項）

指導

- 施工事業者に対して指導を実施しようとしたものの、太陽光発電設備建設を撤回し、FIT認定の取り消しを行うとのこと。指導権限がなくなり、内容も民事案件へとシフトした。
- 通報者からは、太陽光発電設備建設が撤回されたことが、本サポート窓口から発電事業者に連絡したことから始まったと認識されており、感謝の言葉をいただく。
- 民事案件へとシフトしたのちもFIT制度の観点から問題点等の助言を行った。

指導するにあたっての留意点

- FIT認定取り消し手続きを行うことを盾に指導権限がないことを指摘してくるなどの悪質な事業者に対しては、可能な限り通報者に協力できるよう、関係事業者の把握や情報の収集は正確に行う必要がある。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-2. 地域共生

- 発電事業者が隣地との境界を把握しておらず、発電効率を上げるために隣地の樹木を伐採し、そのまま放置していたケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	愛知県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	隣地に太陽光発電設備が建設されるが、事業者から説明がなかったため、説明を求めたところ、納得できる内容ではなかった(発電事業者ではなく、施工事業者が対応)。 自治体に相談したところ、関係法令・条例に従って行っており、指導できないと言われ、紹介された本サポート窓口に対応方法について相談したいとのこと。		
要望	納得のいく説明をしてほしい。		

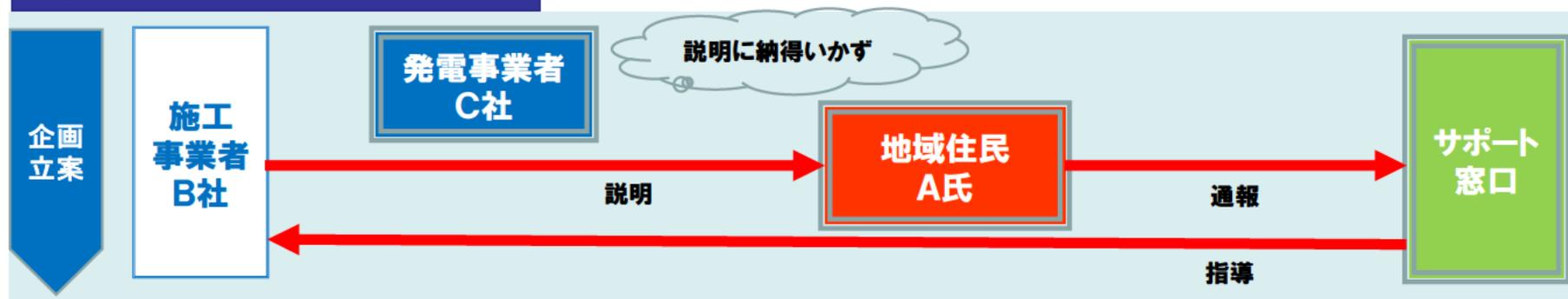
経過

	対応
06/30	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民A氏より通報案件の連絡あり。
07/05	<ul style="list-style-type: none"> 施工事業者B社に連絡。A氏の懸念事項や要望についてお伝えしたところ、発電事業者C社は夜勤等の理由でなかなか調整ができないが、あいさつに伺いたいと考えているとのこと。 A氏にその旨をお伝えし、話し合いをしていただくことをお願いし、了承いただいた。
07/07	<ul style="list-style-type: none"> A氏から再度連絡。施工事業者B社から発電事業者C社と一緒に説明に伺いたいとの連絡があったとのこと。 その際に、A氏は協定書を結びたいと考えておられ、どうすればよいかと相談。 まずは、地域住民が何を発電事業者C社に求めるのか(地域ルール等)をまとめ、対話しながら作成してはどうかと提案。書面の有効性等については、弁護士等に相談していただくよう勧めた。
08/12	<ul style="list-style-type: none"> 経過確認のためA氏に連絡。発電事業者C社との対面は叶っていないものの、施工事業者B社に真摯に対応いただいているとのこと。現状、問題は起こっていないとのことだったため、これを持って本サポート窓口の対応を完了することを伝え、了承いただいた。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-2. 地域共生

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン(推奨事項)

【第2章第1節 企画立案】
2. 地域との関係構築(推奨事項)

指導

- ・ 通報者からは、具体的にどういった説明を求めているのか、どのような対応について不満に思っているのかを具体的にお話しいただいた。
- ・ その内容を元に、施工事業者に対してどのような対応を求められているのかを具体的に示すことができ、有効な対応を実施していただける。

指導するにあたっての留意点

- ・ 対応する事業者にとっても、地域住民から説明を求められた際に、どの程度の情報提供や説明等を行うかを把握していないケースが多いため、通報者から要望を具体的に聞き取ることによって、事業者の対応を前向きに促すことが可能と考える。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-3. 地域共生

- 発電事業者が非FIT設備であったため、本サポート窓口には指導権限がなかったものの、発電事業者に対して地域住民の要望を伝えたケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	三重県	発電出力区分(kW)	非FITのため確認できず
通報内容	太陽光発電設備の工事が始まるとのチラシがポストに入っていた。建設予定地の隣地の方は、境界の確認のため1度立ち会っており、農地転用を含め、法律的に問題なく進めているとのこと。ただし、説明会等を含め、説明を受けていない。所有者が変更になり、放置され、雑草が生い茂っている発電設備が近所にあるため、誰だかわからない人の手に渡るのは不安。地域として緑地を増やしたいという流れもあり、可能であれば、現状のまま転売してもらい、畑として利用できないかと考えているが、土地は既に売却されているため、前地主は既に分の手から離れているため、発電事業者と話してくれと言っている（近所の方で買っていいという人もいるが、発電事業者はどう考えているか不明）。		
要望	発電設備建設をやめ、現状のままでの転売等を含め、対話と説明をしてほしい。		

対応

- | | |
|-------|--|
| 11/01 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民A氏より通報案件の連絡あり。 |
| 11/11 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発電設備が特定できず、A氏に連絡。A氏の情報から発電事業者B社を特定。 |
| 11/11 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者B社に事実確認。確認したところ、非FIT設備のため、本窓口には指導権限がないことが判明。 ● 指導権限がないものの発電事業者B社に対して、A氏の要望を伝えたものの売却の意思なし。また、話し合いをしていただけないかお願いしたところ、対応は検討するが、本サポート窓口が間に入ることはできないことをA氏に伝えてほしいと言われたため、了承。 |
| 11/11 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体Cに対応が可能かの連絡し、情報を共有。 ● 自治体Cでも法的に問題がなければ対応は難しいとのこと。設備設置後、問題があれば対応可能とのこと。 |
| 11/11 | <ul style="list-style-type: none"> ● A氏に経過報告。現状できる範囲のことを発電事業者B社に対して行ったこと、自治体Cの見解をお伝えした。 ● 非FIT設備であるため、本サポート窓口には指導権限がないため、これ以上のことはできないことを伝え、了承いただく。 |

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-3. 地域共生

概要図



関係法令・条例

非FIT設備のため該当する関係法令なし

指導

- ・ 非FIT設備であったため、本サポート窓口には指導権限なし。
- ・ 指導権限はないものの、地域住民とのコミュニケーション(理解)の重要性について説明し、対応をお願いした。
- ・ 本サポート窓口には指導権限はないものの、今後自治体に相談が寄せられる可能性があるため、自治体担当課と情報共有するとともに、どのような対応が可能かを確認し、通報者に連絡。
- ・ 通報者に対しては、本サポート窓口には指導権限がないことを説明し、了承いただく。

指導するにあたっての留意点

- ・ 公表情報等で情報を得ることができなかつたため、非FIT設備の可能性を考慮した上で発電事業者に連絡。初めにFIT認定施設かの確認を行った上で、権限がない場合でも地域住民からの要望等を伝えることは必要と考える。

7. 現地視察

7. 現地視察

7-1-1. 柵塀・標識

- 1つの地番に対して複数の設備ID (FIT認定) を取得しており、また、標識や柵塀が未設置部分がある等から、分割案件の恐れがあると懸念されたケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	10kW以上50kW未満の設備が多数
通報内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民から山一帯に太陽光発電設備が設置されており、柵塀・標識が未設置である。 ・ また、同一住所に複数の発電設備が設置されており、分割案件ではないかとの指摘。 		
不適切事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)』における「遵守事項(義務)」である柵塀・標識の設置に抵触。 ・ 1つの土地に複数の設備IDが設置(50kW未満が数十件)されており、この一角の発電設備すべてに同じ事業者が関与していることから、分割案件ではないかとの指摘を地域住民から受けている。 ⇒これについては、中部経済産業局の判断では、分割案件とは認められていない。 		

現地写真



7. 現地視察

7-1-1. 柵塀・標識

概要図



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	分割案件: 第5条第1項第2号、柵塀: 第5条第1項第3号、標識: 第5条第1項第5号
事業計画策定ガイドライン(遵守事項)	【第2章第2節 設計・施工】 4. 周辺環境への配慮
事業計画策定ガイドライン(推奨事項)	【第2章第1節 企画立案】 2. 地域との関係構築

対応状況

- 『事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)』における「遵守事項(義務)」である柵塀・標識の設置について、中部経済産業局が直接指導を行っており、発電事業者が対応に取り掛かり始めたところである。それに付随し、実際の地番と発電設備が一致しているかの確認とそれを証明する資料を作成する等の指導も中部経済産業局から行われている。
- 本案件と同じ事業者は、他地域でも同様に1地番に対して複数の設備IDを取得しており、一部では施工開始予定が立っていないものもあるため、施工の目途が立っていない設備については、FIT認定の取り消し手続きをするよう中部経済産業局から指導を受け、対応を開始している。

解決策案

- 分割案件となる条件の明確化。
- 柵塀・標識の対応(隣接、設備IDの所有者ごと)。

7. 現地視察

7-2-1. 地域共生

- 実際には被害は出ていないものの、樹木の伐採、防草シートを表面に貼ったことによって降水時の水流の変化による排水・濁水・土砂の流出を懸念しているケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	三重県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接地に団地。住民からA市企画管理課に、排水対策が取られておらず、大雨の時に濁水や土砂が流出し、団地に流れ込まないか不安であると通報。 		
不適切事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木を伐採し、造成を行わずに除草対策として防草シートを敷いている。 ・ これまで雨水は樹木や土が露出していることにより、吸収されていた。 ・ 本発電設備では、樹木を完全に伐採し、防草シートで土地を覆っているため、これまで以上に雨水が流出すると考えられるが、排水対策を行っていない。 ・ そのため、台風や大雨の際に濁水や土砂が流出してこないか地域住民が不安を感じている。 		

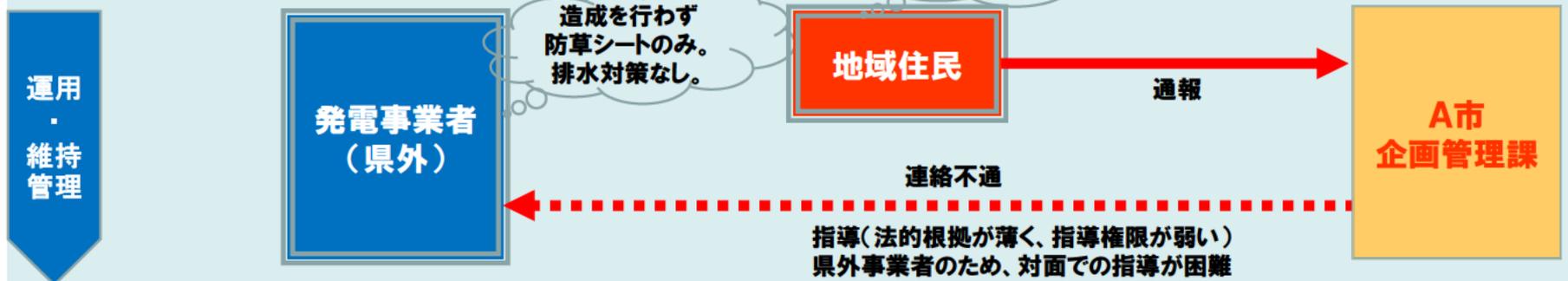
現地写真



7. 現地視察

7-2-1. 地域共生

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン(推奨事項)	【第2章第3節 運用・管理】 2-(2). 発電性能の維持に関する取組 4. 周辺環境への配慮
三重県洪水調整池等技術基準	令第26条等(ただし、本案件については対象とされない)

対応状況

- 発電事業者に対して排水対策を施すように指導を行っているが、法的根拠が薄く、指導権限が弱い。
- 発電事業者が県外に本社を置いているため、対面での指導が困難である。電話によるやり取りが中心となっているため、対応が進展しない。

解決策案

- トラブル要因 ⇒ 因果関係を示す。
※大雨時などの水流や量、排水設備の稼働状況等 ⇒ 写真等証明できる資料を提示

7. 現地視察

7-2-2. 地域共生

- 施工工事の排水対策が不十分（傾斜が考慮されていない）だったため、排水設備工事はされているものの機能せず、大雨の時に水が溜まるとともに抜けなため、ボウフラが発生する等の被害が出ているケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	三重県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の住民から大雨が降った際に発電設備が水没し、感電等の危険がないか不安であるとともに、水がなかなか抜けなためボウフラが発生する等の被害が出ている。 ・ 柵塀が脆弱で少しの衝撃で傾いており、柵塀の体をなしていない。 ・ 雑草の処理をしてもらえない。 		
不適切事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柵塀自体の強度がなく、固定も弱いため、ある程度の衝撃で柵塀が歪む、外れる恐れがある。 ⇒『事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)』『遵守事項(義務)』 ・ 除草については、『事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)』『推奨事項(努力目標)』 ・ 排水対策はしてあるものの、土地の傾斜が考慮されていない。大雨時には水が溜まり、ボウフラが発生することもある。 		

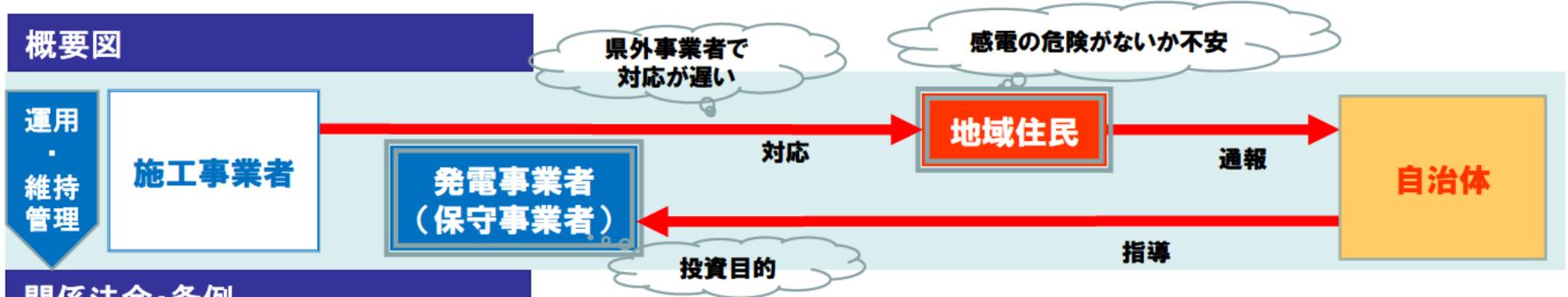
現地写真



7. 現地視察

7-2-2. 地域共生

概要図



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	柵塀: 第5条第1項第3号
事業計画策定ガイドライン(遵守事項)	【第2章第2節 設計・施工】 4. 周辺環境への配慮
事業計画策定ガイドライン(推奨事項)	【第2章第1節 企画立案】 2. 地域との関係構築
三重県洪水調整池等技術基準	令第26条等(ただし、本案件については対象とされない)

対応状況

- 発電事業者、保守点検事業者は同一の個人だが、県外(愛知県)在住であり、発電事業として投資目的で購入したもの。
- 地域住民からの情報として、発電事業者は、これまで来たことがなかったが、本案件で連絡が入り、一度確認に来て「思っていたものと違う」と憤慨していたとのこと。
- 地元住民との協議(修繕、除草等)には、施工事業者が対応しているが、大阪府の事業者であり、除草を含め対応が進んでいない。施工事業者は、この地域に複数の発電設備を設置、売却しており、柵塀の強度については他の発電設備でも同様のものを使用している。

解決策案

- 発電設備が大雨の際に水に浸かっている状況は、施工事業者が自身で確認が取れていないとのこと。撮影された写真があるため、それを提示するとともに、漏電等の安全性に問題があることを指摘することを提案。

7. 現地視察

7-2-3. 地域共生

- 発電設備施工工事中で、重機や重量のある資材(パネル)等を現場に運搬する際に公道を破損させており、公道を利用する地域住民から修復されるのかといった不安が寄せられているケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	三重県	発電出力区分(kW)	10kW上50kW未満が複数
通報内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公道を利用する地域住民(自治会)から、重機等が通ることによって舗装された公道が破損され、自分たちが通る際の妨げになっている。修復はされるのかと通報。 ・ 公道に沿って発電設備を設置しているが、柵塀が設置されるのか、また、設置される柵塀の高さは十分な高さか(発電設備が高い位置にある)が不安。 ・ 以上に対する住民への説明がない。 		
不適切事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を行うにあたり、機材の搬入や重機を入れる際に公道(道路)を傷めている。 ・ 今後の課題として柵塀が適切に設置されるのか。 		

現地写真



7. 現地視察

7-2-3. 地域共生

概要図



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	柵塀: 第5条第1項第3号、標識: 第5条第1項第5号
事業計画策定ガイドライン(遵守事項)	【第2章第2節 設計・施工】4. 周辺環境への配慮
事業計画策定ガイドライン(推奨事項)	【第2章第1節 企画立案】2. 地域との関係構築

対応状況

- 発電事業者は県外に本社を置く会社で、公道の修復についての指導にかなりの時間を要したが(2年程度)、一度修復された。しかし、現状、さらに公道が破損している。
- 重機や設備部品等の大型(重量のある)のもの搬入は終了したとのことだが、破損状況は拡大している。
- 発電事業者に対する指導により、発電設備の設置工事が完了した時点で公道の修復を行うとしている。
- 現地視察の際も工事を行っていた。施工事業者を確認すると福岡県の事業者。

解決策案

- 同行した市職員から施工事業者の当日の現場責任者に対して、公道の修復、柵塀の設置、地域住民への説明等について改めて発電事業者にしっかりと伝えるようにその場で指導していただき、後ほど、発電事業者にも連絡する旨を伝えた。
- 県外に本社を置く事業者に対しては、面と向かった指導が難しく、事業者もなかなか市役所に足を運んでいただけないとのこと。そのため、現場写真等の活用、定期的な確認、事業者に対する期限設定を行うとともに、文章に記録を残す等することを提案した。

8. アンケート報告

8. アンケート報告

8-1. 条例等の策定状況に関するアンケート

- 発電設備の設置に係る反対運動や、住民からの苦情・相談などが増加傾向となっており、『地域との共生』が大きな課題となっている。その対応として、各自治体においては、地域の実情に沿った再生可能エネルギーに関する条例等を制定するなど、発電事業者に対する指導の強化に努めている。
- 今後の中部経済産業局と自治体連携の在り方を検討する上で、自治体における条例等の策定の趣旨や運用を行った効果、課題等について現状把握を行うためにアンケート調査を実施した。
- アンケートの概要・結果は、以下のとおりである。

(1)実施概要

	概要
実施期間	2021年7月5日～7月14日
対象数	現在、再生可能エネルギーに対しての条例を制定し、運営を行っている自治体の内14自治体 【岐阜県】・関市 ・瑞浪市 ・恵那市 ・可児市 【愛知県】・豊橋市 ・瀬戸市 ・新城市 ・田原市 ・阿久比町 ・美浜町 ・東栄町 【三重県】・四日市市 ・鳥羽市 ・志摩市
回答数	回答件数:合計14件(回答率:100%)
内容	問1. 現在、再生可能エネルギー発電事業者が申請・届出等の手続をする場合、その根拠となる条例、要綱、ガイドラインの名称 問2. 条例等を制定するに至った経緯および趣旨 問3. 条例等を運用して得られた効果 問4. 制定された条例等について課題

8. アンケート報告

8-1. 条例等の策定状況に関するアンケート

(2) アンケート結果

問1 現在、再生可能エネルギー発電事業者が貴市町に対して申請・届出等の手続をする場合、その根拠となる条例、要綱、ガイドライン(以下、「条例等」と言います)の名称をお書きください。

【岐阜県】

自治体名	条例等
関市	<ul style="list-style-type: none"> ・関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則 ・関市開発指導要綱 ・開発行為に伴う関連公共施設整備基準
瑞浪市	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例
恵那市	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那市太陽光発電設備設置に関する条例
可児市	<ul style="list-style-type: none"> ・可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例

8-1. 条例等の策定状況に関するアンケート

【愛知県】

自治体名	条例等
豊橋市	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光:ガイドラインを検討中(近隣他市町村、国の方針を踏まえながら、現在、検討を行っている。) ・豊橋市風力発電施設等の建設に関するガイドライン
瀬戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例
新城市	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市風力発電施設等の建設等に関するガイドライン ・新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱
田原市	<ul style="list-style-type: none"> ・田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン ・田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン
阿久比町	<ul style="list-style-type: none"> ・阿久比町太陽光発電設備の設置および管理に関するガイドライン
美浜町	<ul style="list-style-type: none"> ・美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドライン ・美浜町小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例
東栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例

【三重県】

自治体名	条例等
四日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例 ・小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン

8. アンケート報告

8-1. 条例等の策定状況に関するアンケート

問2 条例等を制定するに至った経緯および趣旨を記載ください。

回答	件数
住民からの問い合わせやトラブルの増加	7
環境や景観への影響等を考慮して	6
法的根拠の必要性	4
他自治体の動向	2
合計	19

【住民からの問い合わせやトラブルの増加】

- 地域住民と発電事業者のコミュニケーション不足(説明会が実施されない等を含む)、地域住民の発電事業者に対する不信感等によるトラブルが増加しており、それにともない自治体への相談が増加したため。

【環境や景観への影響等を考慮して】

- 発電設備の建設にともない、農業や漁業への悪影響が懸念されること(濁水・土砂の流出等)や景観・生活環境の保全等の観点から。

【法的根拠の必要性】

- トラブルが発生し、地域住民から相談を受けた場合等、発電事業者に対して指導を行う際の法的根拠がない(法的規制がない一定規模以下の事業についての対応を含む)と対応ができないため。

【他自治体の動向】

- 近隣の他自治体が条例等を検討・制定を進める等の中で必要性を考慮した。

8. アンケート報告

8-1. 条例等の策定状況に関するアンケート

問3 条例等を運用して得られた効果について記載ください。

回答	件数
抑制効果	5
地域住民説明会の実施	5
早期段階での情報取得と提供	4
その他	2
合計	16

【抑制効果】

- ・ 事前着手、無許可、無届け着手の減少(発電事業者から申請にあたっての条例等の問い合わせは増加)。

【地域住民説明会の実施】

- ・ 地域住民説明会の実施(実施報告書の提出等)を義務付けたことにより、地域住民説明会が実施されるようになった。

【早期段階での情報取得と提供】

- ・ 事業計画段階での情報を取得することが可能となり、地域住民に対しても事業計画段階で情報を提供できるようになった。
- ・ 自治体内での発電事業について情報を格段に把握しやすくなった。

【その他】

- ・ 遵守事項を定めたことにより生活環境や景観保全が適切に図られるようになった。
- ・ 手続きが円滑に進むようになった。
- ・ 地域住民と発電事業者のコミュニケーション不足(説明会が実施されない等を含む)、地域住民の発電事業者に対する不信感等によるトラブルが増加しており、それにともない自治体への相談が増加したため。

8. アンケート報告

8-1. 条例等の策定状況に関するアンケート

問4 制定された条例等について課題(期待する効果が得られていない等)について記載ください。

回答	件数
条例等の限界	7
事業者の責任・過失	6
要望	2
その他	3
合計	18

【条例等の限界】

- ・ 法の不遡及の原則により、条例等制定前に設置された発電設備には適用されない(適用逃れを含む)。
- ・ 地域住民説明会が実施されるようになったが、どこまでの範囲の住民に対して行うか等、詳細部分が詰められておらず、対象とならなかった住民から問い合わせがある。
- ・ 条例等の前提条件があわず、指導根拠とできない(FIT認定の有無、規模等)
- ・ 法的強制力の強度(努力事項への強制力等)。

【事業者の責任・過失】

- ・ 届け出等の手続きを把握していない発電事業者がみられる。
- ・ まれに条例等を見逃し(把握しておきながら)、無届けで発電設備を設置するケースがある。
- ・ 仲介事業者(転売含む)が介在する等した場合、最終所有事業者が条例等を把握していないケースがある。

<次ページに続く>

8. アンケート報告

8-1. 条例等の策定状況に関するアンケート

【要望】

- ・ 大規模事業だけでなく、小規模事業に対して条例では弱いため、国の法律を制定してほしい。
- ・ 再生可能エネルギーの普及については国の施策であり、地方自治体任せではなく、国で対応すべき。

【その他】

- ・ 買取期間終了後の発電設備の維持管理や設備撤去の履行が担保できるか不安。
- ・ 条例等を制定したことによる届け出書類の確認等の職員の負担増。
- ・ 適正な判断を自治体レベルでできるのか(環境評価等)。

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

- 中部経済産業局では、発電事業者の事業規律適正化、指導等の実行力の向上につなげるべく自治体との連携を強化するため、再生可能エネルギーに関係する条例等を所管する自治体と情報交換等を行う会議（連絡会議）を開催している。
- その際に地域住民の方々からの相談への対応や発電事業者に対する指導に苦慮されている声を多数いただいた。今後の自治体連携の在り方において、不適切案件への取組みについて検討するため、不適切案件の対応等について、現状把握等を目的にアンケート調査を実施した。
- アンケートの概要・結果は、以下のとおりである。

(1) 実施概要

	概要
実施期間	2021年12月27日(月)～2022年1月17日(月)
対象数	<p>連携会議での発言やFiCCsへの相談状況を踏まえ、不適切案件対応に苦慮されていると想定される自治体の内17自治体</p> <p>【岐阜県】・可児市 ・瑞浪市 ・恵那市 ・中津川市 【愛知県】・豊橋市 ・新城市 ・東栄町 ・美浜町 ・南知多町 【三重県】・津市 ・伊賀市 ・四日市市 ・鳥羽市 ・志摩市 【石川県】・羽咋市 ・志賀町 ・金沢市</p>
回答数	回答件数: 合計17件(回答率: 100%)
内容	<p>I. 再エネ発電設備に係る苦情等の相談体制</p> <p>II. 不適切案件の相談に対する対応状況</p> <p>III. 課題と要望</p>

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

(2) アンケート結果

I. 再エネ発電設備に係る苦情等の相談体制について

質問1. 住民等からの再エネ発電設備に係る苦情等相談に対して、相談体制を整えていますか。

回答	件数	割合
①相談体制を整えている	11	64.7%
②相談体制を整えていない	6	35.3%
合計	17	100.0%

質問2. 質問1で「①相談体制を整えている」と回答された場合、お答えください。
相談体制を具体的にお答えください。

- すべての自治体(11自治体)が「担当課において受付、対応を行っている」「相談内容に応じて所管部署を案内している」と回答している。
- 担当課として、環境担当課が9件、再生可能エネルギー担当課が1件、都市住宅課が1件となっている。

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

質問3. 質問1で「①相談体制を整えている」と回答された場合、お答えください。

職員の異動等のリスク回避や組織としてのノウハウの蓄積に向け、知識、ノウハウの継承はどのように行っていますか。

再エネ設備に係る住民からの苦情等の相談体制を確保する上で重要な要素である、一定の知識やノウハウなど、または必要な相談スキルの確保という観点からお答えください。

【国で自治体相談マニュアルのような統一的な基準を整備してほしい…9件】

- ・ 人事異動等のタイミングで必要な知識、ノウハウがリセットされる…3件
- ・ 職員のスキルに依存する傾向が強い…2件
- ・ ノウハウの蓄積がなく、職員のスキルに左右されるため、国で相談マニュアルのようなものを作成してもらえるとありがたい。
- ・ 「事業計画策定ガイドライン」や他自治体の条例等を参考に対応しているが、統一基準が欲しい。
- ・ 相談対応の実績が多くないため、対応事例等の情報提供があるとよい。
- ・ 自治体としてのマニュアル整備に向けて動いているが、国で自治体相談マニュアルの方針を示してくれるとマニュアルの作成に役立つためありがたい。

【マニュアル等の作成や人材育成が必要と考えている…2件】

- ・ 担当職員に依存しており、現在マニュアル等も作成していないため、異動等のタイミングでマニュアル等の作成を検討する必要があると考えている。
- ・ 職員のスキルや知識によって、回答や対応方法が変わる可能性がある。

【マニュアルの作成、ノウハウの蓄積、継承等を行っている…3件】

- ・ 複数名体制で担当を設置し、異動等のリスクを回避するとともにノウハウの蓄積、継承をしている。
- ・ 条例の逐条や条例に基づく指導・助言の事務マニュアルを作成している。
- ・ 地域住民向けのわかりやすい手引き等を作成・配布することにより、異動リスクの回避に努めている。

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

質問4. 質問1で「②相談体制を整えていない」と回答された場合、お答えください。
相談体制を整えていない理由についてお答えください。

【相談対応の体制は整えていない(特定の部署を設けていない)が、相談の都度対応している…5件】

- 相談に対応する部署がなく、関係法令ごとに各部署が相談に応じている…3件
- 内容が多岐にわたるため、特定の相談部署を設けていない。
- 再生可能エネルギーに関する総合的な部署は本来ないが、町民が困って相談する場所がないため差し当たって環境課で行っている。

【その他…3件】

- 土地利用や開発行為を担当する都市計画部門を中心に対応してきたが、今後、環境部局を中心とした対応を検討中。
- 体制を整えることができる人材がない。
- 人件費やノウハウがないため困っている。

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

Ⅱ. 不適切案件の相談に対する対応状況について

質問5. 不適切案件の相談件数をお答えください(平均的または感覚的な回答で構いません)。

- 相談件数は、各自治体に大きな差があり、「年5回以下」(7自治体)の自治体もあれば、「月11回以上」(4自治体)の相談が寄せられている自治体がある。
- 寄せられる相談件数の最大値は「1年間で100件」、最小値は「1年間で1件」との回答。

■自治体に寄せられている不適切案件の相談件数

回答	自治体数	割合
年5回以下	7	41.2%
月1回程度	3	17.6%
月2～5回程度	3	17.6%
月6～10回程度	0	0.0%
月11回以上	4	23.5%
合計	17	100.0%

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

質問6. 不適切案件の具体的な相談内容をお答えください。

【柵塀・標識の未設置・・・4件】

【再生可能エネルギー設備敷地内の除草がされていない・・・10件】

【関係法令・条例等についてのトラブル・・・8件】

- ・ 条例遵守事項に対する偽装。
- ・ 条例に対する手続きの進捗状況の確認。
- ・ 境界を侵して施工している。
- ・ 土地所有、売買、賃貸に関するトラブル・・・2件
- ・ 市の条例に基づく同意書をとるため、早朝や深夜に太陽光発電事業者が押しかけてくると相談に来た。
- ・ 太陽光発電事業者が同意書を偽造。
- ・ 太陽光発電設備の電気容量の違反。

【地域住民とのコミュニケーション不足によるトラブル・・・11件】

- ・ 説明会の実施なしに工事が開始した・・・9件
- ・ 地域住民と事業者のコミュニケーション不足。
- ・ 発電事業者に対する不信感。

【災害に対する不安・・・3件】

- ・ 太陽光発電設備を設置するにあたり、防災工事よりも先に立木の伐採及びパネルの設置を行ったことにより災害が発生。後日、矢作川流域懇談会によりこの設備の排水が不十分であることが講演者より指摘があった。
- ・ 急傾斜地への建設に対する住民の反対運動。
- ・ 自然災害による2次被害の可能性。

＜次ページに続く＞

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

【再生可能エネルギー発電設備設置による影響について…5件】

- 反射光や反射熱のトラブル…3件
- 低周波、電磁波の影響。
- シャドウフリッカーの影響。

【工事段階でのトラブル…3件】

- 工事車両による現道、侵入道路の破損…2件
- 工事車両の騒音。

【濁水(排水)、土砂の流出…7件】

- 工事中の大雨による濁水の流出。…4件
- 切土・盛土による濁水の発生。…2件
- 太陽光設置予定事業者が工事の途中で倒産し、放置された現場があるが、そこからの土砂流出や雨水流出によって用水路が詰まってしまう。また、土砂災害の危険があるためどうにかして欲しいとの相談が寄せられた。

【その他】

- 工事の許可をなぜ出したのか…2件

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

質問7. 相談対応をする際の連携先について、該当するものに○をつけてください。(複数回答可)。

- 自治体が相談対応をする際の連絡先は、17全ての自治体が「中部経済産業局」と回答。
- 相談先が「ない」との回答はなかった。
- その他2件は、本サポート窓口であるFiCcS(対応)との回答。

■自治体が相談対応する際の連絡先

回答	自治体数	割合
中部経済産業局	17	100.0%
県	5	29.4%
自治体	4	23.5%
その他	2	11.8%
ない	0	0.0%
合計	17	100.0%

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

質問8. 相談対応の中で対応がしやすい(感覚的なものでも構いません)相談事例があれば、お答えください。

【関係法令・条例、ガイドライン等に係る相談・・・9件】

- (柵塀・標識の未設置、農地転用)指導権限がはっきりしており、中部経済産業局や他部署との連携も取りやすい。・・・5件
- 本市で再エネに関する条例を制定してからは、比較的理解される事業者が多くなったので、対応しやすくなったと感じている。・・・3件
- 私有地への土砂流出等は、関係部署と連携し、管理者として指導ができるので相談に乗りやすい。

【雑草の処理についての相談・・・2件】

- 比較的事業者に対応をお願いしやすい。
- 発電施設の管理における草生えのクレームについては、明らかに隣接土地等に影響を及ぼしているときなどは、直接事業者に指導を行っている。見た目上においても適切な管理がされていないことが明らかであるため指導しやすい。

【その他】

- 土地利用に関する法規制がない場所への立地に関しては、行政指導の範囲でしか指導が行えず、事業者側の理解が得られない場合は対応が困難である。

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

質問9. 相談対応の中で対応が難しい(感覚的なものでも構いません)相談事例があれば、お答えください。

【法的根拠(指導権限)がない案件・・・10件】

- 地域住民と事業者のトラブル(反対運動を含む)は、法令に寄りどころがない場合が多く、指導に苦慮する。・・・2件
- 町のガイドラインに該当しない太陽光発電事業についての苦情対応が難しい。・・・2件
- ガイドラインを策定しており、事業者として遵守、配慮してほしい事項を記載しているが、お願いベースでの依頼となることが多い。・・・2件
- 条例の対象にならない事案(条例制定以前に国の認定申請を済ませている事業など)にて苦情等が発生すると対応が難しくなる。
- 法令で規制されていないものや、資源エネルギー庁のガイドラインで努力規定となっているものによる地域住民・事業者間のトラブルへの対応は困難である。
- 市への法令等の確認や周囲への説明も行わずに工事を行う事業者もあり、住民トラブルとなるケースがあるが、事前の把握が難しい。
- 景観に対する苦情は、個人の感覚によることが大きいいため苦情の相談に来ても対応が難しいことが多い。

【科学的根拠があいまいな案件・・・3件】

- 騒音や反射光等、健康被害に関連する心配事(相談)は科学的に根拠がない話であり、そのような相談を受けても対応する部署や相談先がないので苦慮する。・・・2件
- 騒音・反射光等、健康被害に対する相談は、科学的に根拠がなく、判例でも敗訴しているケースが多い状況なので、対応に苦慮する。

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

質問9. 相談対応の中で対応が難しい(感覚的なものでも構いません)相談事例があれば、お答えください。

【感情的な思いから発生した案件・・・4件】

- 感情的な内容で設置を規制して欲しいといった要望は、財産の所有者等への不利益を発生させる事もあるため、公的に介入が困難である。
- 太陽光発電施設の設置にともない発生する実害ではなく、景観や施設そのものを嫌うような申立てがあり、土地利用に関しては口出しできない主旨の説明をしても納得していただけないケースがある。
- 自治体の大半の地域が国立公園内である。太陽光発電設備の設置に関して「自然や景観を破壊してまで行くものか。」「市で規制することはできないか。」との意見を頂いている。しかし、国立公園内とはいえ、区域が普通地域の場合、設置については自然公園法においても規制されるものではない。そのため、法律で規制される範囲(指定区域)と住民感情とのバランスを取ることに苦慮している。
- 地域住民からの苦情の多くは、事業者に対する個人的な感情や事業者の評判等に左右されることが大きく、住民側も事実を誇張して話すことがあるため、通報内容の真偽の確認対応に苦慮する。

【事業者の対応についての案件・・・2件】

- 事業者が地域住民に対する対応の苦情に対して、証拠の音声データや資料が無い場合、対応に苦慮することが多い。
- 草の管理や柵標識が設置されていない案件で指導助言書などを送付し、何度連絡してもなかなか対応してもらえなかった。最終的に国への通報により認定取消しになるかもしれないことを伝えたことで、対応が進み始めた。最初の対応から半年近くかかった。

【その他】

- 太陽光発電事業の工事中に事業者が倒産してしまった場合、どこにどこまで指導をすればいいかわからず、また、経産省もなかなか対応をしてくれないため苦慮する。

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

設問10. これまでに解決できた事例で、最も成功したと感じる事例を挙げてください。

- ・ 最も成功したと感じる事例と言われると難しいが、本市では再エネに関する条例を制定したことで、住民が市へ条例の説明や再エネ事業の対処へのアドバイスやレクチャーを求めてくるなど、住民自らが地域を守る意識が芽生えたことが最も変わったことだと感じている。
- ・ 事業用太陽光について市全体として土砂流出等が問題になっていたため、条例を改正し、事業者と住民との間で協定書を締結するように定めたところ、令和3年度以降に工事を実施した事業地について、設置後に苦情が来たところは今のところない。
- ・ 地域の発電事業の反対要望に対して条例等の規制がないため、対応することができなかったが、農業委員会等の指導により、事業計画地を隣地住民が農地として買い取る形で農地保全ができたため、地域のトラブルを回避できた。
- ・ 発電事業者と地元との間で太陽光パネルの設置の高さでトラブルになっていた案件で、中部経済産業局に間に入っていたが、最終的には発電事業者と地元で協定書を締結したことで不安を解消でき、解決にいたった。
- ・ 太陽光発電設備の設置により、大雨等で市道へ濁水の流出や土砂による道路の汚損がたびたび発生し、地域住民から苦情が出る設備もあったが、市から事業者に対して改善の指導を行うとともに、市から現場に応じた濁水防止対策等も提案するなど対応し、事業者についても誠意ある対応をしてもらったことで、濁水の被害が収まった。
- ・ 地域住民や行政に対して、弁護士を使って脅しをかけてくる事業者が市内にあり、問題となっている地域住民が中部経済産業局に70件以上の苦情メールを入れたことで、中部経済産業局が事業者に指導。事業者が地域住民に脅しをかけなくなった。

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

設問11. 不適切案件の発生状況を踏まえて、制度への要望等があれば記載してください。

【規制・指導権限の強化】

- ・ 国からの規制の強化。
- ・ 即認定取り消しができる制度の運用強化・・・2件
- ・ 発電事業者の特定と必ず連絡が取れる体制（公表情報や申請情報の連絡先が繋がらないケースがある）。
- ・ 指導体制の強化。
- ・ 地域住民とのコミュニケーションを推奨から義務化にできないか。
- ・ 発電事業者の知識・認識不足に対する指導。
- ・ 環境アセス等で法逃れ（出力の抑制等）が見られるため、その対策。
- ・ 不適切案件事業者の公開、情報の共有。
- ・ FIT認定＝「国に認められた事業である」との誤った認識の是正。
- ・ 広く仕組みが理解されるための広報。

【FIT認定の審査について】

- ・ 事業計画の認定の際に土地利用規制だけでなく、立地の安全性、自然環境、生活環境への配慮、住民理解についても詳細を求め、審査すべき。
- ・ 認定審査時の土地の所有権等の審査の厳格化。
- ・ 計画段階での厳格な審査・指導の実施。
- ・ 事業者の資格審査の導入。

8. アンケート報告

8-2. 不適切案件の対応状況についてのアンケート調査

設問11. 不適切案件の発生状況を踏まえて、制度への要望等があれば記載してください。

【立地自治体と地域住民が関与できる体制づくり】

- ・ 事業計画における立地自治体と地域住民が関与できない体制の改善。
- ・ 発電設備が設置される地元市町村に対する財政・経済メリットの創出。

【事業譲渡について・・・5件】

- ・ 事業譲渡に対する一定の規制の導入。事業譲渡が頻繁に行われることが事業者と地域住民との信頼関係構築を阻害している。

【維持・管理(保守・点検)について】

- ・ 設備設置後の周辺環境や安全性に対する仕組みづくりと報告と指導の実施。

【卒FITについて】

- ・ 撤去費用積立の拡充(限定ではなく、すべての再生可能エネルギー発電設備に)と徹底・・・5件
- ・ 廃棄費用の積立について、撤去だけでなく、土地の保全や管理についても対応するように。
- ・ 設備の撤去に際し、産廃処理、土地の安全性の確保・原状回復に強制力のある制度が必要。
- ・ 卒FIT後の発電事業の管理・指導権限の明確化。

9. 自治体からの要望・意見

9. 自治体からの要望・意見

9-1. ヒアリング実施概要

- 不適切案件の相談対応に苦慮していると想定される17自治体を対象としたアンケート結果をもとに、詳細についてさらなる聴き取りが必要と判断した自治体に対して、訪問の上、ヒアリング調査を行った。
- 対応に苦慮していること、なかなか解決に向かっていないこと、切実な要望等の詳細について担当者から話をうかがった。

	概要
実施期間	【東海地区】2022年2月16日(水)～2022年2月18日(金) 【北陸地区】2022年3月16日(水)
ヒアリング先	連携会議での発言やFiCCsへの相談状況を踏まえ、不適切案件対応に苦慮していると想定される自治体の内17自治体から7自治体を選定。 【東海地区】 ・三重県 津市、伊賀市、志摩市 ・愛知県 美浜町、新城市、東栄町 【北陸地区】 ・石川県 志賀町
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切案件対応のマニュアル、ノウハウの蓄積・継承等の状況について。 ・ 対応に苦慮している案件について、どういった点が問題(障害)となるのか、本サポート窓口や中部経済産業局に対して、どういった支援を求めているか。 ・ 不適切案件が発生する要因について意見をうかがうとともに、要望や今後の再生可能エネルギー事業に対する不安(卒FIT等)について。

9. 自治体からの要望・意見

9-2-1. FIT認定の審査について

- 自治体に寄せられる不適切案件において、FIT認定の審査を厳格化することで、未然にトラブルを防ぐことができるのではないかとこの要望が寄せられている。これは、工事を開始すると工事を止める等の指導が難しく（特に「推奨事項(努力目標)」では）、対応が進まないケースが多いためである。
- また、指導対象の発電事業者に連絡が取れない（申請時の虚偽、変更届の未提出等が原因）、発電事業者が認定＝国が認めた事業と地域住民に説明する等、制度を理解していない（悪用の可能性もある）事案も見受けられるため、申請段階での審査・指導の強化と、国民がこの制度を正しく認識するための広報が求められている。

【要望】

- ・ 計画（認定審査）段階での審査・指導の厳格化。
- ・ 事業計画認定の際に土地利用規制だけでなく、立地の安全性、自然環境、生活環境への配慮、住民理解についても詳細を求め、審査すべき。
- ・ 赤道、用水等について、発電事業者が計画（申請）段階で確認を取っておらず、工事段階になって自治体に認定を受けていることを前提に使用許可（払下げ）を求めて来るケースがある。審査時に土地利用についても確認すべき。
- ・ 発電事業者の特定と必ず連絡が取れる体制づくり（公表情報や申請情報の連絡先が繋がらないケースがある）。
- ・ 発電事業者に対する資格審査の導入。
- ・ FIT認定＝「国に認められた事業である」との誤った認識の是正。
- ・ 広く仕組みが理解されるための広報。
- ・ 再生可能エネルギーに関する関係法令・条例、ガイドラインについて把握することが、発電事業者だけではなく、自治体でも困難である。詳細を含めて、情報を取得しやすく取りまとめることや周知のための広報が必要。

9. 自治体からの要望・意見

9-2-2. 規制・指導権限の強化

- 自治体担当課に寄せられる不適切案件の対応について、指導権限が弱い(もしくは「ない」)ために、発電事業者(施工事業者、保守点検事業者等を含む)に指導が行えない、指導しても対応をなかなかしてもらえないといったケースが多く、苦慮している現実がうかがえる。

【要望】

- ・ 自治体に任せきりでなく、国からの取組みとして指導體制や規制を強化。
- ・ 即認定取り消しができる制度の運用強化。
- ・ 努力目標となっている「推奨事項」(地域共生:地域住民とのコミュニケーション等)の「遵守事項(義務)」化。
- ・ 環境アセス等の法逃れ(出力の抑制等)の対策強化。
- ・ 不適切案件を起こした事業者の公開、情報の共有。
- ・ 発電事業者による地域住民に対する説明会の対象者の地域範囲や説明内容・方法(理解しやすい表現含む)を指導するための基準が必要。

9. 自治体からの要望・意見

9-2-3. 立地自治体と地域住民が関与できる体制づくり

- 地元事業者でなく、他自治体(他県からのケースが多い)に本社を持つ事業者により発電設備が設置された立地自治体において、立地自治体の財政・経済的メリットが感じられていない中、負担(条例等の制定、それにもなう申請書類の確認、トラブル時の対応、指導等に要する人員・時間・金の負担)だけが増大していると感じている。
- また、条例等がない場合、事業計画段階で立地自治体、地域住民が関与できないと感じていることもそのように感じる一因となっている。
(地元事業者の場合、顔が知られている等から事業者が協力的なケースが多いが、県外事業者の場合、相手が見えない、面と向かった指導が困難なこと、経験上等の理由から非協力的な事業者が多いと感じていることも一因)

【要望】

- 事業計画における立地自治体と地域住民が関与できない体制の改善。
- 発電設備が設置される地元市町村に対する財政・経済的メリットの創出。

9. 自治体からの要望・意見

9-2-4. 事業譲渡について

- 投資目的が一因と考えられるが、発電事業者の転売等により短期間で変更された場合、トラブルに発展するケースが多いと感じている。
- トラブルが生じた場合、どの事業者に責任があるか、連絡が取れなくなった等、2次的な問題も起こっている。また、信頼関係を構築するためには時間を要するが、地域住民と信頼関係を構築した発電事業者が変更になった際に、新しい発電事業者がどこの誰なのかわからない、引継ぎが上手くいっていない、約束が反故された等、信頼関係を崩壊させるケースが見受けられることから、一定の規制が必要と考えられている。
(短期間での発電事業者の変更を認めない、発電事業者の責任の所在を明確にする、変更する際には旧事業者と新事業者が揃って住民に説明する等の規制)

【要望】

- 事業譲渡に対する一定の規制の導入。
- 事業譲渡が頻繁に行われることが事業者と地域住民との信頼関係構築を阻害している。

9. 自治体からの要望・意見

9-2-5. 卒FITについて

- 立地自治体にとって、卒FIT時における撤去、土地の保全・原状回復等は大きな問題と捉えられている。そのため、撤去費用の源泉的徴収については、太陽光発電設備だけでなく、すべての再生可能エネルギー設備に適用される事を望む声が多い。また、撤去費用だけでなく、実際に撤去する流れは大丈夫か（費用はあるが処理する設備がないため、撤去が進まない）といった不安がある。
- また、卒FIT後の発電設備に対する管理・指導権限がどうなるのかといった不安も持っている。

【要望】

- 撤去費用積立の拡充（限定ではなく、すべての再生可能エネルギー発電設備に）と徹底。
- 廃棄費用の積立について、撤去だけでなく、土地の保全や管理についても対応するように。
- 設備の撤去に際し、産廃処理、土地の安全性の確保・原状回復に強制力のある制度が必要。
- 卒FIT後の発電事業の管理・指導権限の明確化。

9-2-6. その他（維持・管理（保守・点検）について）

- 自治体担当課に寄せられる案件には、発電設備を設置後、放置されていることでトラブルに発展しているケース（雑草の繁茂、排水、濁水の流出等）も多く、設置後の維持・管理について現在より厳格化した仕組みづくりと報告義務、強い指導権限が求められている。

【要望】

- 設備設置後の周辺環境や安全性に対する仕組みづくりと報告と指導の実施。

10～13. 資料

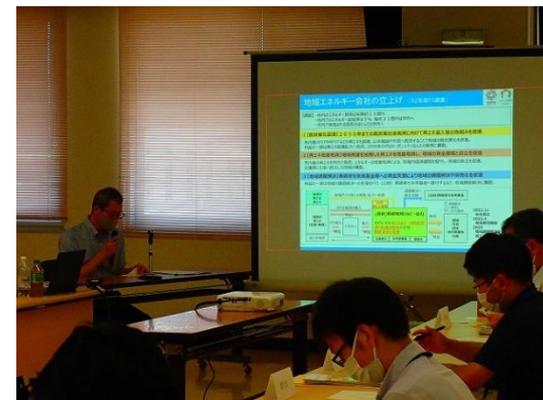
10. (資料) FIT制度に関する自治体連携会議

10-1. 北陸地域連携会議 (富山県) 開催報告

日時・場所	令和3年8月5日(木)13:30~16:40 富山地方合同庁舎 5階会議室(富山市牛島新町11-7)
出席者	中部経済産業局エネルギー対策課 4名、中部地方環境事務所環境対策課 1名 各自治体関係 17名(オンライン参加1名含む)、株式会社ジェック経営コンサルタント 3名

●「富山県 FIT制度に関する自治体連携会議」議事次第

- あいさつ(中部経済産業局)
- エネルギー施策、環境関連施策、FIT制度の概要について
 - FIT制度の概要について(中部経済産業局)
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正について(中部地方環境事務所)
- 各自治体における事例紹介
 - 富山県における再生可能エネルギーの導入状況等について(富山県商工労働部商工企画課)
 - 黒部市内の再生可能エネルギーの発電設備について(黒部市商工観光課)
 - エネルギーと共生したまちづくりについて(南砺市エコビレッジ推進課)
- FiCcsに寄せられた相談事例について(JEC)
- FIT制度における連携方策について(中部経済産業局)
- 意見交換



10. (資料) FIT制度に関する自治体連携会議

10-2. 北陸地域連携会議（石川県）開催報告

日時・場所	令和3年8月6日(金)13:30~16:40 石川県地場産業振興センター本館3階 第3研修室(金沢市鞍月2丁目1番地)
出席者	中部経済産業局エネルギー対策課 5名、中部地方環境事務所環境対策課 1名 各自治体関係者 19名(オンライン参加11名含む)、株式会社ジェック経営コンサルタント 3名

●「石川県 FIT制度に関する自治体連携会議」議事次第

1. あいさつ(中部経済産業局)
2. エネルギー施策、環境関連施策、FIT制度の概要について
 - (1)FIT制度の概要について(中部経済産業局)
 - (2)地球温暖化対策の推進に関する法律の改正について(中部地方環境事務所)
3. 各自治体における事例紹介
 - (1)石川県内の発電設備に係るアセスメント等の状況(石川県環境政策課)
 - (2)加賀市のエネルギー施策について(石川県加賀市環境課)
4. FiCcsに寄せられた相談事例について(JEC)
5. FIT制度における連携方策について(中部経済産業局)
6. 意見交換



10. (資料) FIT制度に関する自治体連携会議

10-3. 東海地域連携会議開催報告

日時・場所	令和3年11月16日(火)13:00~17:00 愛知県名古屋市中区栄三丁目15-33 栄ガスビル5階 栄ガスホール
出席者	講師 1名、中部経済産業局エネルギー対策課 6名、各自治体関係者 31名(オンライン参加 内10名) 株式会社ジェック経営コンサルタント 3名

●「東海3県 FIT制度に関する自治体連携会議」議事次第

- あいさつ(中部経済産業局)
- エネルギー施策、環境関連施策について
 - FIT制度の動向、第6次エネルギー基本計画について(中部経済産業局)
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正について(中部地方環境事務所)
- FiCcSに寄せられた案件及び相談事例に対する自治体の対応状況について
 - FiCcSに寄せられた案件について(JEC)
 - 発電事業への規制対応と新電力の実施について(岐阜県恵那市都市住宅課)
- 各自治体における事例紹介
 - エネルギーの地産地消を目指したまちづくりについて(愛知県豊橋市再生可能エネルギーのまち推進課)
 - 津市内における再生可能エネルギーの現状までの歩みについて(三重県津市環境政策課)
- FIT制度と自治体の連携について
 - 地方自治体用FITシステムについて(中部経済産業局)
 - 再エネに係る条例のご紹介(中部経済産業局)
 - 再エネに係る条例の効果について(岐阜県可児市環境課)
- 意見交換



1 1. (資料) 中部地域自治体における 太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

1 1 - 1. 愛知県

自治体	条例名	施行日
瀬戸市	瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	令和元年9月20日
春日井市	春日井市生活環境の保全に関する条例	平成30年4月1日改正
常滑市	常滑市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン	平成31年1月1日
知多郡阿久比町	阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン	令和元年11月1日
知多郡東浦町	東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	平成29年10月5日
知多郡南知多町	南知多町太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン	令和4年2月21日改正
知多郡美浜町	美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドライン	令和4年3月1日改正
知多郡武豊町	武豊町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和3年12月1日改正
新城市	新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	令和3年4月1日改正
新城市	新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例	平成26年9月26日改正
田原市	田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和2年4月1日改正
北設楽郡東栄町	東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境の保全との調和に関する条例	令和2年9月15日
豊橋市	豊橋市まちづくり景観条例	令和3年3月29日
蒲郡市	蒲郡市景観条例	令和元年7月1日改正
大府市	大府市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	令和3年7月1日

※令和4年3月20日現在

1 1. (資料) 中部地域自治体における 太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

1 1 - 2. 岐阜県

自治体	条例名	施行日
大垣市	大垣市環境基本条例	平成30年4月1日改正
関市	関市自然環境等と太陽光発電設置との調和に関する条例	令和元年10月1日
関市	関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則	令和元年10月1日
関市	関市開発指導要綱	平成29年5月1日
美濃加茂市	美濃加茂市開発事業に関する条例	平成27年4月1日
可児市	可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例	令和2年12月22日
可児市	可児市太陽光発電設備の設置等に関する要綱	令和2年12月22日
加茂郡白川町	白川町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱	平成30年4月1日
加茂郡八百津町	八百津町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱	平成28年7月1日
加茂郡富加町	富加町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	令和3年4月1日
可児郡御嵩町	御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例	令和2年3月24日改正
可児郡御嵩町	御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例施行規則	平成29年4月1日
多治見市	多治見市美しい風景づくり条例	平成27年9月30日改正
中津川市	中津川市太陽光発電設備設置に関する取扱い要綱	平成28年1月1日
中津川市	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	令和3年4月1日改正
瑞浪市	瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	令和2年4月1日
瑞浪市	瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例	令和2年4月1日改正
恵那市	恵那市太陽光発電設備に係る開発事業に関する要綱	平成28年4月1日
恵那市	恵那市太陽光発電設備設置に関する条例	令和3年6月30日
土岐市	土岐市太陽光発電設備設置指導要綱	平成27年8月1日
土岐市	土岐市生活環境保全に関する条例	令和3年6月30日改正
土岐市	土岐市土地開発指導要綱	平成25年3月22日改正
高山市	高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例	平成29年4月1日
下呂市	太陽光発電設備に関する下呂市景観ガイドライン	平成29年9月28日

※令和4年3月20日現在

1 1. (資料) 中部地域自治体における 太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

1 1 - 3. 三重県

自治体	条例名	施行日
三重県	三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン	令和3年12月1日改正
四日市市	四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン	令和4年1月1日改正
松阪市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成30年4月1日
名張市	名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例	令和2年4月1日
鳥羽市	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例	平成30年3月27日
熊野市	熊野市小規模太陽光発電設備の設置に関するガイドライン	平成31年1月15日
志摩市	志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	平成29年7月1日
志摩市	小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン	平成29年12月1日
志摩市	志摩市太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成31年4月1日
伊賀市	伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱	平成28年4月1日
多気郡大台町	大台町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和3年3月31日改正
度会郡南伊勢町	南伊勢町自然環境等と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例	令和2年3月25日
南牟婁郡御浜町	御浜町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	平成30年11月1日
南牟婁郡紀宝町	紀宝町小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和元年10月1日
亀山市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	令和3年1月25日
伊勢市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成29年11月22日

1 1 - 4. 富山県

- ・ 条例・ガイドライン等は策定なし

1 1 - 5. 石川県

自治体	条例名	施行日
羽咋郡志賀町	志賀町再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱	令和2年3月10日

※令和4年3月20日現在

1 2. (資料) 用語の整理

1 2 - 1. 関係法令等に関する用語

用語	解説
再エネ特措法(FIT法)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)
再エネ特措法施行規則	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成23年経済産業省令第46号)
FIT制度	「再生可能エネルギー固定価格買取制度」のこと。
電気事業法	「電気事業および電気工作物の保安の確保」について定められている法律。発電設備の所有者はFIT法の認定有無に関わらず遵守する義務がある。

1 2 - 2. 発電設備に関する用語

用語	解説
PCS (パワーコンディショナ)	太陽電池からの直流の電気を交流に変換し、家庭用の電気機器などで利用できるようにするための機械。また、商用系統との連系運転や自動運転に必要な各種保護・制御機能を備えている。 PCS(Power Conditioning System)。
柵塀	容易に太陽光発電設備の敷地内に立ち入ることが可能であれば、感電やイタズラ等による設備の破損等の恐れがある。このような事態を防ぐため、外部から容易に発電設備に触れることができず、構内に容易に立ち入ることができないよう、発電設備と十分な距離を取った上で、十分な高さの柵塀等を設置することが求められている。また、柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いることとされている。 (柵塀の設置が困難な場合、第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合等、一部柵塀の設置を省略することが認められている。)

12. (資料) 用語の整理

12-3. 地籍等に関する用語

用語	解説
赤線(あかせん)・ 赤道(あかみち)	公図に赤線で表示された地番のない道路(昔の農道)。道路法の適用のない道路。 通常は土地台帳にも登録されていない。 認定外道路(法定外公共物)として国有財産とされている。管理は財務省。
青線(あおせん)・ 青道(あおみち)	公図上に存在するが、地番のない河川または水路である(あった)敷地。 河川法及び下水道法の適用を受けない。 法定外公共用物として国有財産とされている。管理は国土交通省。
一筆(いっぴつ)	一枚の登記用紙に表示されている一つの土地。法務局では、一筆ごとに登記がなされており、土地登記簿において、一つの土地を指す単位を「筆」という。
地番(ちばん)	法務局が定める土地の番号(不動産登記法第35条)。一筆ごとの土地に番号をつけたもの。
住居番号	「住居表示に関する法律」にもとづき、以前は土地の「地番」で定めていた住所をわかりやすくするために各自治体が定めているもの。一定の基準に基づいて順序よく、建物毎に付番してある。

1 3. (資料) 業務の報告実績

1 3 - 1. 業務の報告実績 (オンライン会議の実施)

- 事業の円滑な遂行のため、担当課である中部経済産業局エネルギー対策課担当者と定期的にオンライン会議を開催し、情報の共有や案件の検討等を実施した。

日付	内容	日付	内容
2021.05.25	・ 今後の事業スケジュールについて	2021.10.20	・ 東海地域連携会議について検討状況報告
2021.06.09	・ 条例等の策定状況アンケートの検討 ・ 窓口滞納についての検討		・ 窓口対応についての検討
2021.06.23	・ 条例等の策定状況アンケートの検討 ・ 連携会議についての打合せ	2021.11.05	・ 東海地域連携会議について検討状況報告
2021.07.21	・ 条例等の策定状況アンケートの結果報告	2021.11.11	・ 東海地域連携会議について検討状況報告
2021.07.29	・ 北陸地域連携会議について検討状況報告	2021.11.25	・ 東海地域連携会議の振り返り ・ 不適切案件対応状況アンケートの検討
2021.08.03	・ 北陸地域連携会議について検討状況報告	2021.12.08	・ 不適切案件対応状況アンケートの検討
2021.08.11	・ 北陸地域連携会議の振り返り ・ 窓口対応についての検討		・ 窓口対応についての検討
2021.08.26	・ 窓口対応についての検討	2021.12.23	・ 不適切案件対応状況アンケートの検討 ・ 窓口対応についての検討
2021.09.03	・ 東海地域連携会議について検討状況報告	2022.01.13	・ 現地視察についての検討
2021.09.09	・ 東海地域連携会議について検討状況報告 ・ 窓口対応についての検討	2022.01.27	・ 現地視察についての検討 ・ 不適切案件対応状況アンケート結果報告
2021.09.22	・ 東海地域連携会議について検討状況報告 ・ 窓口対応についての検討	2022.02.10	・ 現地視察について最終確認
2021.10.08	・ 窓口対応についての検討	2022.02.24	・ 現地視察の報告
		2022.03.10	・ 窓口対応についての検討
		2022.03.24	・ 窓口対応についての検討

